

「平成の合併」の評価・検証・分析

平成20年6月

市町村の合併に関する研究会

【 目 次 】

はじめに	1
I 合併の進捗状況等について	2
1 合併による市町村数の変化等について	2
2 合併の組合せ、パターン等について	5
3 日常生活圏と合併の枠組みについて	10
4 合併新法下における合併への取組状況について	12
5 合併した理由、合併と住民の意向との関係等について	14
6 未合併市町村の要因について	16
(1) 未合併の要因について(全体)	16
(2) 財政力、人口等と未合併要因について	17
(3) 基金の状況と未合併要因について	18
(4) 地域ブロック別の未合併要因について	18
(5) 法定協議会の加入実績と未合併要因について	18
(6) 現在の合併に向けた取組状況と未合併要因について	18
II 合併の効果、課題等について	19
1 合併による市町村の態様の変化について	19
(1) 人口規模等の変化について	19
(2) 団体種別・人口段階別毎の市町村の人口・面積の変化について	22
(3) 地域分類・合併パターン別の人口の変化について	25
(4) 各事務分野で設定されている基準等と人口規模の関係について	26
(5) 高齢者人口比率の変化について	28
2 市町村の行財政に対する合併の影響について	29
(1) 組織・専門職員の配置への影響について	29
(2) 行政運営への影響について	32
(3) 職員数への影響について	35
(4) 支所等の状況について	37
(5) 合併を契機とした都道府県からの権限移譲について	39
(6) 市町村建設計画の進捗状況について	41
(7) 財政への影響について	42
(8) 合併の効果や課題に関する市町村の認識について	48
3 合併の住民生活への影響等について	51
(1) 住民サービスへの影響について	51
(2) 住民負担への影響について	55
(3) 広域的なまちづくり、周辺部対策等への取組状況について	57
(4) コミュニティへの影響について	60
(5) 住民からみた市町村合併	64
III 合併パターン別の効果、課題等について(再掲)	67
1 都市同士の合併	67
2 都市と中山間等の広域的な合併	68
3 平地、中山間同士での合併	68
IV まとめと今後の市町村合併のあり方	70
1 市町村合併の効果	70
(1) 合併による住民サービスの維持・向上	70
(2) 合併による行財政基盤の強化	70
(3) 合併による広域的なまちづくり	71
(4) 合併による効率化	71
2 合併市町村の課題	73
(1) 住民自治の振興・住民主体となった地域づくり	73
(2) 組織・職員のパフォーマンスの向上	73
(3) 住民負担の適正化・公共施設の再編等	73
(4) 都道府県から市町村への権限移譲	74
3 合併新法下における今後の市町村合併のあり方	75

はじめに

いわゆる「平成の合併」が平成11年4月に始まってから、来年で10年を迎える時期となっている。

また、平成17年4月に5年の時限法として施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）の期限も平成22年3月に迫っている。

一方、平成19年7月に発足した第29次地方制度調査会において、総理大臣からの諮問事項として「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」が含まれており、審議項目として「合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析」が挙げられている。

こうした背景の下、本研究会では、平成の合併について、その進捗状況を振り返るとともに、行政側と住民側の両面から見た場合の効果・課題などについて、実証的なデータに基づき、幅広い観点から評価・検証・分析を行うこととしたものである。

もとより、市町村合併は地域の将来を見据えて行われるものであり、その効果が現れるまで一定の期間を要することから、大半の合併市町村で合併後数年しか経っていない現時点においては、短期的な影響の分析に止まらざるを得ないことを、あらかじめ申し添えておく。

この報告が、現在合併に取り組んでいる市町村における検討の材料に資するとともに、これまでに合併した市町村の新しいまちづくりや課題解決の参考としていただくことを期待するものである。

I 合併の進捗状況等について

平成11年度から現在までの市町村の合併（今回の合併）の起点は、平成11年7月のいわゆる地方分権一括法による「市町村の合併の特例に関する法律」（合併旧法）の改正により、地方交付税の合併算定替の大幅延長や合併特例債の創設といった合併を促進するためのインセンティブが盛り込まれたことを起点とする。

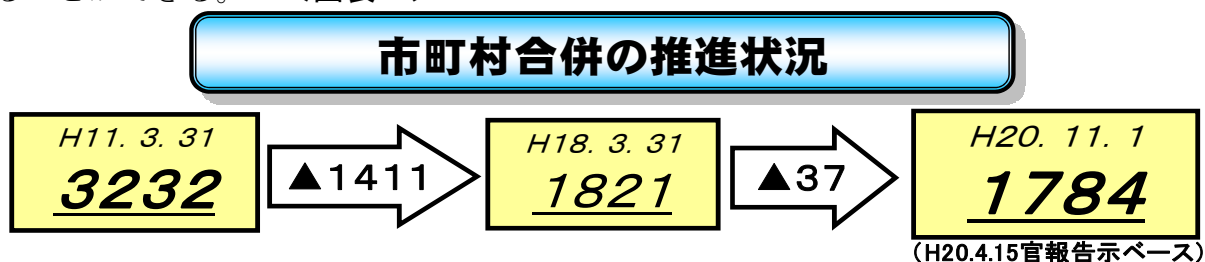
さらに、「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。」（平成12年12月1日及び平成16年12月24日閣議決定）に基づき、政府をあげて市町村合併が推進された。

はじめの2～3年は、一部を除き合併に向けた市町村の動きは小さかったが、平成14年度に入ると法定合併協議会が全国的に数多く設けられるようになり、そこでの協議結果を受けて、旧合併特例法の適用期限が迫った平成16年度及び17年度の最後の2年間で多数の合併が実現した。

さらに、現在は、合併旧法の後継法である「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）の下で市町村合併が進められている。

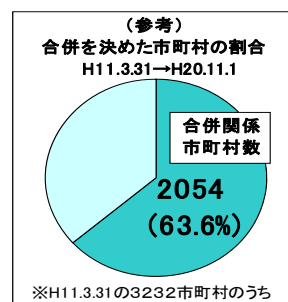
1 合併による市町村数の変化等について

市町村数は3,232（H11.3.31）から1,784（H20.11.1 見込）まで減少しており、与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針の数字には届いていないものの、その数が大幅に減少し1,800を下回ったという点で、今回の合併については、相当程度の進展を見せていると評価することができる。 <図表1>



■市町村数等の推移

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.11.1
市 町 村 数	9,895	3,466	3,232	1,784
人口1万人未満	—	—	1,537	482
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,860
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	208.1



■合併市町村件数

	旧法下(H11.4.1～)	新法下	計
合併件数(合併関係市町村数)	581 (1,991)	25 (63)	606 (2,054)
新設合併	443 (1,543)	8 (23)	451 (1,566)
編入合併	138 (448)	17 (40)	155 (488)
H11.4.1以降の減少市町村数	1,410	38	1,448

(注)
・H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの
・H18.3.31の数値には、合併新法による合併1件を含む(H18.1.10に高松市が牟礼町を編入)
・人口 H11.3.31…H7年国調より H20.11.1…H17年国調より
・面積 H11.3.31…全国市町村要覧(H10年度版)より H20.11.1…全国市町村要覧(H19年度版)より

図表2を見ると、市町村数の減少率は、都道府県間で大きな差があり、まず、合併が大きく進んだ地域として、広島県（▲73.3%）、新潟県（▲72.3%）、愛媛県（▲71.4%）、長崎県（▲70.9%）、大分県（▲69.0%）がある。

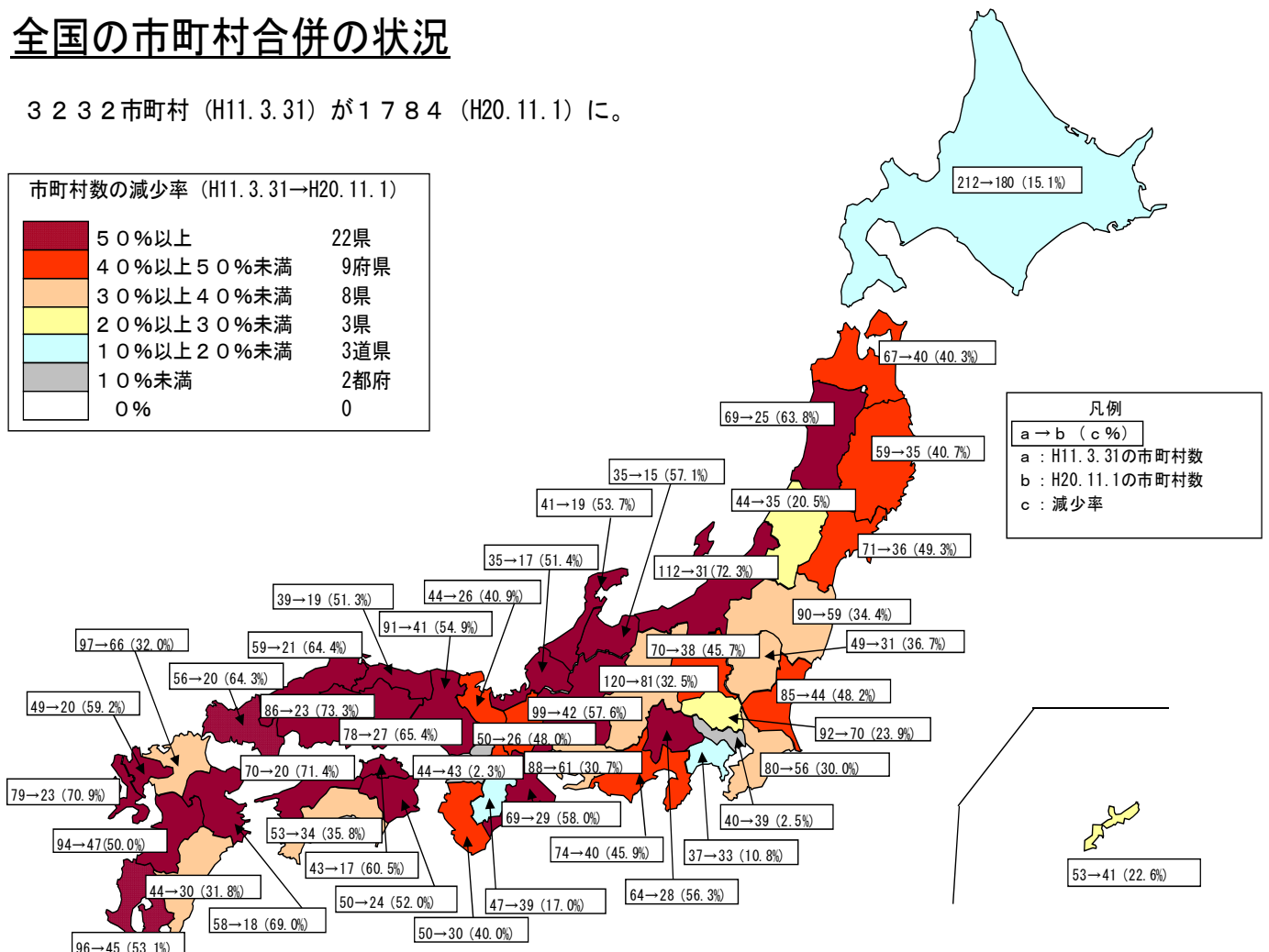
一方で、大都市部における合併の進捗率が低く、大阪府での合併は堺市1件（▲2.3%）、東京都での合併は西東京市1件（▲2.5%）、神奈川県での合併は相模原市に関する2件（▲10.8%）のみとなっている。大都市部においては、人口密度が非常に高く、高密度での土地利用が進んでおり、また、住民の居住する市町村以外へ行動の範囲は広がっていると考えられる。このため、面積が狭く、市街地が連たんしている中小規模の都市同士が合併する場合には大きな効果が期待できるにもかかわらず、今回の合併においては、このような大都市部における合併が進んでいないと言える。

さらに、大都市部以外で合併の進捗率が低い地域として北海道（▲15.1%）、奈良県（▲17.0%）、山形県（▲20.5%）、沖縄県（▲22.6%）等が挙げられる。

<図表2>

全国の市町村合併の状況

3232市町村（H11.3.31）が1784（H20.11.1）に。



図表3を見ると、人口1万人未満の小規模な市町村の数は1,537から3分の1弱に減少したが、現時点で482存在している。特に、北海道（114団体）、長野県（43団体）、福島県（28団体）、高知県（19団体）、奈良県（18団体）など、合併の進捗が芳しくなかった地域において多くの人口1万人未満の市町村が存在している状況となっており、北海道、長野県、高知県では、人口1万人未満の市町村が5割以上を占めている。

合併が進み市町村の行財政規模が充実した地域においては市町村が基礎自治体としての役割を果たすための基盤が整備される一方で、合併の進捗率が低く小規模市町村が多く残っている地域では住民サービスの提供やまちづくりを将来にわたって担っていく体制が十分に整備されない可能性がある。

これにより、都道府県の役割等に地域間で大きな差異が生じかねないものになることも考えられる。

<図表3>

都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	H11.3.31市町村数			H20.11.1市町村数			減少率	都道府県名	H11.3.31 1万人未満 団体数 (構成比)		H20.11.1 1万人未満 団体数 (構成比)		減少率		
	市	町	村	市	町	村			市	町	村	市		町	村
1北海道	212	34	154	24	180	35	130	15	15.1%	1北海道	144	(67.9%)	114	(63.3%)	20.8%
2青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%	2青森県	36	(53.7%)	12	(30.0%)	66.7%
3岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7%	3岩手県	24	(40.7%)	10	(28.6%)	58.3%
4宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3%	4宮城県	27	(38.2%)	4	(11.1%)	85.2%
5秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%	5秋田県	41	(59.4%)	8	(32.0%)	80.5%
6山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%	6山形県	17	(38.6%)	12	(34.3%)	29.4%
7福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%	7福島県	51	(56.7%)	28	(47.5%)	45.1%
8茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%	8茨城県	15	(17.6%)	1	(2.3%)	93.3%
9栃木県	49	12	35	2	31	14	17	0	36.7%	9栃木県	7	(14.3%)	1	(3.2%)	85.7%
10群馬県	70	11	33	26	38	12	16	10	45.7%	10群馬県	24	(34.3%)	10	(26.3%)	58.3%
11埼玉県	92	43	38	11	70	40	29	1	23.9%	11埼玉県	13	(14.1%)	3	(4.3%)	76.9%
12千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0%	12千葉県	18	(22.5%)	8	(14.3%)	55.6%
13東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%	13東京都	11	(27.5%)	11	(28.2%)	0.0%
14神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%	14神奈川県	2	(5.4%)	2	(6.1%)	0.0%
15新潟県	112	20	57	35	31	20	7	4	72.3%	15新潟県	57	(50.9%)	7	(22.6%)	87.7%
16富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%	16富山県	11	(31.4%)	1	(6.7%)	90.9%
17石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%	17石川県	17	(41.5%)	1	(5.3%)	94.1%
18福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%	18福井県	18	(51.4%)	2	(11.8%)	88.9%
19山梨県	64	7	37	20	28	13	9	6	56.3%	19山梨県	41	(64.1%)	9	(32.1%)	78.0%
20長野県	120	17	36	67	81	19	25	37	32.5%	20長野県	77	(64.2%)	43	(53.1%)	44.2%
21岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%	21岐阜県	56	(56.6%)	7	(16.7%)	87.5%
22静岡県	74	21	49	4	40	23	17	0	45.9%	22静岡県	15	(20.3%)	4	(10.0%)	73.3%
23愛知県	88	31	47	10	61	35	24	2	30.7%	23愛知県	18	(20.5%)	5	(8.2%)	72.2%
24三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%	24三重県	31	(44.9%)	4	(13.8%)	87.1%
25滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0%	25滋賀県	20	(40.0%)	8	(30.8%)	60.0%
26京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%	26京都府	21	(47.7%)	5	(19.2%)	76.2%
27大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%	27大阪府	2	(4.5%)	2	(4.7%)	0.0%
28兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%	28兵庫県	35	(38.5%)	0	(0.0%)	100.0%
29奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%	29奈良県	24	(51.1%)	18	(46.2%)	25.0%
30和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%	30和歌山県	28	(56.0%)	11	(36.7%)	60.7%
31鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%	31鳥取県	30	(76.9%)	7	(36.8%)	76.7%
32島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%	32島根県	45	(76.3%)	8	(38.1%)	82.2%
33岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%	33岡山県	50	(64.1%)	4	(14.8%)	92.0%
34広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%	34広島県	52	(60.5%)	2	(8.7%)	96.2%
35山口県	56	14	37	5	20	13	7	0	64.3%	35山口県	33	(58.9%)	4	(20.0%)	87.9%
36徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%	36徳島県	32	(64.0%)	6	(25.0%)	81.3%
37香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%	37香川県	17	(39.5%)	1	(5.9%)	94.1%
38愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%	38愛媛県	42	(60.0%)	2	(10.0%)	95.2%
39高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%	39高知県	37	(69.8%)	19	(55.9%)	48.6%
40福岡県	97	24	65	8	66	28	34	4	32.0%	40福岡県	22	(22.7%)	9	(13.6%)	59.1%
41佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%	41佐賀県	25	(51.0%)	4	(20.0%)	84.0%
42長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9%	42長崎県	55	(69.6%)	4	(17.4%)	92.7%
43熊本県	94	11	62	21	47	14	25	8	50.0%	43熊本県	58	(61.7%)	15	(31.9%)	74.1%
44大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%	44大分県	38	(65.5%)	1	(5.6%)	97.4%
45宮崎県	44	9	28	7	30	9	18	3	31.8%	45宮崎県	19	(43.2%)	10	(33.3%)	47.4%
46鹿児島県	96	14	73	9	45	18	23	4	53.1%	46鹿児島県	54	(56.3%)	16	(35.6%)	70.4%
47沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%	47沖縄県	27	(50.9%)	19	(46.3%)	29.6%
計	3,232	670	1,994	568	1,784	783	808	193	44.8%	計	1,537	(47.6%)	482	(27.0%)	68.6%

※H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。

以上のとおり、今回の合併により市町村の行財政規模が充実したとの評価がされているものの、その進捗状況については地域ごとに大きな差異が見られ、また、小規模市町村が数多く偏在しており、このことが今回の合併の残された課題の一つであると考えられる。

2 合併の組合せ、パターン等について

今回の合併606件について構成市町村数を見ると、2市町村ないし3市町村の合併が全体数の3分の2である409件を占め、構成市町村数が多い合併ほど件数が少くなる傾向があるが、一方で10以上の市町村が合併した事例も9件ある（図表4）。

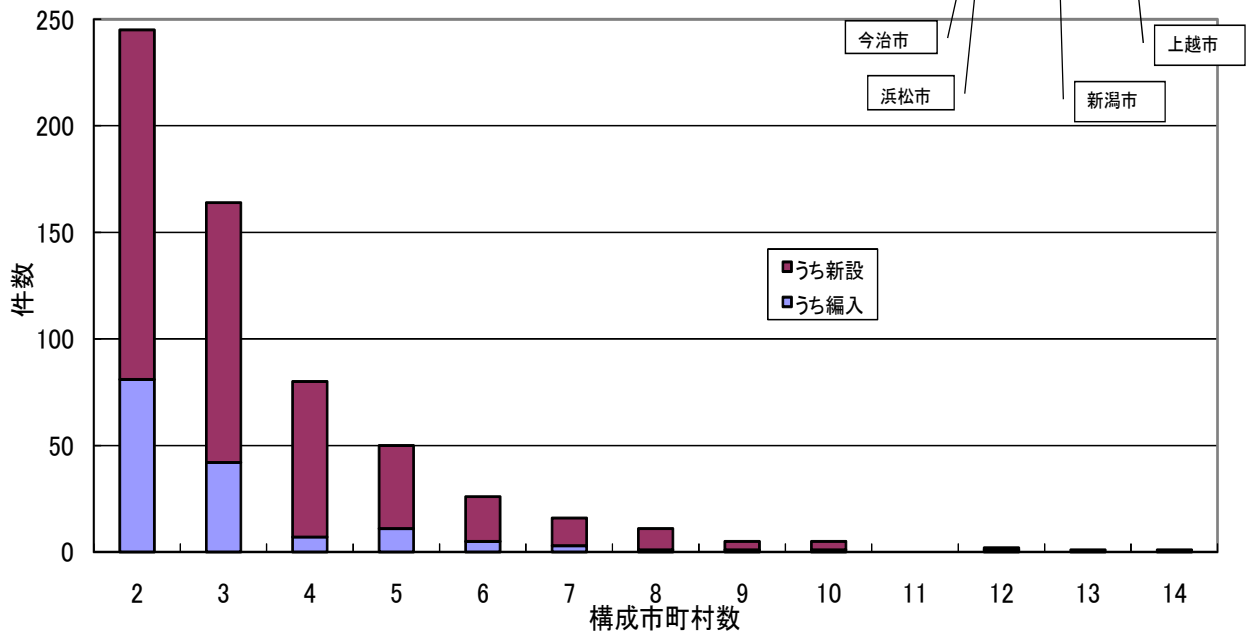
新設合併の場合、編入合併に比べ構成市町村数が少ない傾向にあり、合併後の人口規模も比較的小さいケースが多い（図表4、図表5）。

図表6は、合併前にある人口段階に属していた市町村が、合併によってどの人口段階に属するようになったかを示したものである。平成11年時点で人口1万人未満であった市町村のうち合併したものは1,101あったが、そのうち合併後人口5万人未満の市町村となったものが半数以上（599）である。ただし、このうち編入合併した市町村（220）の場合には、その半数以上（126）が人口10万人以上の市町村となっている（図表6の参考欄）。

<図表4>

合併構成市町村数と合併方式について

構成市町村数	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村	11市町村	12市町村	13市町村	14市町村	計
合併件数	245	164	80	50	26	16	11	5	5	0	2	1	1	606
うち新設	164	122	73	39	21	13	10	4	4	0	1			451
うち編入	81	42	7	11	5	3	1	1	1	0	1	1	1	155

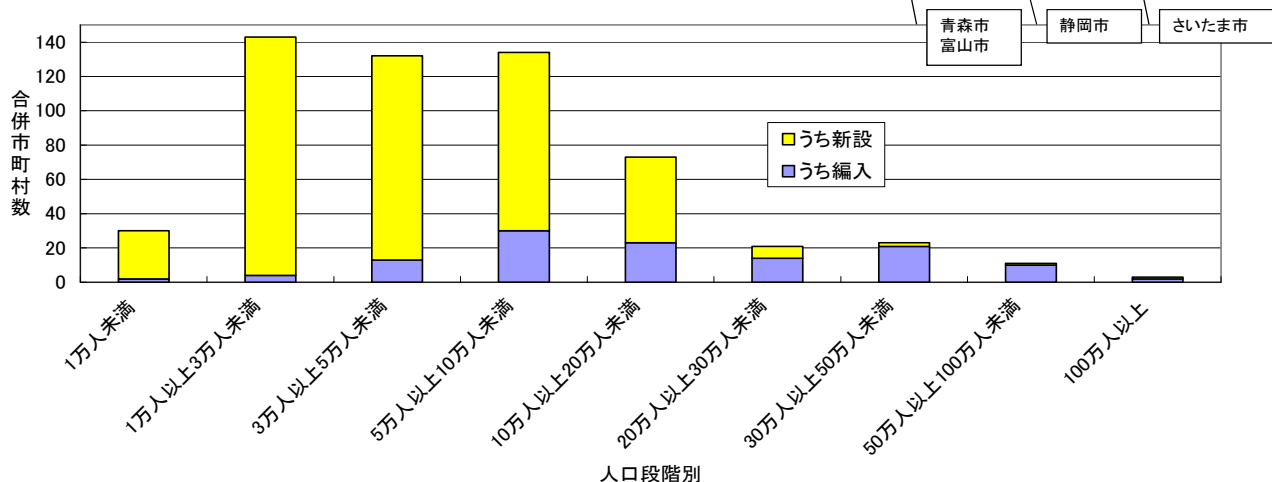


※H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。

<図表5>

人口段階別の合併市町村の合併方式について

人口段階	1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上50万人未満	50万人以上100万人未満	100万人以上	計
合併市町村数	30	143	132	134	73	21	23	11	3	570
うち新設	28	139	119	104	50	7	2	1	1	451
うち編入	2	4	13	30	23	14	21	10	2	119



※H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。
※人口は、H17国勢調査人口による。

<図表6>

人口段階別の市町村の人口の変化<合併・未合併別>

H11.3.31時点の市町村数 ①			①の市町村が、H20.11.1時点での人口段階に属しているか ②									②に係る平均人口								
			1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上50万人未満	50万人以上100万人未満	100万人以上									
100万人以上	合併	2									2	1,314,601								
	未合併	8									1	7	1,943,947							
50万人以上	合併	6									6		719,122							
100万人未満	未合併	5									4	1	718,617							
30万人以上	合併	22									15	5	2	491,442						
50万人未満	未合併	21									21			395,459						
20万人以上	合併	21									12	8	1	302,058						
30万人未満	未合併	20									1	18	1	252,267						
10万人以上	合併	45									35	9		192,620						
20万人未満	未合併	70									1	67	2	143,092						
5万人以上	合併	84									43	37	1	2	131,090					
10万人未満	未合併	143									3	131	9		72,111					
3万人以上	合併	129									37	63	14	3	5	7	105,415			
5万人未満	未合併	133									7	115	11				39,130			
1万人以上	合併	608									94	160	172	96	28	33	25	93,746		
3万人未満	未合併	378									19	343	16					17,869		
1万人未満	合併	1101									68	287	244	259	137	59	29	16	2	82,636
	未合併	436									433	3								4,924
(参考)																				
このうち	新設	881	64	283	222	195	106	9	2											46,993
	編入	220	4	4	22	64	31	50	27	16	2									208,620

※H11.3.31の人口は平成7年国勢調査人口、H20.11.1の人口は平成17年国勢調査人口による。

市町村の地域類型別（合併前である平成11年時点の類型。「都市」、「平地」、「中山間」の定義は下記参照。）の合併パターンを見た場合、平地及び中山間の7割弱（平地693のうち459、中山間1,780のうち1,199）が合併したのに対し、都市で合併したのは4割にとどまる。

中山間で合併したもの（1,199）のうち半数以上の621は、中山間同士の合併であった（図表7）。

合併に都市が含まれる場合には、編入合併の割合が高くなり、「平地同士」、「平地と中山間」、「中山間同士」の合併の場合には、新設合併の割合が高い（図表8）。

都市を含む合併パターンでは、いずれも合併後の平均人口が10万人を超えているのに対し、「平地同士」、「平地＋中山間」、「中山間同士」の合併パターンでは、合併後の平均人口は3～4万人になっている。特に「中山間同士」の合併パターンでは大半（193のうち172）が合併後も人口5万人未満となっている（図表9）。

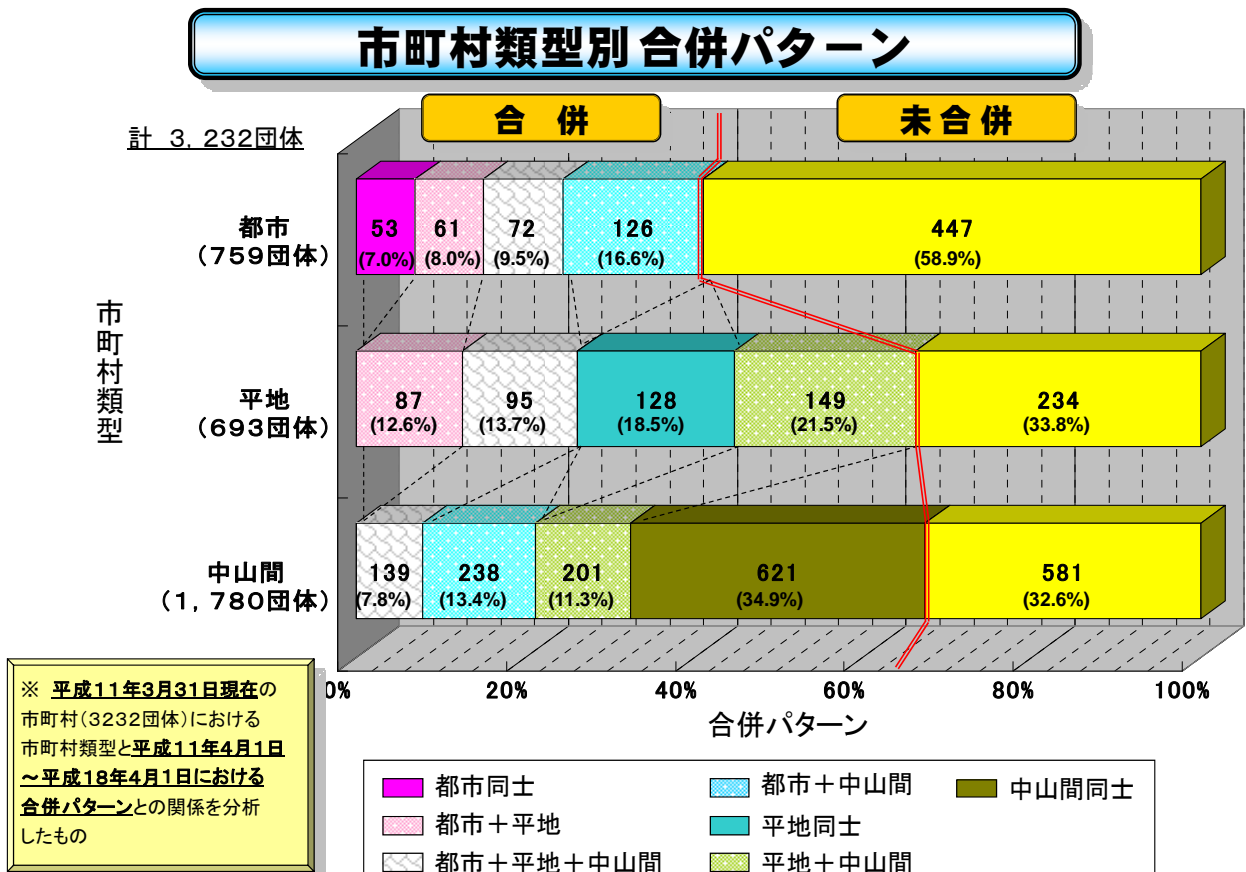
【参考】2000年世界農業センサスにおける「農業地域類型」

「都市」 ○可住地に占めるD I D面積が5%以上で人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村または市町村。
○可住地に占める宅地等率が60%以上で人口密度500人以上の旧市区町村または市町村。
ただし林野率80%以上のものは除く。

「平地」 ○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村。
ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。
○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8%以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村。

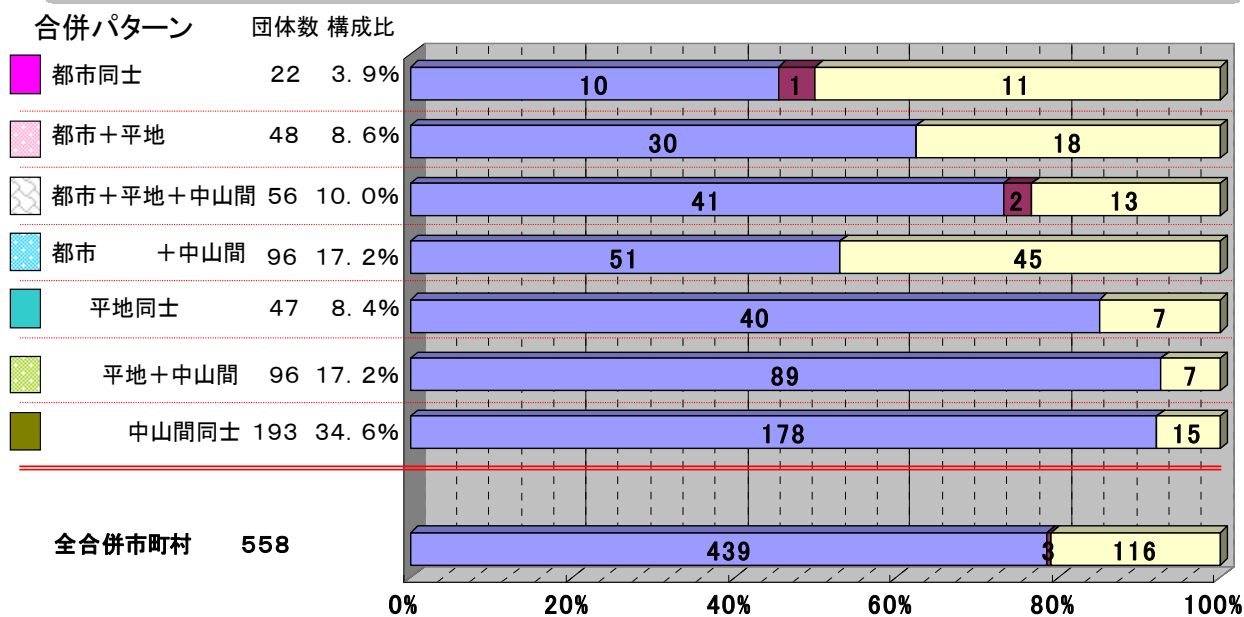
「中山間」：「中間」・・・○耕地率20%未満で、「都市」及び「山間」以外の旧市区町村または市町村。
○耕地率20%以上で、「都市」及び「平地」以外の旧市区町村または市町村。
「山間」・・・○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村。

<図表7>



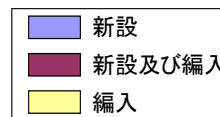
<図表 8>

合併パターン別 新設合併及び編入合併の割合



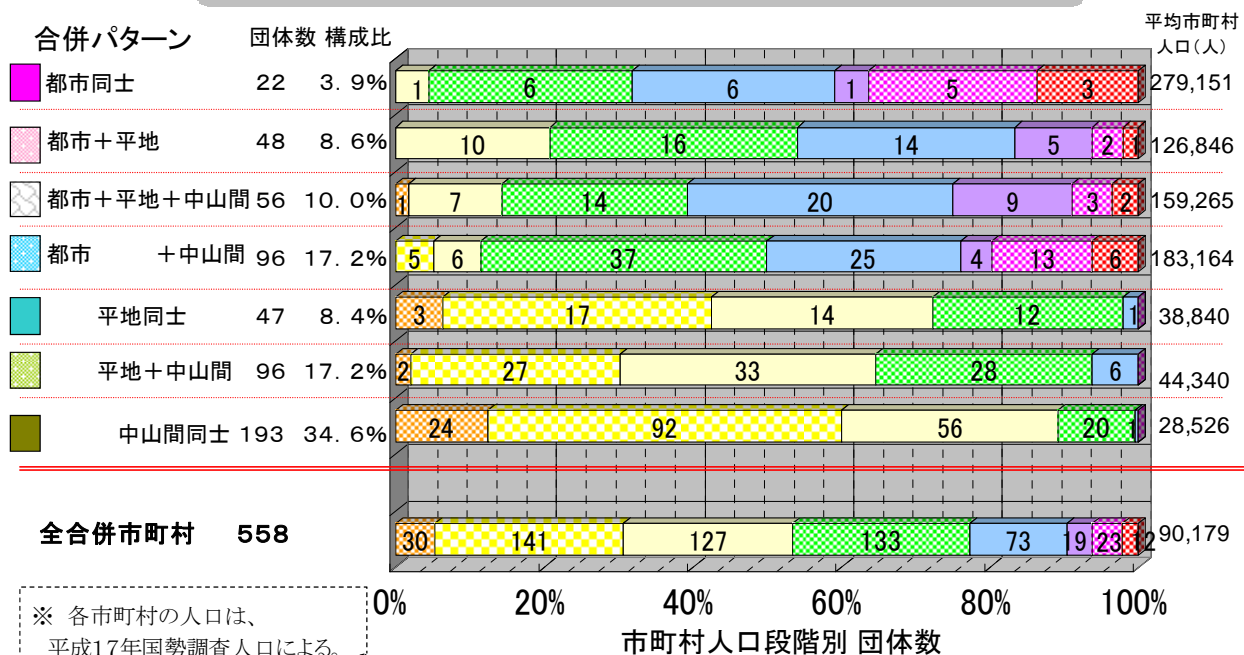
※「合併市町村」は、平成11年4月1日～平成18年4月1日における合併市町村

新設合併及び編入合併の割合
(グラフ内の数字は団体数)



<図表 9>

合併パターン別 市町村人口



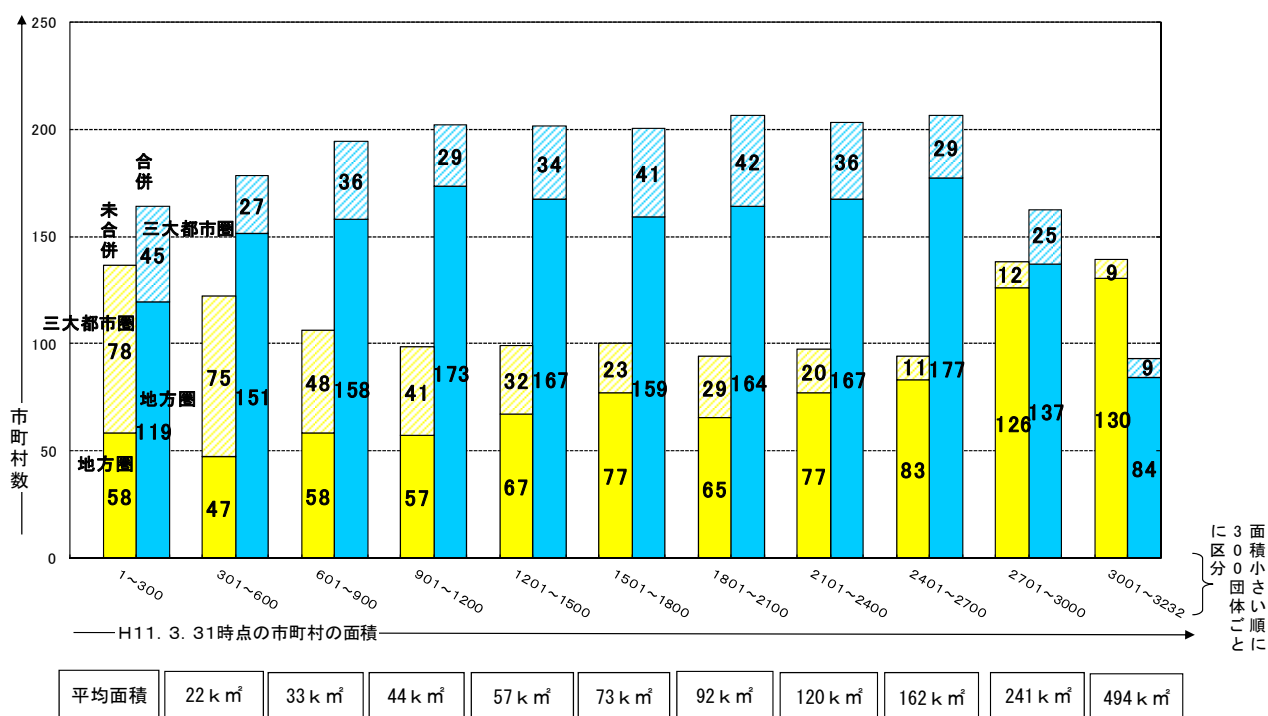
※ 各市町村の人口は、平成17年国勢調査人口による。



市町村合併と面積の関係について、平成11年時点の面積が小さい順に300団体ごとに区分して合併・未合併の市町村の数を見た場合、面積の最も広い2区分（約500市町村）では、未合併が多くなる傾向があるが、それらの区分以外では、市町村の面積と合併・未合併の割合に明確な相関は認められない（図表10）。

<図表10>

市町村合併と面積の関係



※H11.3.31現在の3,232市町村について集計したもの。H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年版)」の面積による。

※H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。

※地域区分は、三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)、地方圏(三大都市圏を除く地域)とする。

3 日常生活圏と合併の枠組みについて

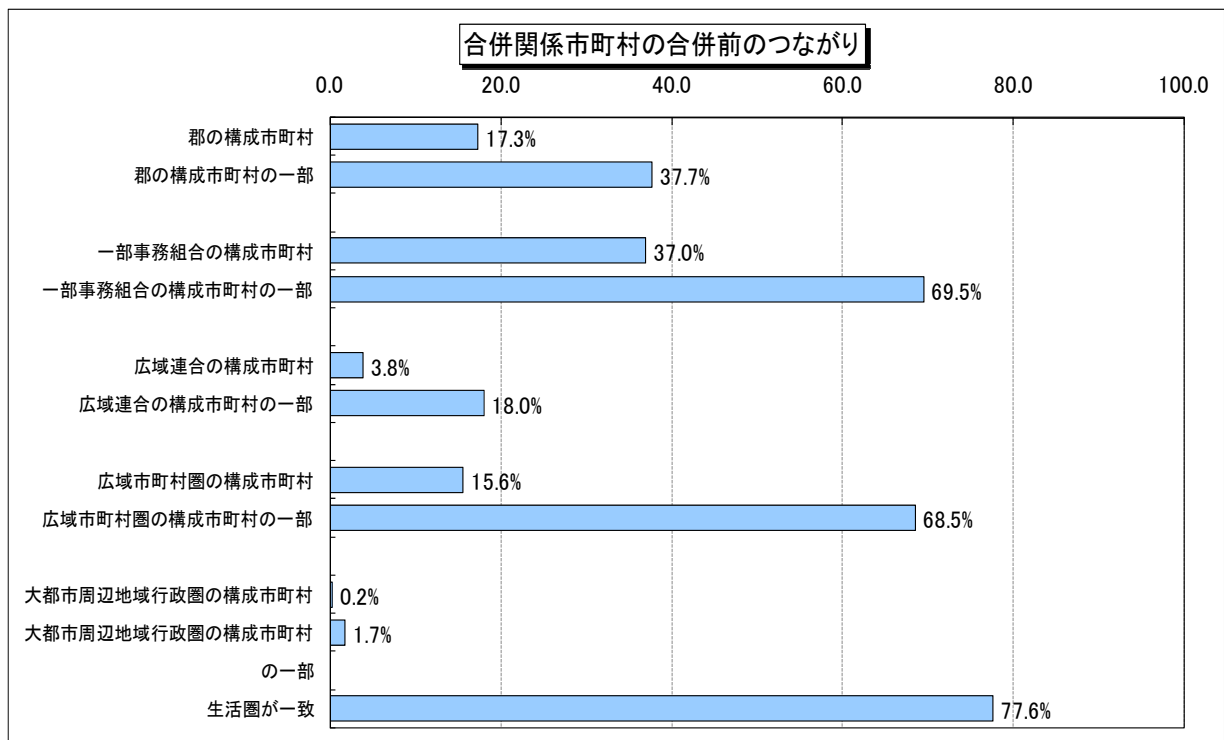
人口減少社会の到来により、ごく一部の地域を除いて、市町村の人口は周辺市町村だけでなく日常生活圏の中心市においても減少し、その中で少子・高齢化が進行していく。一方で、通勤・通学・通院・買物等の日常生活圏は、既に市町村の区域を越えて拡大してきた。

これらの変化を踏まえ、日常生活圏の中で個々の市町村が独立した行政運営を行うよりも、日常生活圏の広がりを視野に入れたまちづくりや住民サービスを行うことが望ましいと考えられることから、一部事務組合や広域市町村圏など日常生活圏を基本とする枠組みをもとに合併した事例が多く見られる（図表 11）。

そのため、今回の合併は、行政運営の単位を住民の日常生活圏に近づけることに寄与したと評価できる。

<図表 11>

(財)日本都市センター「市町村合併に関するアンケート調査」により作成



図表 12 を見ると、合併旧法の下で、最初に立ち上がった法定協議会の枠組みどおりに合併したのは約 6 割（657 件のうち 405 件）となっている。最初の法定協議会の枠組みは日常生活圏を勘案して作成された合併パターンと一致するものが多かったことを考えると、この面からも、今回の合併が行政運営の単位を住民の日常生活圏に近づけていくことを目指したものであったと言える。

<図表 12>

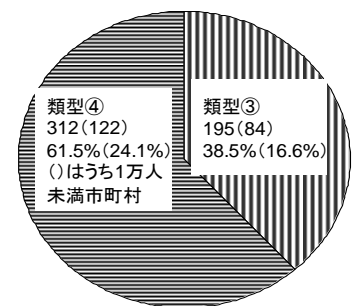
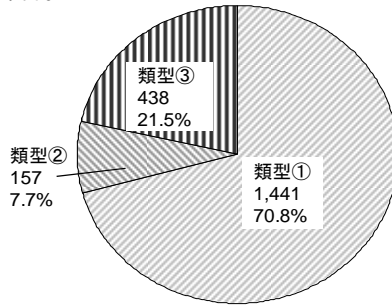
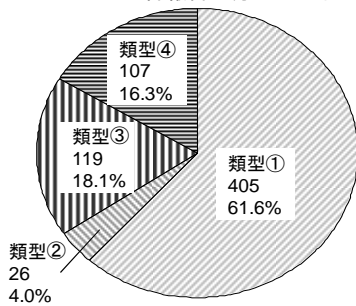
当初法定協議会の枠組みと合併の実態

当初法定協の枠組みが最終的にどのようなようになったかを以下の分類に集計したもの。

- ①…法定協の枠組みどおりに合併した類型
- ②…法定協の枠組みどおりに合併できなかったものの、構成団体がすべて合併し、未合併団体が残っていない類型
- ③…法定協の枠組みどおりに合併できなかったが、一部の構成団体は合併し、未合併団体が残っている類型
- ④…法定協の枠組みどおりに合併できず、構成団体がすべて未合併のまま残っている類型

	類型①	類型②	類型③	類型④	計
各類型に属する法定協数	405 61.6%	26 4.0%	119 18.1%	107 16.3%	657 100.0%
各類型に属する合併関係市町村数	1441 70.8%	157 7.7%	438 21.5%	0 0.0%	2036 100.0%
各類型に属する未合併市町村数	0 0.0%	0 0.0%	195 38.5%	312 61.5%	507 100.0%
うち1万人未満市町村数	0 0.0%	0 0.0%	84 16.6%	122 24.1%	206 40.6%

※H19.8.6官報告示分までのものを集計。



各類型に属する法定協数について 各類型に属する合併関係市町村数について 各類型に属する未合併市町村数について

一方で、合併した事例においては、住民の日常生活圏を基礎とした「広域市町村圏」の一部や、行政事務処理の単位である「一部事務組合・広域連合の構成市町村」の一部のみで合併しているケースが多い。

また、法定協議会を立ち上げたものの、法定協議会の構成市町村の一部のみで合併したものが約18%となっており、さらに、すべての構成市町村が未合併のままとなっているものも約16%となっている。

このように、法定協議会を立ち上げたにもかかわらず当初の枠組みどおりに合併しなかったなどにより、行政運営の単位と住民の日常生活圏が大きく食い違ったままの地域が見られることが、今回の合併の残された課題の一つであると考えられる。

<図表 13>

なお、合併の結果15市町村で飛び地が生じ、そのうち12市町村で未だ解消されていない(図表 13)。

平成11年4月以降の合併による飛び地の発生・解消の状況

	市町村数	市町村名
当初の合併の結果、飛び地が生じた市町村 (A)	15	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市、相模原市、可児市、大垣市、静岡市、三好市、高松市、奄美市
その後の合併により、飛び地が全て解消された市町村 (B)	3	相模原市、静岡市、高松市
未だ飛び地が解消されていない市町村 (A)－(B)	12	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市(※)、可児市、大垣市、三好市、奄美市

※高崎市は、合併により飛び地の一部は解消された。

(備考)H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの

4 合併新法下における合併への取組状況について

平成16年5月に合併新法が制定され、平成17年4月から施行された。この合併新法は平成22年3月までの時限法となっている。

合併旧法下での合併では、新設合併の方が多かったが、図表14を見ると、合併新法下で現在までに行われた25件の合併のうち、編入合併が3分の2以上を占めており、そのほとんどが広域市町村圏の中心市が周辺町村を編入するというケースとなっている。さらに、このうち9件が2段階以上の合併となっている。

また、合併新法下における合併のうち、合併旧法下での協議会と同じ組合せで合併したものは21件であり、全件の8割以上を占めている。

このように、合併新法下における合併は、市町村の行政運営の単位を住民の生活圏に近づけるといふ、合併旧法下では実現できなかった目標に向けて、再チャレンジするものが多いと考えられる。

さらに、現時点で43地域の189市町村において、法定協議会や任意協議会等が設置され、合併に向けた取組が進められている。

<図表14>

合併新法の下における市町村合併の推進状況

◆新法下での合併の状況 合併件数:25件 合併関係市町村数:63市町村(38町村減少)

合併(予定)日	合併の概要	編入/新設	旧法下の枠組みどおりに合併が実現できたか
H18. 1. 10	香川県高松市、牟礼町→高松市	編入	○ (2段階合併)
H18. 4. 1	愛知県弥富町、十四山村→弥富市(市制施行)	編入	× 旧法下の枠組みのうち、一部の団体が合併
H18. 8. 1	山梨県笛吹市、芦川村→笛吹市	編入	× 旧法下の枠組みとは異なる新たな枠組みでの合併
H18. 10. 1	群馬県高崎市、榛名町→高崎市 福岡県八女市、上陽町→八女市	編入	○ (2段階合併) 編入
H19. 1. 1	福島県本宮町、白沢村→本宮市(市制施行)	新設	○ (1度の合併)
H19. 1. 22	岡山県岡山市、建部町、瀬戸町→岡山市	編入	× 旧法下の枠組みとは異なる新たな枠組みでの合併
H19. 1. 29	福岡県瀬高町、山川町、高田町→みやま市(市制施行)	新設	○ (1度の合併)
H19. 2. 13	埼玉県熊谷市、江南町→熊谷市	編入	○ (2段階合併)
H19. 3. 11	神奈川県相模原市、藤野町、城山町→相模原市	編入	○ (2段階合併)
H19. 3. 12	京都府木津町、加茂町、山城町→木津川市(市制施行)	新設	× 旧法下の枠組みのうち、一部の団体が合併
H19. 3. 31	栃木県宇都宮市、上河内町、河内町→宇都宮市 宮崎県延岡市、北川町→延岡市	編入	編入
H19. 10. 1	佐賀県佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町→佐賀市 鹿児島県屋久町、上屋久町→屋久島町	編入	○ (2段階合併) 新設
H19. 12. 1	鹿児島県川辺町、知覧町、鵜飼町→南九州市(市制施行)	新設	× 旧法下の枠組みとは異なる新たな枠組みでの合併
H20. 1. 1	高知県高知市、春野町→高知市	編入	○ (2段階合併)
H20. 1. 15	愛知県豊川市、音羽町、御津町→豊川市	編入	× 旧法下の枠組みのうち、一部の団体が合併
H20. 3. 21	山口県美祢市、秋芳町、美東町→美祢市	新設	○ (1度の合併)
H20. 4. 1	新潟県村上市、荒川町、山北町、神林村、朝日村→村上市 静岡県島田市、川根町→島田市	新設	× 旧法下の枠組みのうち、一部の団体が合併 編入
H20. 7. 1	福島県福島市、飯野町→福島市	編入	× 旧法下の枠組みのうち、一部の団体が合併
H20. 10. 6	熊本県熊本市、富合町→熊本市	編入	× 旧法下の枠組みとは異なる新たな枠組みでの合併
H20. 11. 1	鹿児島県大口市、菱刈町→伊佐市 静岡県静岡市、由比町→静岡市	新設	○ (1度の合併) 編入

※H20.4.15までに市町村合併の官報告示を終えたもの。

◆合併協議会等の設置状況（平成20年4月1日時点で協議中のもの）

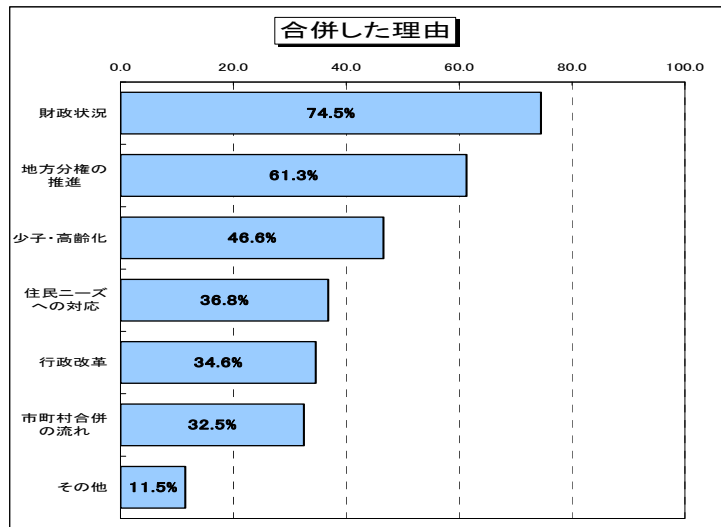
	設置数	構成市町村数
法定協議会(注)	13	33
任意協議会	5	11
その他研究会	25	145
合 計	43	189

(注) 旧法下で設置された法定協についても、新法下で設置されたものとして取り扱うこととされている。(市町村の合併の特例等に関する法律附則第4条)

5 合併した理由、合併と住民の意向との関係等について

合併した421市に対するアンケート調査によれば、合併した理由は①財政状況、②地方分権の推進、③少子・高齢化、④住民ニーズへの対応、⑤行政改革の順となっている（図表15）。

<図表15>



※(財)日本都市センターの「市町村合併に関するアンケート調査」の結果により作成

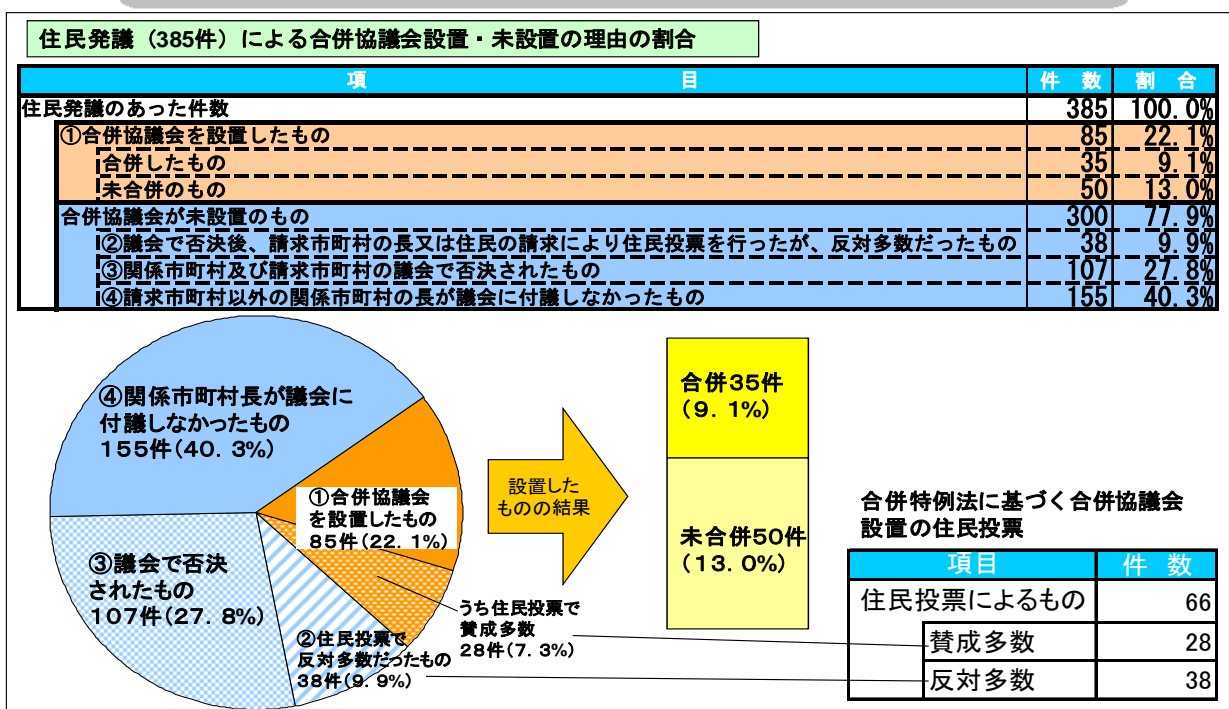
住民の意向との関係では、今回の合併の特色の1つとして、合併協議会の公開など合併協議が住民への情報開示や住民参加に向けて努力がなされ、合併実現に向けた住民発議や、住民の意向を確認するための住民アンケートや住民投票が多く行われた。

住民発議については385件行われているが、そのうち合併協議会設置に至ったものは2割強の85件となっており、合併まで至ったものは1割弱の35件となっている（図表16）。

このように、住民の一定数の合併の意向があつたにもかかわらず合併協議や合併実現に至っていない地域が多く見られる。

<図表16>

住民発議と合併の状況（H11.4.1～18.3.31）



※合併特例法第4条及び第4条の2の規定に基づく住民発議請求385件（合併協議未設置300件＋設置85件）について集計したものの。

合併の是非について352件の住民投票が実施され（図表 17）、また、合併のプロセスにおいて、1,430市町村が住民アンケートを実施した（図表 18）。

住民アンケートにおいて、「合併が必要である」又は「合併すべき」といった回答の方が多かったにもかかわらず合併実現に至っていない市町村が多く見られるが、このように住民の意向とズレが生じている市町村においては、今後地域の将来のあり方について住民を交えて十分に検討する必要がある。

以上のような過程を通じて、合併の問題は市町村行政に対する住民の関心を高め、自分のまちの将来について考える契機となったものと考えられる。

<図表 17>

合併に係る住民投票の実施状況（H11.4.1～H18.3.31）

○条例に基づく住民投票

区分	件数
条例に基づく住民投票が行われた件数	352
合併の是非を問うもの	305
合併の枠組を問うもの	47

このうち、合併の是非を問うもの

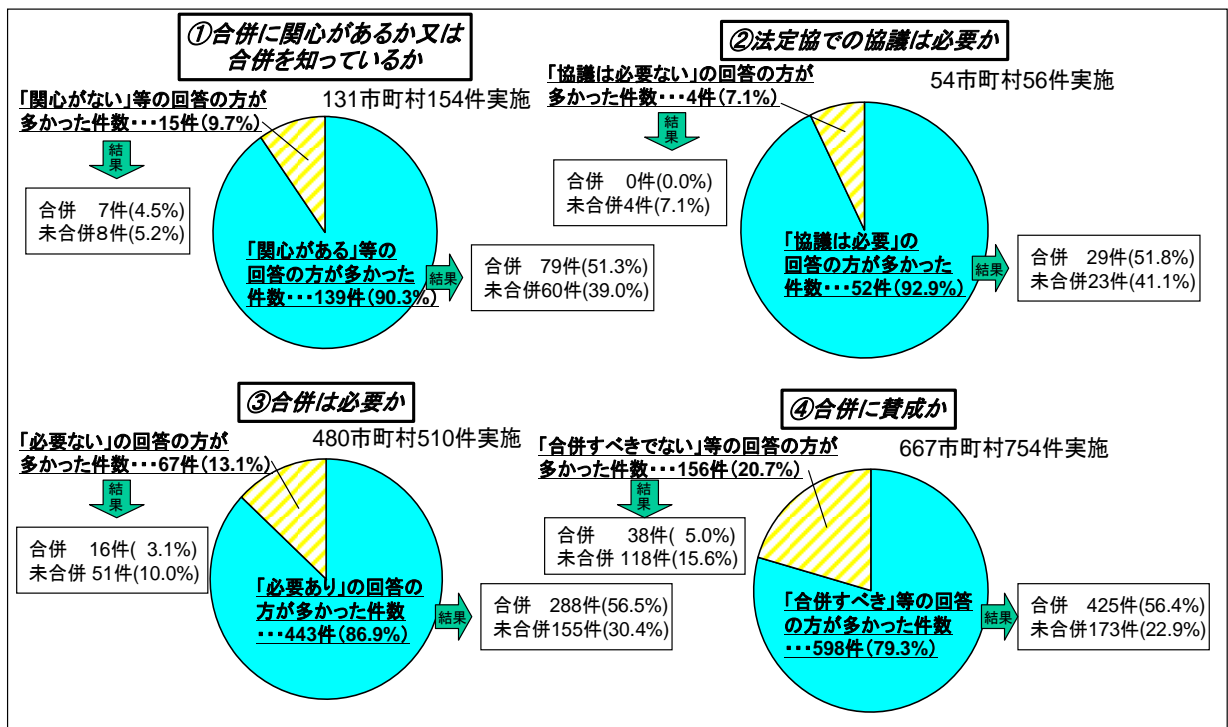
区分	件数
合併の是非を問う住民投票が行われた市町村数	305
賛成多数	175
反対多数	120
未開票	10

【再掲】○合併特例法に基づく合併協議会設置の住民投票

区分	件数
合併特例法に基づく合併協議会設置の住民投票が行われた市町村数	66
賛成多数	28
反対多数	38

<図表 18>

市町村が合併の議論に当たって実施した住民アンケート集計結果



※平成18年3月31日までの間に合併の議論に当たって市町村(1,430)が実施した住民アンケート(1,685件)について、主要な4項目のみを集計したもの。
※1つの市町村が複数回にわたって実施した住民アンケート(時期・地域を分けて実施したものを含む。)についても単純集計している。

6 未合併市町村の要因について

(1) 未合併の要因について(全体)

平成11年4月1日から平成19年8月6日までの間に合併に至らなかった市町村(東京23区を含む。)全1252団体を対象に、合併に至らなかった要因を調査した。

図表19を見ると、合併に至らなかった理由として最も多かった回答は、「合併について意見集約ができなかった」で422団体(33.7%)であった。

続いて、「合併せずに単独で運営していこうと考えた」という回答が386団体(30.8%)であった。

また、これらの理由に続いて、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」旨の回答が330団体(26.4%)、「合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった」との回答が230団体(18.4%)、「合併相手側に課題等があると考えた」旨の回答が156団体(12.5%)であった。

一方で、「離島や山間地等に位置し地理的に合併が困難であった」旨の回答は58団体で全体の4.6%に過ぎなかった。

以上の調査結果から、次のような点が指摘できると考える。

まず、第一に、「離島や山間地等に位置し地理的に合併が困難であった」旨の回答が予想外に少なかった。このことから、現代においては、道路交通網の発達、公共交通機関の充実、自動車の普及といったモータリゼーションの進展や、電話・インターネット等のICT技術・基盤の充実等により、地理的要因が合併の阻害要因となっているのは、ごく一部の地域にとどまっていることがうかがえる。

第二に、「合併せずに単独で運営していこうと考えた」と回答した未合併の市町村が約3割にとどまる一方で、「合併について意見集約ができなかった」等の回答をした未合併市町村が多くなっている。

このことから、未合併市町村の中には、積極的に単独運営を選択したのではなく、合併の必要性は認識しながらも意見集約や協議が不調に終わった等の理由で未合併となることを余儀なくされた市町村も多いと考えられ、このことが今回の合併の残された課題の一つであると考えられる。

第三に、「合併を望んだが合併相手が否定的だった」、「合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった」等の回答も多く、当該団体としては合併をしたかったが、組合せの相手との関係が原因で合併に至らなかったという市町村が相当数存在している。

<図表 19>

合併に至らなかった理由（総括）

※複数選択可

(1)	離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58団体 (4.6%)
(2)	合併せずに単独で運営していこうと考えた	386団体 (30.8%)
(3)	合併について意見集約ができなかった	422団体 (33.7%)
(4)	当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があった	156団体 (12.5%)
(5)	当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330団体 (26.4%)
(6)	合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230団体 (18.4%)
(7)	その他の理由	81団体 (4.7%)

(※) 未合併要因についての回答の詳細については別添資料（78頁）参照

(2) 財政力、人口等と未合併要因について

(※) 別添資料（80頁）参照

人口10万人以上の市町村、財政力指数0.6以上の市町村、第2次産業及び第3次産業の就業人口が95%以上で第3次産業の就業人口が65%以上の都市では、「単独で運営していこうと考えた」の割合が高い。

人口3万人以上5万人未満の市町村、財政力指数0.4以上0.6未満の市町村、第2次産業及び第3次産業の就業人口が95%未満で第3次産業の就業人口が55%以上の都市では、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」の割合が高い。

人口1万人未満の比較的小規模の市町村、財政力指数0.4未満の市町村、第2次産業及び第3次産業の就業人口が80%未満の町村では、「合併について意見集約ができなかった」や「単独で運営していこうと考えた」等の理由も多いが、「合併相手側に課題等があった」、の割合が比較的高いのが特徴的であった。

(3) 基金の状況と未合併要因について

(※) 別添資料(83頁) 参照

標準財政規模に対する基金積立額の比率が高いほど、「合併について議会や住民の意見集約ができなかった」の割合が高い。

一方で、標準財政規模に対する基金積立額の比率が低いほど、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」の割合が高い。

(4) 地域ブロック別の未合併要因について

(※) 別添資料(84頁) 参照

北海道では、「合併相手側に課題等があると考えた」の割合が比較的高い。

東北ブロックでは、「単独で運営していこうと考えた」の割合が高い。

近畿ブロックでは、「合併が望んだが合併相手が否定的であった」の割合が比較的高い。

(5) 法定協議会の加入実績と未合併要因について

(※) 別添資料(85頁) 参照

法定協議会に加入した実績のある市町村は、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」、「合併協議で合意がなされなかった」、「合併相手同士の間で合併阻害要因があった」など、当然のことながら合併相手との関係が未合併要因と回答しているところが多い。

(6) 現在の合併に向けた取組状況と未合併要因について

(※) 別添資料(85頁) 参照

現在も、294市町村が何らかの合併に向けた取組を実施しており、これらの市町村の合併に対する取組を十分に支援していく必要がある。

現在も合併に向けた取組を実施している市町村で、「合併について議会の意見集約ができなかった」、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」と回答しているところが多い。

一方、現在合併に向けた取組を行っていないと回答した958市町村は、「単独で運営していこうと考えた」という回答が多いが、一方で「合併について住民の意見集約ができなかった」、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」、「合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった」と回答した市町村の割合も高い。これらの中には、合併に向けた再度の取組が望まれる市町村もあるのではないかと考えられる。

以上のとおり、過去に法定協議会に加入した実績がある市町村や、現在合併に向けた取組を実施している市町村においては、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」と回答している市町村の割合が高く、合併相手の姿勢次第で、合併が推進する可能性があるという分析結果が示された。

このような合併に向けての努力を行っている市町村については、合併相手が合併について前向きに検討できるよう、都道府県が担う調整の役割への期待が大きいと言えよう。

Ⅱ 合併の効果、課題等について

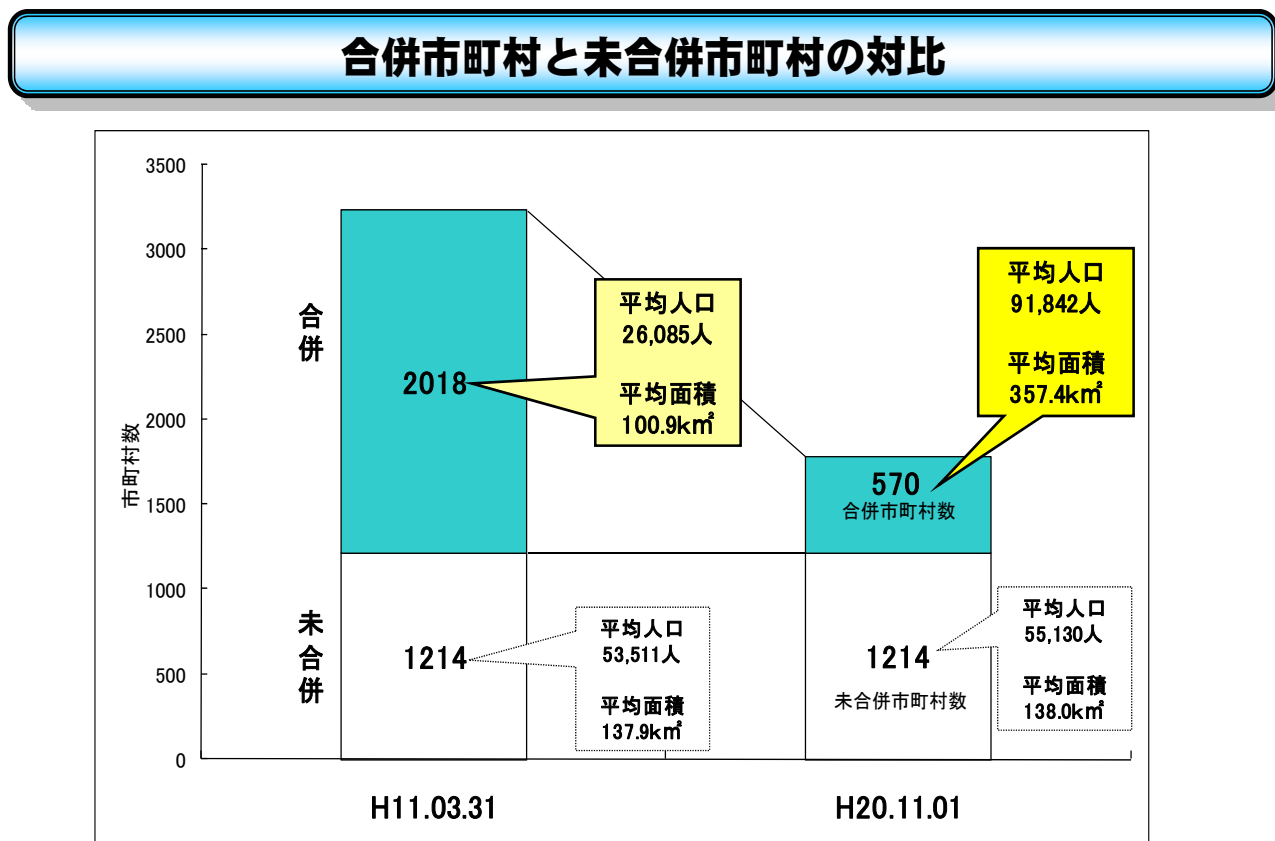
以下の分析結果は、いずれも合併して数年間しか経っていない段階におけるものであり、合併による人口、高齢者比率、地域経済等への中長期的な影響は含まれていない。

1 合併による市町村の態様の変化について

(1) 人口規模等の変化について

市町村の平均人口は、合併市町村では合併前の約2万6千人から9万人強となっている(図表20)。

<図表 20>



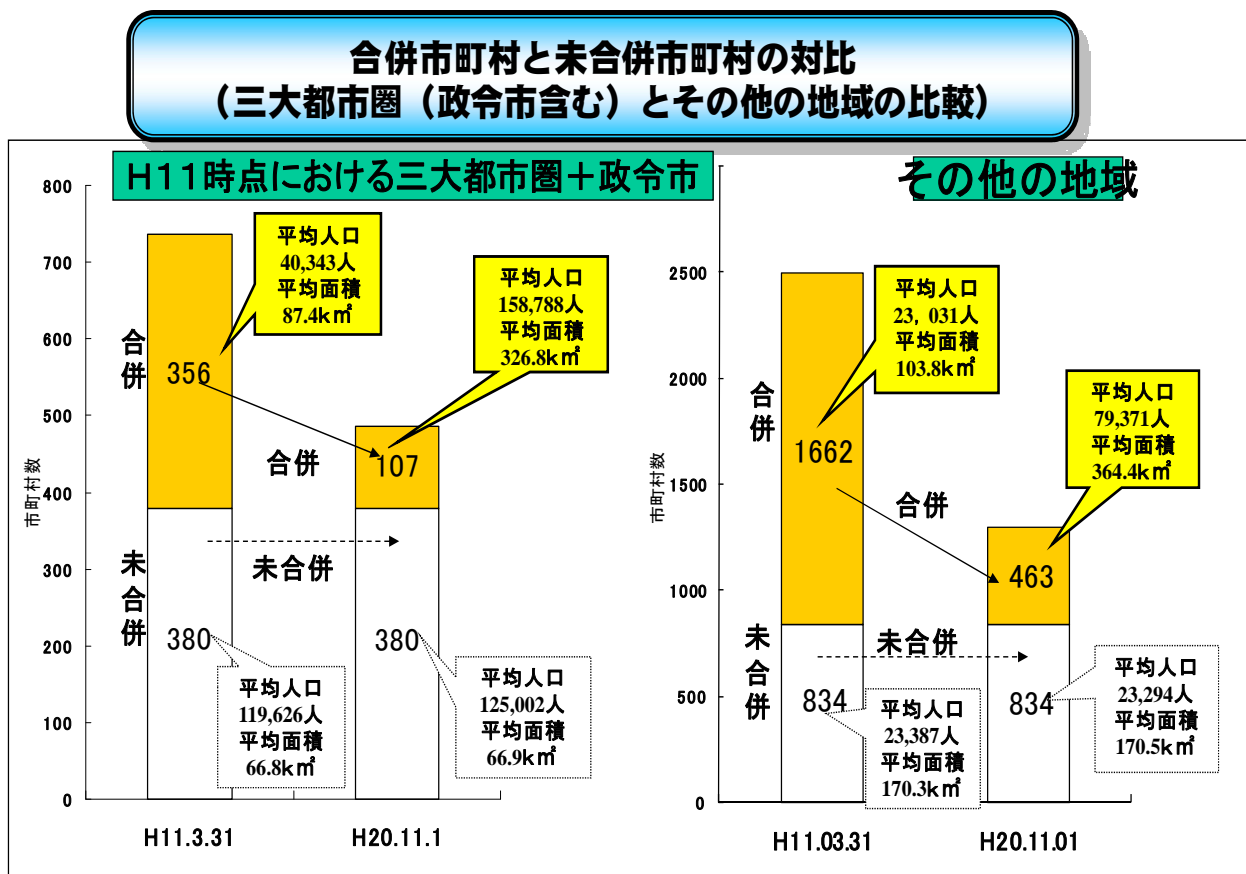
※ H20.4.15官報告示分までのもの。
※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

このうち、三大都市圏と政令指定都市以外の地域においては、市町村の平均人口は、合併市町村では合併前の約2万3千人から8万人弱となった一方で、未合併市町村では微減となっている（図表 21）。

また、平成11年時点で人口1万人未満であった市町村で見た場合には、市町村の平均人口は、合併市町村では合併前の5千人強から8万人強となった一方で、未合併市町村では約8%減少している（図表 22）。

三大都市圏と政令指定都市以外の地域の未合併市町村、特に平成11年時点で人口1万人未満であった未合併市町村においては人口が減少している傾向があり、こうした中で、特に介護保険やゴミ処理など適切な運営に一定の人口集積が必要となる住民サービスを維持・確保していくためには、合併を含め人口減に対応した市町村体制の改善を図る必要があると考えられる。

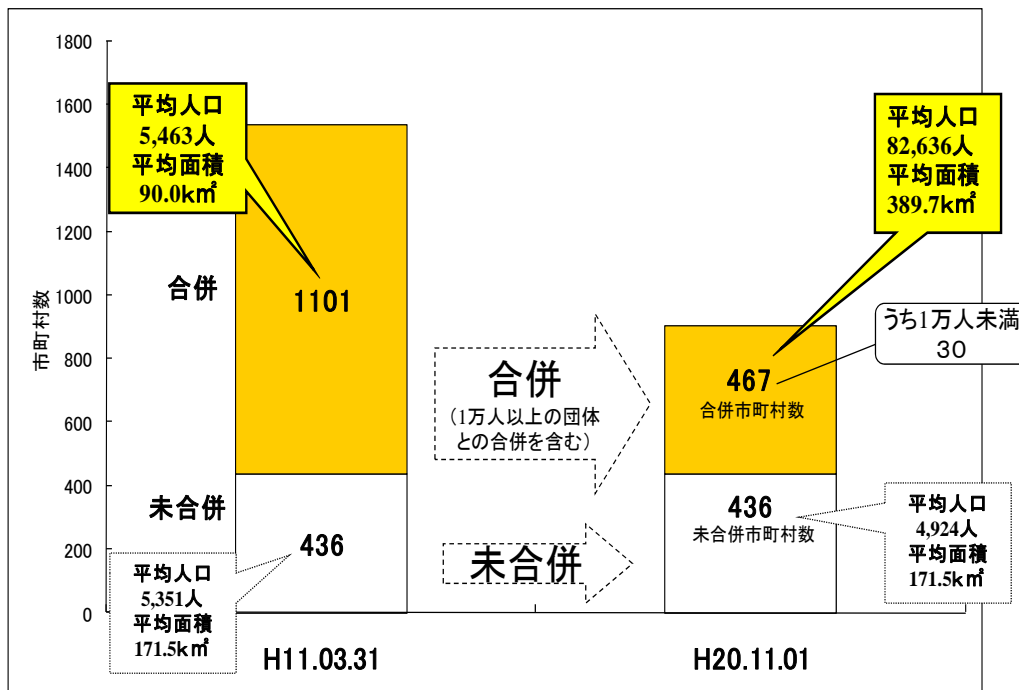
<図表 21>



※ 三大都市圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県とする。
 ※ H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。
 ※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
 ※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

<図表 22>

H 1 1 時点における1万人未満団体の変化



- ※ 1万人未満団体は、H7国勢調査人口による。
- ※ H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。
- ※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
- ※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
- ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

(2) 団体種別・人口段階別毎の市町村の人口・面積の変化について

図表 23 を見ると、今回の合併により、人口 1 万人未満の市町村の数が 3 分の 1 弱 (1 5 3 7 → 4 8 2) に減少し、全市町村の半数近くを占めていた構造は変化している。

人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の数は半数近く (9 8 6 → 4 9 6) になったが、全市町村数に占める割合には大きな変化はない。

人口 3 万人以上 5 万人未満の市町村の数は微増 (2 6 2 → 2 6 6) となっているが、人口 5 万人以上 1 0 万人未満の市町村の数が大きく増えている (2 2 7 → 2 7 7)。

人口 1 0 万人以上 2 0 万人未満の市の数が大きく増え (1 1 5 → 1 5 0)、それ以上の人口の市の数も増えている (1 0 5 → 1 1 3) ことなどから、全人口の約 3 分の 2 が人口 1 0 万人以上の都市の住民となっている。

このように、今回の合併により、全般的に市町村の人口規模は大きくなっているものの、地方自治法上の市の人口要件である 5 万人に達しない市町村が 1, 2 4 4 と、なお全体の 7 割以上を占めている。これを、合併特例法で特例的に市の要件とした人口 3 万人という基準で見た場合でも、それに満たない市町村が 9 7 8 と半数以上あり、特に人口 1 万人未満の小規模な市町村が 4 8 2 とそのまた半数を占めている状況である。

人口 5 万人未満の市町村が多くを占めているのは、未合併の市町村があることに加えて、合併市町村についてみても、日常生活圏を構成する市町村全部が合併したケースよりも、日常生活圏の中の一部が合併したケースが多いことが影響しているものと考えられる。

<図表 23>

人口段階別の市町村の人口・面積の変化

	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)
1万人以上3万人未満	986	16,620,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8

	H20.11.1		
	団体数	人口	面積(km ²)
	27	30,355,640 (25.4%)	14,102 (3.8%)
	45	17,250,135 (14.5%)	15,880 (4.3%)
	41	10,035,248 (8.4%)	11,905 (3.2%)
	150	20,639,822 (17.3%)	39,399 (10.6%)
	277	19,182,096 (16.1%)	61,585 (16.6%)
	266	10,285,561 (8.6%)	56,528 (15.2%)
	496	9,010,330 (7.6%)	85,355 (23.0%)
	482	2,519,509 (2.1%)	86,505 (23.3%)
	1,784	119,278,341 (100.0%)	371,260 (100.0%)
		66,860	208.1

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
 ※ H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
 ※ H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

※ H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの。

全人口に占める市の人口の割合は、約77%から89%へ増加しており、面積では約28%から57%と倍増している（図表24）。

市と町村の主たる事務の違いは、福祉事務所関係事務や都市計画事務などとなっている。

このため、都道府県との関係で見た場合には、市が増えることにより福祉関係事務を中心に法定の事務移譲が進み、これに条例による都道府県から市町村への事務移譲等も進んだことを勘案すると、市町村の役割が高まったと考えられる。

<図表 24>

団体種別ごとの市町村の人口・面積の変化

区分	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)
市	670	90,361,923 (76.8%)	104,923.0 (28.3%)
指定都市	12	19,150,697 (16.3%)	6,022.5 (1.6%)
中核市	21	9,474,610 (8.1%)	7,362.1 (2.0%)
特例市 その他の市	637	61,736,616 (52.4%)	91,538.3 (24.7%)
町村	2,562	27,240,709 (23.2%)	266,117.5 (71.7%)
町	1,994	24,767,689 (21.1%)	206,010.3 (55.5%)
村	568	2,473,020 (2.1%)	60,107.2 (16.2%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040.5 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8

区分	H20.11.1		
	団体数	人口	面積(km ²)
市	783	106,132,536 (89.0%)	210,971.1 (56.8%)
指定都市	17	24,478,673 (20.5%)	10,435.4 (2.8%)
中核市	39	16,701,982 (14.0%)	18,744.2 (5.0%)
特例市 その他の市	727	64,951,881 (54.5%)	181,791.6 (49.0%)
町村	1,001	13,145,805 (11.0%)	160,288.7 (43.2%)
町	808	12,220,978 (10.2%)	136,202.1 (36.7%)
村	193	924,827 (0.8%)	24,086.6 (6.5%)
全国計	1,784	119,278,341 (100.0%)	371,259.8 (100.0%)
(参考)全国平均		66,860	208.1

- ※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
- ※ H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
- ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
- ※ H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。
- ※ 中核市はH20.4.1施行の市(盛岡市、柏市、西宮市、久留米市)を反映済み。
- ※ 特例市は、H20.4.1施行の市(春日部市)を反映済み。
- ※ 特例市制度は平成12年4月から施行。
- ※ H20.4.15 官報告示分までのもの。

また、今回の合併により、政令指定都市に5団体、中核市に6団体、特例市に6団体が移行しており、市の中においても、その権能の充実が図られたと考えられる(図表25)。

<図表 25>

平成の合併により政令指定都市等へ移行した市

	市名	合併関係市町村	合併日	移行日
政令指定都市 <small>「人口50万人以上で政令で指定する市※」</small> (5団体)	さいたま市(埼玉県)	浦和市、大宮市、与野市	H13. 5. 1	H15. 4. 1
	静岡市(静岡県)	静岡市、清水市	H15. 4. 1	H17. 4. 1
	堺市(大阪府)	堺市、美原町	H17. 2. 1	H18. 4. 1
	浜松市(静岡県)	浜松市、浜北市ほか計12市町村	H17. 7. 1	H19. 4. 1
	新潟市(新潟県)	新潟市、新津市ほか計15市町村	H17. 10. 10ほか	H19. 4. 1
中核市 <small>「人口30万人以上で政令で指定する市」</small> (6団体)	函館市(北海道)	函館市、南茅部町ほか計5市町村	H16. 12. 1	H17. 10. 1
	下関市(山口県)	下関市、豊浦町ほか計5市町	H17. 2. 13	H17. 10. 1
	青森市(青森県)	青森市、浪岡町	H17. 4. 1	H18. 10. 1
	盛岡市(岩手県)	盛岡市、玉山村	H18. 1. 10	H20. 4. 1
	柏市(千葉県)	柏市、沼南町	H17. 3. 28	H20. 4. 1
	久留米市(福岡県)	久留米市、田主丸町ほか計5市町	H17. 2. 5	H20. 4. 1
特例市 <small>「人口20万人以上で政令で指定する市」</small> (6団体)	つくば市(茨城県)	つくば市、荃崎町	H14. 11. 1	H19. 4. 1
	鳥取市(鳥取県)	鳥取市、気高町ほか計9市町村	H16. 11. 1	H17. 10. 1
	伊勢崎市(群馬県)	伊勢崎市、境町ほか計4市町村	H17. 1. 1	H19. 4. 1
	上越市(新潟県)	上越市、柿崎町ほか計14市町村	H17. 1. 1	H19. 4. 1
	太田市(群馬県)	太田市、新田町ほか計4市町	H17. 3. 28	H19. 4. 1
	長岡市(新潟県)	長岡市、越路町ほか計10市町村	H18. 1. 1ほか	H19. 4. 1

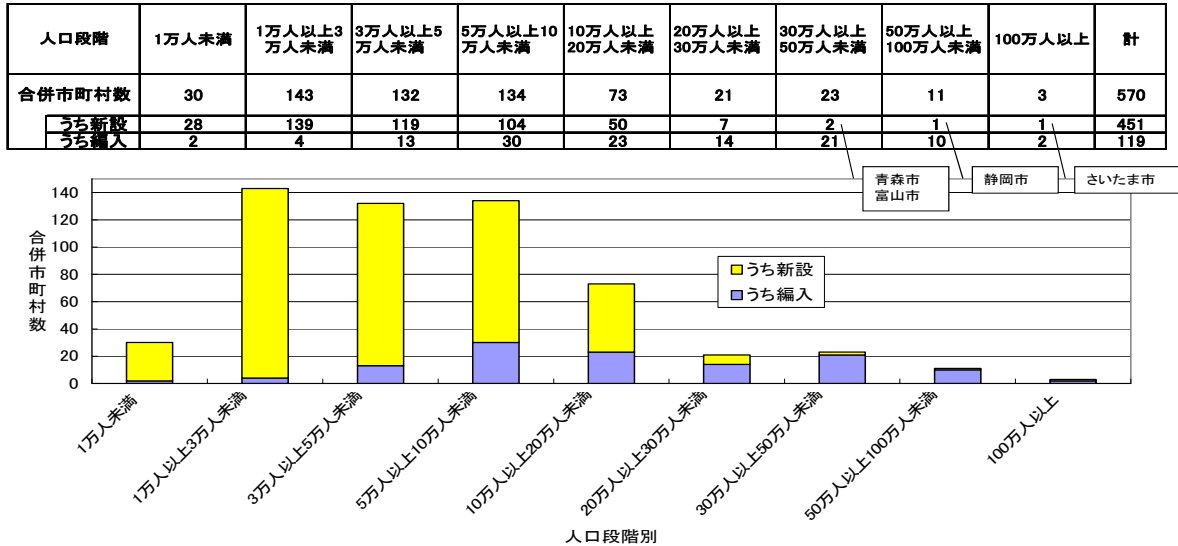
※ 人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定

(3) 地域分類・合併パターン別の人口の変化について

合併市町村の人口について見た場合、570の合併市町村のうち、合併後も人口5万人未満である市町村が305と全体の半数以上を占めるという結果となっている。

<図表5>【再掲】

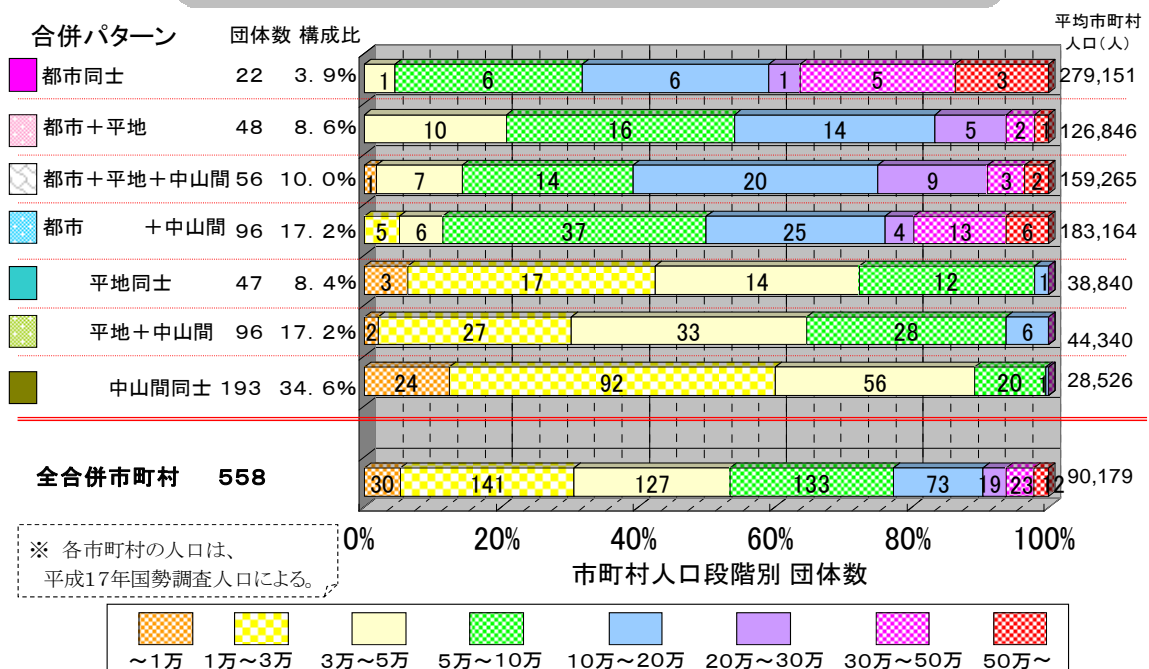
人口段階別の合併市町村の合併方式について



また合併パターン別で見た場合、「中山間同士」の合併の大半が合併後も人口5万人未満であり、都市を含む合併パターンでは、いずれも合併後の平均人口が10万人を超えている。また、「平地同士」、「平地+中山間」、「中山間同士」の合併パターンでは、合併後の平均人口は3~4万人になっている。

<図表9>【再掲】

合併パターン別市町村人口



(4) 各事務分野で設定されている基準等と人口規模の関係について

福祉事務所所管事務・休日保育・病後児保育・介護施設・ゴミ処理・消防等の各事務分野で設定されている基準等から見た場合には、今回の合併により、これらの基準等を上回る人口規模等を持つ市町村の数、カバーする人口は着実に増加している(図表 26)。

一部事務組合等の事務の共同処理組織よりも、単一の市町村が事務を処理する方が、住民の声をより直接的に反映できると考えられるが、今回の合併により、単一の市町村から各事務分野に係るサービスを受けることができる住民数が増加したことから、住民サービスの内容について住民の声をより直接的に反映できる機会が増えたと言える。

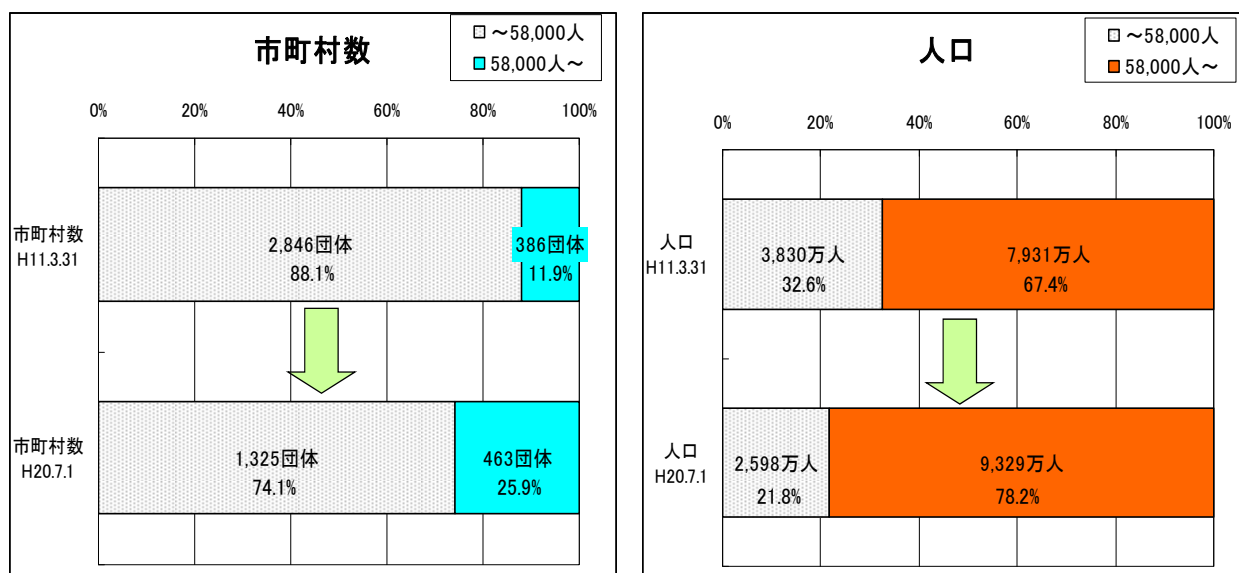
<図表 26>

【事務等に係る人口規模と市町村分布の例】

休日保育

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(少子化社会対策会議決定)では、**平成21年度目標**として、**休日保育に係る施設**を2,200箇所¹に充実させることとしているが、この箇所数を全国の人口で割ると、**人口約58,000人に1施設設置される**ことになる。

➡ 上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると・・・

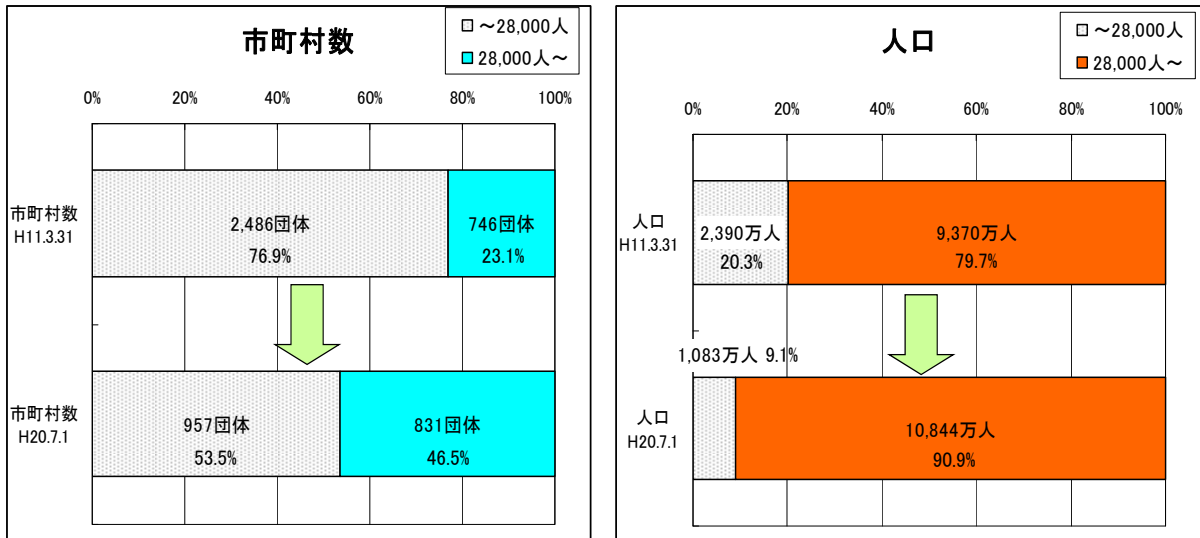


福祉事務所(市設置分)

社会福祉法に基づき、生活保護に関する事務等を行い、主として都道府県と市が設置する福祉事務所については、被保護世帯数の基準に基づき、所員の定数が定められている。

このうち、市が設置する福祉事務所は被保護世帯数240以下で現業所員(ケースワーカー)数3名と定められているが、全国世帯数に対する被保護世帯数の割合(2.08%)と、1世帯平均構成人口(2.46人)から試算すると、**市が設置する福祉事務所のカバー人口**は、 $240 \div 0.0208 \times 2.46 = \text{約}28,000\text{人}$ となる。

▶▶▶ **上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると...**



(※) その他の事務等に係る人口規模と市町村分布については別添資料(86頁)参照

(5) 高齢者人口比率の変化について

合併市町村では、高齢者人口（65歳以上人口）比率30%以上の極端に比率が高い市町村の割合が減少し、20%から30%の市町村の割合が増加している（図表27）。

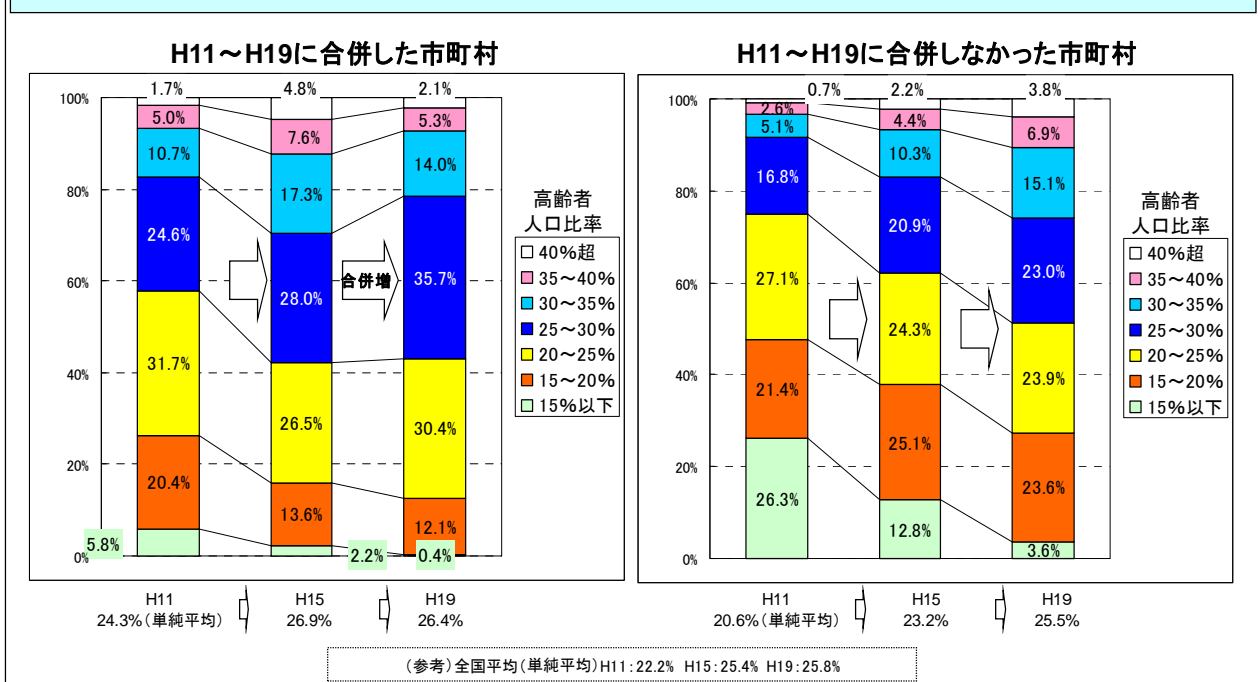
このような合併による高齢者の人口比率の変化は、比率の高い市町村と低い市町村が合併することで比率が平準化したことによる。

介護保険制度の運営等の高齢者福祉分野については、運営主体となる市町村内において、各年齢階層の住民で高齢者を支える体制を作ることが必要である。そのため、今回の合併により、市町村の高齢化の比率が平準化したこと自体が、今後の高齢社会の進展を踏まえて安定的な高齢者福祉サービスを実施するための基盤の構築に寄与するものと考えられる。

<図表27>

合併と高齢者人口（65歳以上人口）比率

- ・合併市町村では、合併が増加したH15以降、高齢者人口比率の高位の市町村の割合は減少し、中位の市町村の割合は増加。
- ・逆に、未合併市町村では、高齢者人口比率の中位の市町村の割合が減少し、高位の市町村の割合が増加。



※H11.3.31~H19.3.31まで合併した市町村、合併しなかった市町村に区分して算出。

※H11高齢者人口比率はH11.3.31住基人口、H15高齢者人口比率はH15.3.31住基人口、H19高齢者人口比率はH19.3.31住基人口による。

2 市町村の行財政に対する合併の影響について

(1) 組織・専門職員の配置への影響について

<図表 28>

住民サービスの高度化・専門化のための組織・機構の充実

- 約9割の474市町村が、合併によって組織が専門化したり、人員が増加したりすることで市内の体制を充実。

合併により充実した部署は、「企画財政・総務分野」、「保健・福祉分野」、「産業振興分野」などの分野で特に多くなっているが、多岐に渡っている。

【充実した組織の分野と主な取組事例】(回答のあった474市町村が対象)

分野	回答数	割合	取組内容
企画財政・総務分野	311	65.6%	○行財政改革推進室[あさぎり町・熊本県]:徹底した行財政改革推進のため町長直属の部局として設置。 ○総合交通対策・広域行政係[佐伯市・大分県]:九州一広い市となったことに伴い総合交通体系や行政の効率的見直しを図るための部署を設置。 ○危機管理室[一宮市・愛知県]:消防から独立し、災害・防災対策業務を充実・強化。 ○監査委員事務局[常陸大宮市・茨城県]:総務課から独立し、監査機能を充実・強化。
保健・福祉分野	219	46.2%	○子ども総合支援室[亀山市・三重県]:育児、保健、教育環境の充実を総合的に支援。 ○子育て支援課[湯梨浜町・鳥取県]:子育て支援を積極的に推進。 ○生活支援課、健康増進室、高齢者福祉係[豊後大野市・大分県]:福祉関係業務の総合的な充実・強化。
産業振興分野	182	38.4%	○うめ課[みなべ町・和歌山県]:生産量が日本一となった梅の振興及び研究の充実。 ○お茶がんばる課[島田市・静岡県]:お茶を活かした地域振興を推進。 ○オリーブ係・オリーブ生産係[小豆島町・香川]:オリーブを活かした地域振興を推進。
教育文化分野	131	27.6%	○子ども教育部[塩尻市・長野県]:乳幼児から青年期までの成長に応じた子どもの支援を実施。 ○幼児教育課[大山町・鳥取]:小学校入学前の幼児に対する教育の充実。
都市計画・建設分野	130	27.4%	○建築課[那須塩原市・栃木県]:特定行政庁への移行を見据えて、まちづくりの体制を充実。 ○水道課、下水道課[新温泉町・兵庫県]:上水道と下水道の担当部局を分離し、両事業の体制を充実。
環境・衛生分野	107	22.6%	○環境部[能代市・秋田県]:環境を考慮したまちづくりの推進。 ○ごみ減量課[笛吹市・山梨県]:ごみの減量対策を推進。
住民協働分野	92	19.4%	○スピード対応室[土浦市・茨城県]:編入された地区について、スピード対応業務を実施。 ○コミュニティ推進室[宇部市・山口県]:地域コミュニティの活性化を積極的に推進。
男女共同参画・人権分野	91	19.2%	○男女共同参画室[大仙市・秋田県]:男女共同参画を積極的に推進。 ○人権啓発室[瀬戸内市・岡山県]:男女共同参画やハンセン病患者等人権施策を積極的に推進。

図表 28 を見ると、平成 11 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日の間に合併した 558 市町村のうち、約 9 割の合併市町村で、「企画財政・総務」、「保健・福祉」、「産業振興」などの分野において組織の充実・専門化が行われている。

このうち、「企画財政・総務分野」という経営中枢部門の充実が図られた合併市町村が多くなっている。地方分権の進展により市町村は住民に最も身近な公的サービス提供主体として自らの判断に基づく経営を求められることになったことから、市町村合併により、このような地方分権の動きに対応するための経営中枢部門の強化が図られたと考えられる。

また、経営中枢部門の強化とあわせて、「保健・福祉」、「産業振興」などの分野の専門性の向上が図られている。さらに、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など適正な事務を執行するための体制が強化されている。

このほか、各部課内の管理部門の整理統合などによる効率化、旧市町村ごとを担当する「地域本部」や地域担当の部課等の設置を行っている（図表 29）。

<図表 29>

※ 平成11年4月1日～平成18年4月1日に合併した
558市町村の取組に対する実態調査より

集計結果（複数回答式）

選択肢	回答数	構成比
係制からスタッフ制への移行	9	16.3
組織のフラット化	6	10.8
旧市町村ごとの地域本部や担当部課等の設置	18	32.4
各部課内の管理部門の整理統合	23	41.9

市町村合併により、専門職員が配置されていなかった合併前の旧市町村の住民に対しても、専門職員による充実したサービスを提供できる体制の整備が図られている。

例えば、市町村においては、働きながら安心して子育てができるよう、多様な就労形態に対応した保育所サービスの拡充や、放課後児童クラブ等の子供が安全に活動できる環境の整備を行うことが求められている。今回の合併により、効果的な子育て支援施策を展開するための専門組織を設けたり、母子の健康を保持するための栄養士・助産師・保健師などの専門職員を配置することにより、少子化への対応としての住民サービスの向上させるための体制を充実した市町村が多く見られる（図表 30）。

<図表 30>

【宮古市の例】

合併による組織・体制の充実事例 ～少子化対策関係～

合併前		合併後	
担当課・職員数	うち専門職員数	担当課・職員数	うち専門職員数
◎子育て関係			
IBA市 地域福祉課 子育て支援センター 2人	7人(兼務) 家庭児童相談員 兼児童虐待相談員 1人 婦人相談員 1人 保育士 2人	福祉課 子育て支援室 7人	家庭児童相談員 兼児童虐待相談員 1人 婦人相談員 1人
IBB町 町民生活課	2人(兼務)	無し	無し
IBC村 住民生活課 子育て支援センター 1人(兼務)	2人(兼務)	無し	無し
		IBB町に新設 A子育て支援センター 2人 B子育て支援センター 1人 C子育て支援センター 1人(兼務)	保育士 2人 保育士 1人 保育士 1人
◎母子保健関係			
IBA市 保健センター	7人 保健師 6人 栄養士 1人	A保健センター 8人 B保健センター 1人(兼務) C保健センター 1人(兼務)	保健師 7人 栄養士 1人 准看護師 1人 歯科衛生士 1人
IBB町 保健福祉課	1人(兼務) 保健師 1人		
IBC村 保健センター	1人(兼務) 保健師 1人		

(参考)職員総数 合併直前(H17.4.1) 721人(IBC市町村合計) $\xrightarrow{\text{▲9\%}}$ 現在(H19.4.1) 657人 **職員総数は大幅削減**

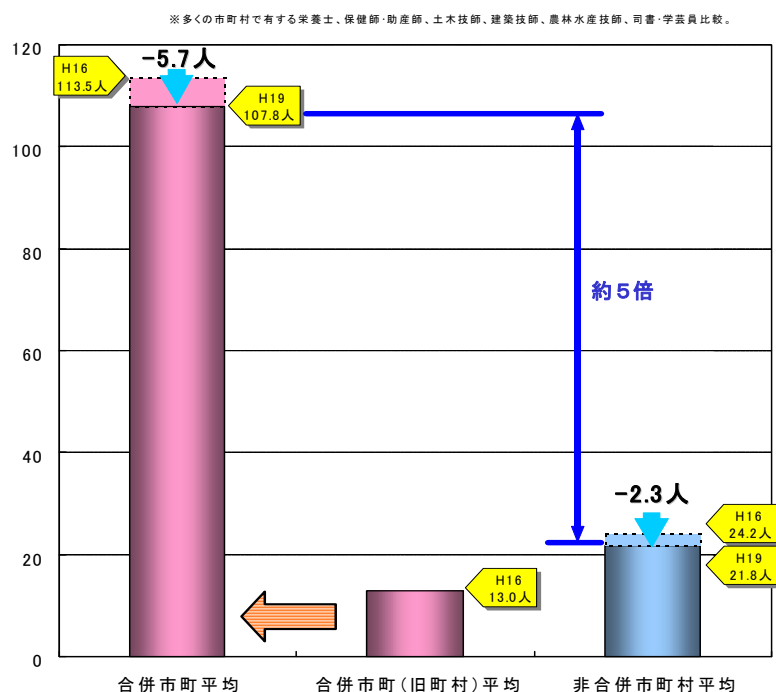
また、ほとんどの専門職員については、合併前の各旧市町村が配置していた職員数と比較して、合併後の職員数の方が充実している（図表 31）。これにより、一定数の専門職員の配置による効率的なローテーションを組むことが可能となり、住民サービスをより適切に提供できる体制となるとともに、専門職員が研修等へ参加して専門性の向上を図ることができる体制となったと言える。

<図表 31>

【岩手県資料より作成】

【H16→H19】 専門職員数の変化

合併市町のうち旧町村部における平均専門職員数は、合併により、非合併市町村の約5倍となる。



以上のように、市町村長を中心とした意思決定機能や企画立案機能が強化されるとともに、高い専門性の下で住民サービスを効率的に提供する体制の整備が図られたと言える。

(※) 合併市町の専門職員数の変化 (例) については
別添資料 (89頁) 参照

(2) 行政運営への影響について

市町村職員には、適切な行政運営を図る上で、事務を正確かつ適切に処理する、期限に間に合わせる、法令を遵守するなどの最低限のことにとどまらず、地域や住民生活の実態や将来的な課題を把握し、制度の趣旨への深い理解を前提として、有効な政策の企画立案と実行のための能力が求められる。

特に、地方分権の進展に伴い、単に国や都道府県の通知に従って事務を執行するのではなく、自己決定・自己責任のもと、地域の実情に応じて独自の施策を立案していく能力が求められる。

さらに、地方分権の進展により条例制定の範囲が拡大し、また、「男女共同参画」など新しい行政分野での条例制定の必要性が高まる中で、法制執務能力も求められている。

山梨県内の合併後の市町村職員に対するアンケート調査によれば、「専門性の確保」については、専門性の高い業務に人員を配置することができ、また、プロジェクトチーム等を作り協力して事務執行する体制を組めるようになったといったメリットが挙げられている。

「適切・効率的・効果的な事務執行」については、行政評価の導入やコンプライアンスによる事務執行ができるようになった、「行政課題への適確な対応」については、企業誘致、雇用対策、定住施策など、これまで取り組むことができなかった施策を実施できるようになったとのメリットが挙げられている。

行政運営において特に重要な「職員のモチベーションの向上」については、職員間の馴れ合いが減り、職員の自立心自己責任意識が高まり切磋琢磨する気運が生まれるとともに、幅広い見地から事務を行えるようになった、「適切な人事管理・資質の向上」については、定期的な人事異動や昇任・昇格に係る資格試験、能力向上を目的とした研修・人事交流が行えるようになったとのメリットが挙げられている。

(※) 山梨県内の合併後の市町村職員に対するアンケートについては別添資料(90頁)参照

市町村の行政運営のパフォーマンスは、基礎的条件としての職員の体制と、職員のモチベーション、そして職場の組織風土の良さなどによって決まると言われるが、以上のような合併のメリットを活かし、多くの合併市町村において、適切な行政運営のための体制を構築する条件が整い、現実にも行政運営のパフォーマンスの向上が図られつつある。

合併前の旧市町村によっては、職員のモチベーションや行政運営に対する組織風土にも大きな違いがある中で、特に小規模市町村では、職員数が少ない中で多種多様な事務を処理する必要があり、十分なパフォーマンスを達成していたとは言えない場合もあったと考えられる。

しかしながら、合併前において、そのような状況が意識されていなかった場合には、合併により適切な行政運営のための体制が構築されたとしても、そのメリットに気付かないために合併に対して消極的な評価が示される場合もあると考えられる。

また、旧市町村間の組織風土の違いや職員の処遇の問題等から、一つの組織として融合するのに時間を要している市町村も見られる。

これらの移行期の課題をできるだけ早期に乗り越えて、合併により構築された組織体制を活かして行政運営のパフォーマンスを高めることで、合併の効果が目に見えるようにしていく必要がある。

【参考 小規模市町村における新たな行政運営のための手法の活用状況】

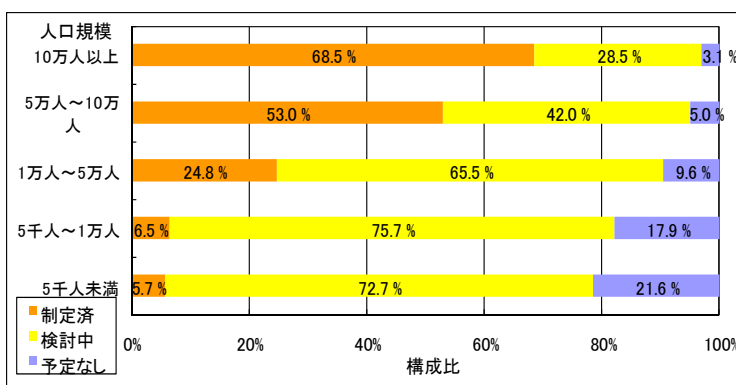
<図表 32>

市町村における意見公募手続制度の制定状況

1. 意見公募手続制度の制定状況 (H19.10.1現在)

人口規模	制定済	検討中	予定なし
10万人以上	178	74	8
5万人～10万人	149	118	14
1万人～5万人	191	504	74
5千人～1万人	17	199	47
5千人未満	13	165	49
計(市町村)	548	1,060	192

※人口は平成19年3月31日現在の住民基本台帳による。



人口規模が大きい市町村ほど制定状況は高くなる

2. 小規模な市町村における未制定理由

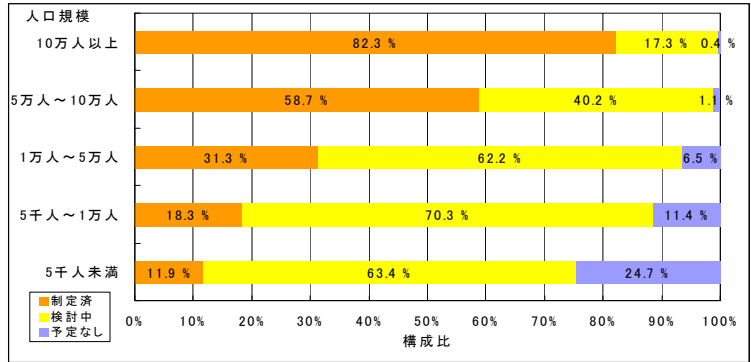
- 制度を導入する体制がまだ整っていない
- 手続を実施するための体制整備が困難
- 自治体規模が小さく体制が取れない
- 検討段階に至っていないため

<図表 33>

市町村における行政評価の導入状況

1. 行政評価の導入状況 (H19. 10. 1現在)

人口規模	制定済	検討中	予定なし
10万人以上	214	45	1
5万人～10万人	165	113	3
1万人～5万人	241	478	50
5千人～1万人	48	185	30
5千人未満	27	144	56
計(市町村)	695	965	140



※人口は平成19年3月31日現在の住民基本台帳による。

人口規模が大きい市町村ほど導入状況は高くなる

2. 小規模な市町村における未導入理由

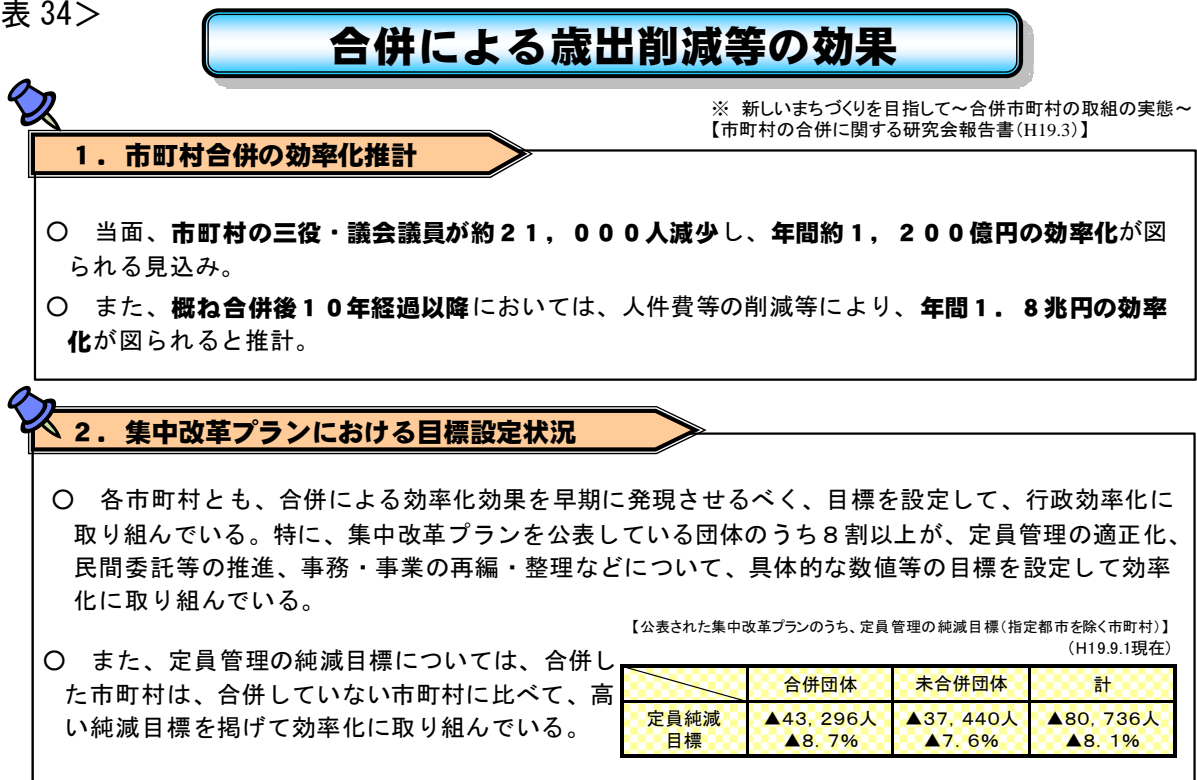
- 評価を導入する体制がまだ整っていない
- 評価を実施するための手法、基準が未確立
- 自治体規模が小さく体制が取れない
- 必要性は認識しているが検討段階に至っていない

(3) 職員数への影響について

今回の合併により、当面、市町村の三役・議会議員が約21,000人減少し、年間約1,200億円の効率化が図られる見込みであり、また、集中改革プランの定員削減目標については、合併市町村（▲8.7%）は未合併市町村（▲7.6%）に比べ高い削減目標を掲げている（図表34）。

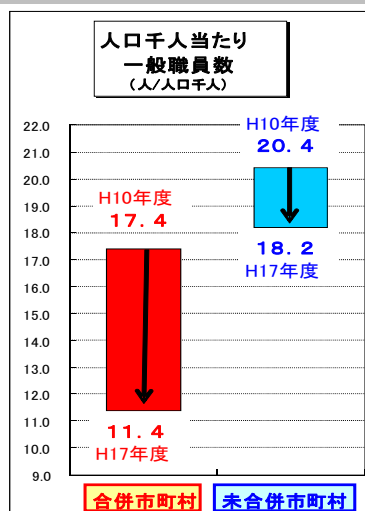
実際にも、市町村の一般行政部門における職員減少率（平成17年と18年の比較）は、未合併市町村（▲2.7%）よりも合併市町村（▲3.0%）の方が大きくなっており、また、平成11年時点で人口1万人未満であった市町村の人口千人当たり一般職員数は、合併市町村において未合併市町村に比べ大きく減少している（図表35）。

<図表34>



<図表35>

人口1万人未満市町村 (H11.3.31時点) における 人口千人当たり一般職員数の変化



(注)
<一般職員数>
・一般職員には、教育公務員及び臨時職員は含まれていない。

※ 合併市町村、未合併市町村に区分して単純平均

〔全市町村平均(単純平均)〕
10年度:13.3 17年度:11.2

人口千人当たり一般職員数の変化を合併パターン別に見た場合、中山間においては、合併市町村では未合併市町村に比べて大きく減少しており、特に都市と合併した場合には大幅に減少している。また、平地においても、合併市町村では未合併市町村に比べて減少率が高い（図表 36）。

このようなことから、合併に伴う人員等に係る歳出削減等の効果は着実に現れてきていると考えられる。

（なお、合併市町村における人口千人当たりの職員数の減は、人口規模の拡大による部分が大きいと考えられ、合併による職員削減効果の全体については、一定期間が経過した後には評価する必要がある。）

<図表 36>

合併パターン別 人口千人当たり一般職員数の変化

	(人/人口千人)			合併市町村 (合併パターン別)							(人/人口千人)		
	合併市町村	未合併市町村	合併未合併合計 (3232市町村)	都市同士	都市+平地	都市+平地+中山間	都市+中山間	平地同士	平地+中山間	中山間同士	合併市町村	未合併市町村	合併未合併合計 (1820市町村)
都市	8.2	8.0	8.1	6.5	7.8	8.4	8.2				8.0	7.0	7.4
平地	10.4	12.2	11.0		7.8	8.4		9.5	10.5		9.3	10.7	10.0
中山間	16.0	17.3	16.4			8.4	8.2		10.5	13.3	11.0	15.5	13.5

(注)
 ・H11.3.31の一般職員数は平成11年度普通会計決算ベース
 ・H18.4.1の一般職員数は平成17年度普通会計決算ベース
 <一般職員数>
 ・一般職員には、教育公務員及び臨時職員は含まれていない。

※ 合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における合併市町村
 未合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における未合併市町村
 ※ 合併市町村は合併パターンに区分して単純平均。
 未合併市町村は、単純平均。
 ※ **赤字**： 合併市町村及び未合併市町村合計の
 人口千人当たり一般職員数の平均より小さいもの

早期に合併した市町村について部門別職員数の推移を見ると、全体として職員数を削減する中で、半数を超える市町村が商工労働部門の職員を増やしている。また、民生部門は、増加するか、または削減率が他部門に比べて低くなっている。

(※) 部門別職員数（一般行政）の増減率については
別添資料（91頁）参照

市町村は教育・福祉・インフラ整備等のサービスのみならず、産業振興を始め地域を活性化する役割を担っており、特に、地方圏においてはこの役割が大きくなる。多くの合併市町村が合併によるイメージアップ効果を活かして、商工部門の職員を充実させ、観光振興や物産販売、あるいは企業誘致などの地域活性化に積極的に取り組んでいる。

(※) 合併市町の部門別職員数の変化(例)については
別添資料（92頁）参照

(4) 支所等の状況について

図表 37 を見ると、合併後の市民サービスの維持のため、半数近くの市町村において総合支所方式、約3分の1の市町村において分庁方式がとられており、その他の市町村は、窓口サービス中心の支所方式、出張所方式がとられている。このように、今回の合併においては、旧市町村役場を総合支所とする場合が多く、旧市町村単位のみとまりが重視されていると考えられる。

合併パターン別では、「都市同士」、「平地同士」で分庁方式をとる割合が高くなっており、同じような性格の市町村が合併した場合に分庁方式がとられることが多いと言える。一方、「都市+平地+中山間」、「平地+中山間」、「中山間同士」で総合支所方式をとる割合が高い。

<図表 37>

※ 平成11年4月1日～平成18年4月1日に合併した558市町村の取組に対する実態調査より

選択肢（択一式）	回答数	構成比
分庁方式	186	33.3%
総合支所方式	262	47.0%
窓口サービス中心の支所方式	68	12.2%
出張所方式	7	1.3%
その他	35	6.3%
上記4方式が複合した方式	15	2.7%
区役所として使用	4	0.7%
その他方式	15	2.7%

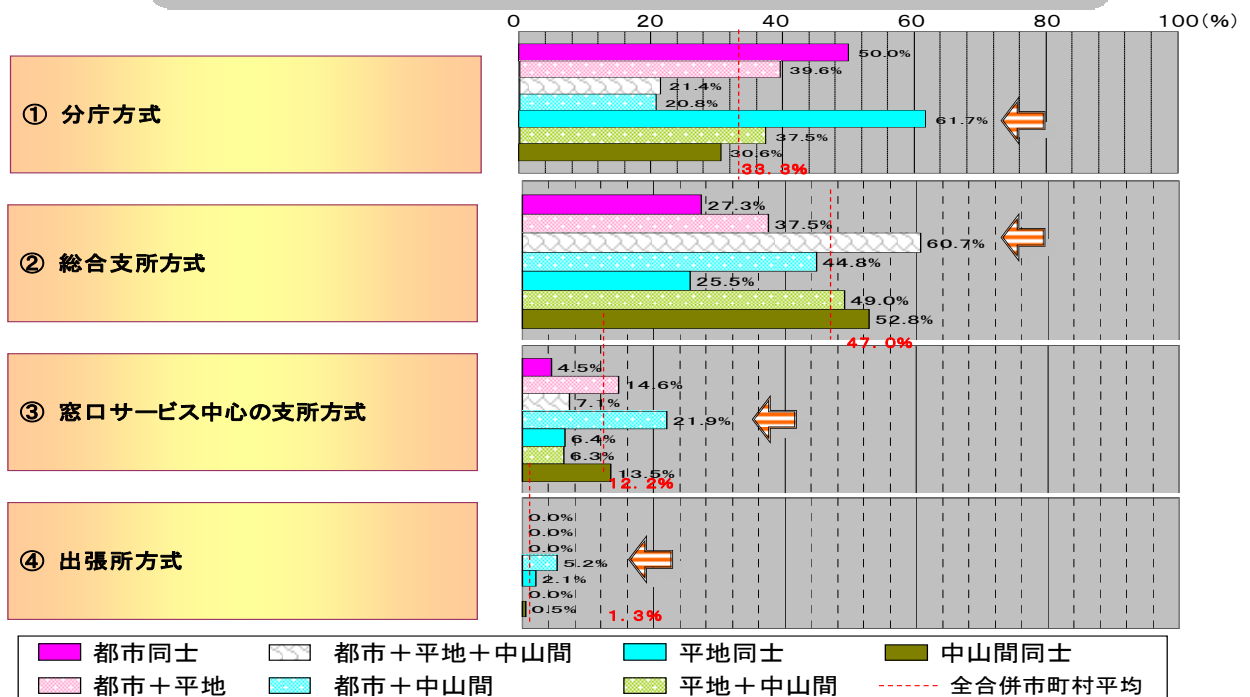
※分庁方式：新市町村の役場機能を、部課単位で分割して旧役場に配置する方式。なお、この場合、分庁舎には支所機能を併設している場合も含む。

※総合支所方式：管理部門を本庁に統合し、事業実施部局などの部局は各支所（旧市町村役場）に残す方式。

※窓口サービス中心の支所方式：旧市町村役場には主として窓口サービスのみを残す方式。実質的には出張所に近いが、名称として「支所」等の名称を用いる。

※出張所方式：旧市町村役場を主として窓口サービスのみを行う出張所とする方式。

合併パターン別 分庁・支所方式等



職員総数を削減しつつ、本庁機能の充実を図るため、支所等においては、窓口サービス等を除いて職員数が削減されることが多い（図表 38）。

支所等を旧市町村役場とあまり変わらない体制のままとしておくことは、新市町村としての一体性、効率性や専門性の観点から望ましくないことから、合併市町村において支所等のあり方を見直し、適切な職員配置を進めていると考えられる。

しかしながら、一方で、旧市町村役場である支所等の職員数が減少した地域においては、旧役場の職員数が減った心情的な寂しさや支所等の権限の少なさが合併に対する住民の不満につながっている場合もあると考えられる。

この点については、支所を単なる窓口機関化してしまうのではなく、旧市町村地域の活性化やきめ細かなサービスの提供を図るなど支所機能の見直し等を通じて実質的な対応を行うことにより、支所の職員数の適切なあり方について、住民に理解と協力を求めていく必要がある。

また、支所長に一定の権限を付与したり、地域で自由に使える予算枠を設けている事例も多い。

<図表 38>

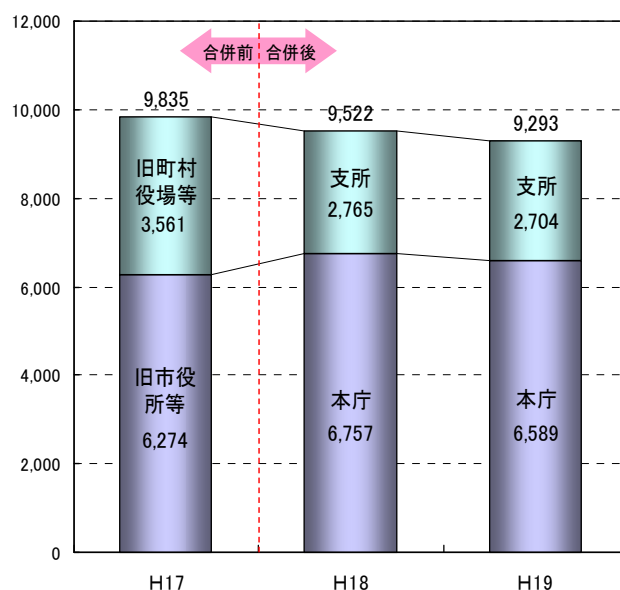
【岩手県資料より作成】

本庁・支所の職員数の変化

【H17→H19】本庁・支所(旧町村役場)職員数の変化

- ▶職員数は542人(5.5%)の減少。
- ▶本庁は5.0%増、支所は24.1%減。
本庁への集約化が進んでいる。
- ▶宮古市の例では、田老総合支所に産業振興担当課、新里支所に教育委員会を置き、一定の人員体制を維持して地域経済に配慮。

※注 右表で本庁・支所以外に勤務する職員は本庁に含まれているため、旧町村役場（H17.4.1現在・合併前）と現総合支所等（H18.4.1、H19.4.1現在・合併後）の職員数を比較した場合、現総合支所等の職員の減少数が実際よりも大きい数字となっている。



(※) 合併市町の本庁と支所等における職員数の変化(例)については別添資料（93頁）参照

(※) 大分県における合併市町村の支所等の体制等については別添資料（94頁）参照

(5) 合併を契機とした都道府県からの権限移譲について

合併により、基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化が図られたことから、約4割の合併市町村に、合併後新たに都道府県から権限が移譲されている(図表39)。

移譲された権限は、都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務、福祉関連事務などが多くなっている。

また、合併が大きく進捗した広島県では、パスポートの申請受付・交付事務や身体障害者手帳の交付事務なども含めて市町村に大幅に事務・権限を移譲している。

<図表 39>

合併を契機とした都道府県からの権限移譲

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

1. 都道府県からの権限移譲

- 地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県はその権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより市町村に権限移譲することができるものとされている。
- 合併により市町村の規模・能力が充実し、行財政基盤が強化されたことを踏まえて、各都道府県から市町村への権限移譲が進むものと考えられる。

2. 合併を契機とした権限移譲の推進状況

- **約4割の団体(236市町村)が、合併後、新たに都道府県からまちづくりや福祉などに関する権限(市制施行によるもの、指定都市、中核市、特例市への移行に伴うものを除く。)を移譲されている。**
- このうち、**6割の団体は、「権限移譲をされたことによる課題は特にない」としている。**一方で、新たに移譲された権限に基づく事務について、「職員の専門知識、技術力が不足している」、「権限に基づく事務を遂行するにあたっての財源が十分に確保できていない」という意見も見られた。

【移譲を受けた権限の分野と主な具体例】(回答のあった236団体が対象)

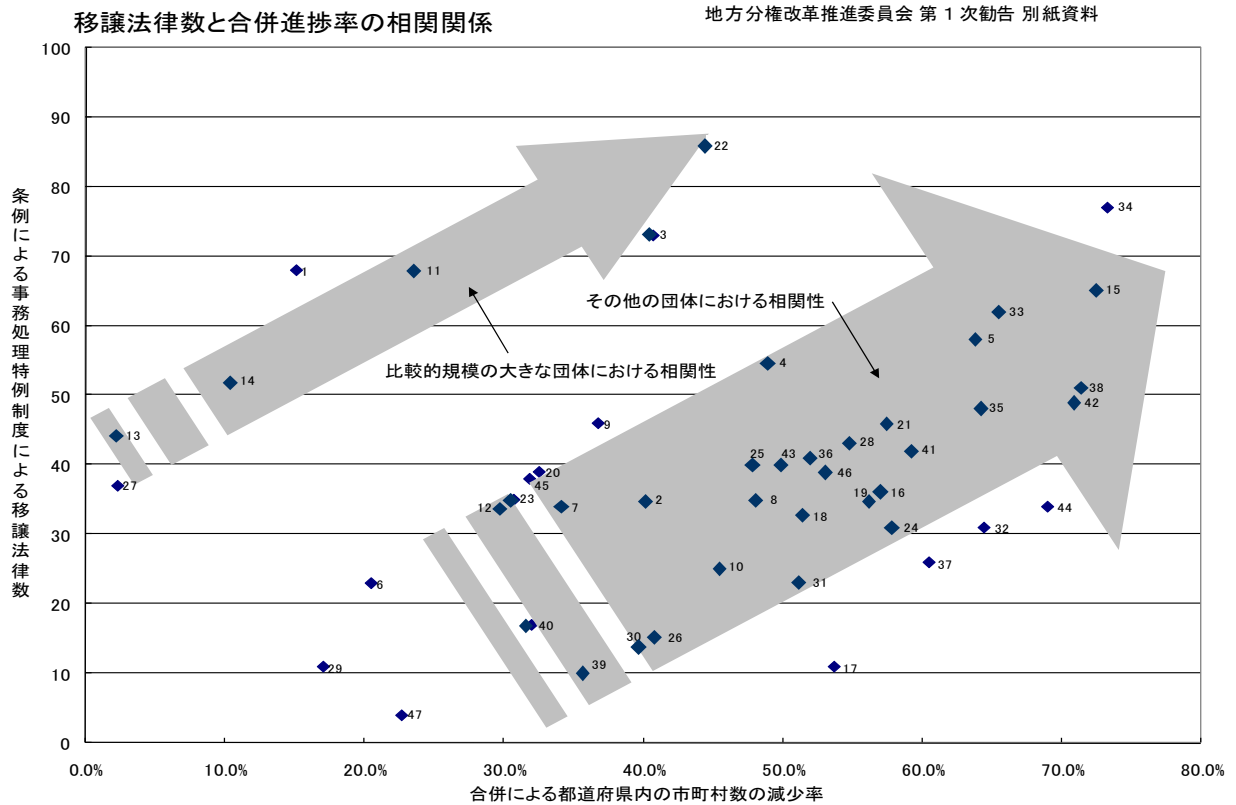
分野	回答数	割合	具体例
まちづくり	138	58.5%	都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務(筑西市(茨城)、七尾市(石川)、菊池市(鹿児島)など)
福祉・医療	77	32.6%	福祉事務所に係る事務(神石高原町(広島)、北広島町(広島)、飯南町(島根)など)
経済・産業	32	13.6%	商工会法に基づく設立認可、定款変更等の事務(美馬市(徳島)、島原市(長崎)など)
教育・文化	19	8.1%	博物館法に基づく博物館の登録の届出等の事務(函館市(北海道)、八雲町(北海道)など)
環境	18	7.6%	鳥獣法に基づく有害鳥獣の捕獲の許可等の事務(鴻巣市(埼玉)、吉野川市(徳島)など)
旅券関連	10	4.2%	旅券法に基づく一般旅券(パスポート)の発給等に関する事務(遠軽町(北海道)、上越市(新潟)など)
その他	58	24.6%	墓理法に基づく火葬場等への立入検査等に関する事務(十和田市(青森)、五所川原市(青森)など)

※「割合」は、回答のあった236市町村に占める割合を指す。

市町村へ権限移譲された事務に係る法律の数と合併による市町村の減少率との関係について、比較的規模の大きな団体（上の矢印）とその他の団体（下の矢印）を分けて見た場合、合併による市町村の減少率と権限移譲された事務に係る法律の数に相関性が見られるとされている（図表 40）。

このように、合併が進んでいる都道府県ほど市町村への権限移譲が進んでいる。

<図表 40>

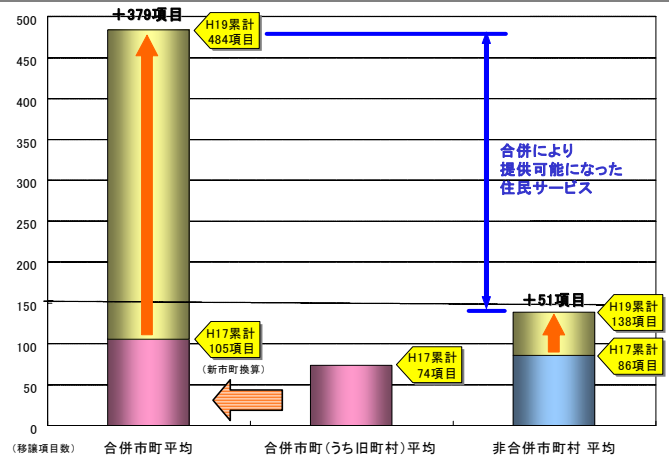


<図表 41>

【岩手県資料より作成】

【H17→H19】 権限移譲項目数の変化

- > 合併市町（特に旧町村部）では、合併後、権限移譲項目が大幅に増加。非合併市町村との住民サービス等の差が拡大。
- > 盛岡市は中核市移行（H20）に伴い、法定1,713、法定外117項目移譲見込み。
- > 非合併市町村の累計移譲項目数は合併市町の41.6%。特に小規模町村で移譲が進まない傾向。



(6) 市町村建設計画の進捗状況について

合併旧法において合併市町村に発行が認められていた合併特例債については、合併した市町村が、合併後の一体性の速やかな確立や均衡ある発展に資するため、市町村建設計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業等について活用できるものであり、合併市町村の財政負担を考慮して、元利償還金について交付税措置が講じられている。

市町村建設計画に位置付けられている事業で、現段階で中止又は着手の目処が立っていない事業がある市町村は、全体の約15%になっている(図表42、図表43)。

合併特例債については、交付税算入の割合が過疎債と同じ70%となっているため、過疎団体同士の合併でない限り、投資的経費の事業費を適切な水準にすれば、実質の公債費の負担を下げることができ、財政運営の改善にもつながる。

合併市町村においては、合併後の新しいまちづくり事業を実施するに当たり、財政見通し等も踏まえつつ、合併特例債の効果的・計画的な活用がなされているものと考えられる。

<図表42>

※ 平成11年4月1日～平成18年4月1日に合併した558市町村の取組に対する実態調査より

選択肢(択一式)	回答数	構成比
中止又は着手の目途が立っていない事業がある	83	14.9%
ない	463	83.0%

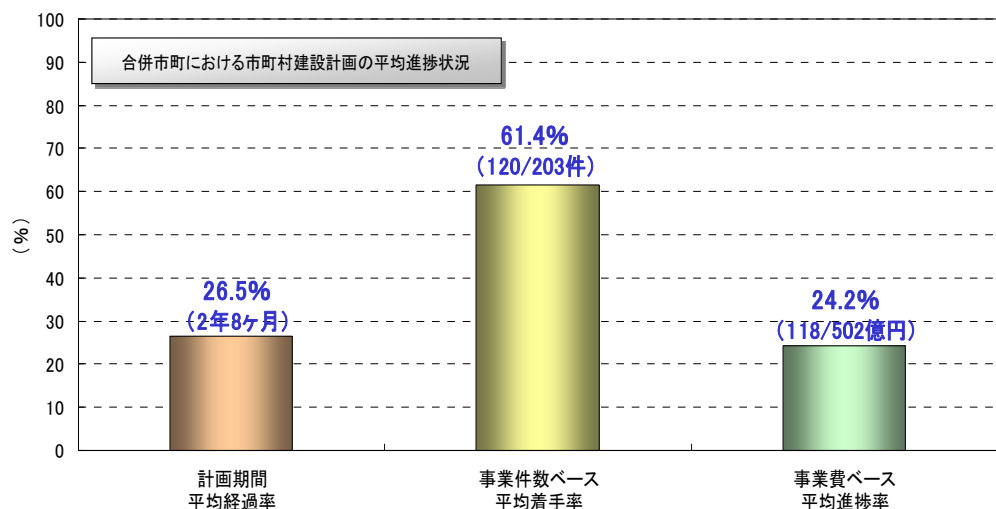
(なお、中止・未着手等の理由としては、「財政上の理由」が29%で最も多く、「当該事業の代替となる施策等を講じたことにより事業の必要性が低下」といった理由も見受けられた。)

<図表43>

【岩手県資料】

市町村建設計画の進捗状況

- > H19年度末時点で、事業件数ベースの着手率で61.4%、事業費ベースの進捗率で24.2%達成見込み。
- > 着手率は計画期間経過率の2倍以上。
- > 進捗率も計画期間とほぼ同調し、順調に進捗。



※数値はH19年度末の進捗見込み

※H19.12現在で進捗状況を測定(非公式数値含む)している10団体の単純平均

※計画期間経過率は、概ね10年間の計画期間のうち経過時間の割合を示す

10

(7) 財政への影響について

合併の市町村の財政の影響については、大まかに「短期」、「中期」及び「長期」の3つの期間に分けて考えることができる。

「短期」は、合併後3年くらいの間であり、この経過的な期間には、合併による規模拡大に伴う財政基盤の強化が図られる一方で、情報システムの統合等一時的に歳出が増える要素が多いと考えられる。

「中期」は、その後10年～15年後くらいまでの間であり、合併算定替が100%（11年目以降は段階的に縮小）保障されている下で合併による歳出削減効果を活かした場合には、財政状況は改善されると考えられる。

「長期」は、それ以降であり、合併による財政効果を十分に発現させることで、持続的な財政運営が確保できると考えられる。

以下の分析は、ほとんどの合併市町村が上記の「短期」に該当する現時点でのものであり、「中期」及び「長期」の財政改善効果については、一定期間が経過した後に改めて評価する必要がある。

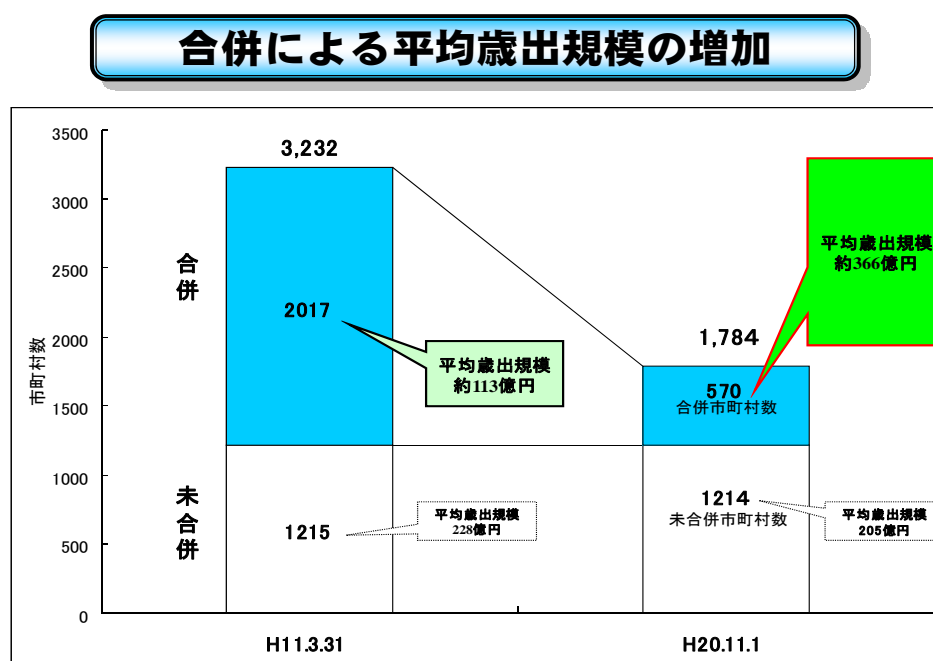
① 財政基盤の強化

合併市町村の平均歳出規模は、合併前の約113億円から約366億円と3倍強となった（図表44）。

合併前に人口1万人未満であった市町村における財政力指数は合併後上昇し、財政基盤は強化されたとと言える（図表45）。

合併パターン別で見た場合、平地、中山間は、合併により財政力が強化された。特に、都市と合併した場合は、財政力が大幅に強化されている一方で、都市は中山間と合併した場合には財政力指数が低下している（図表46）。

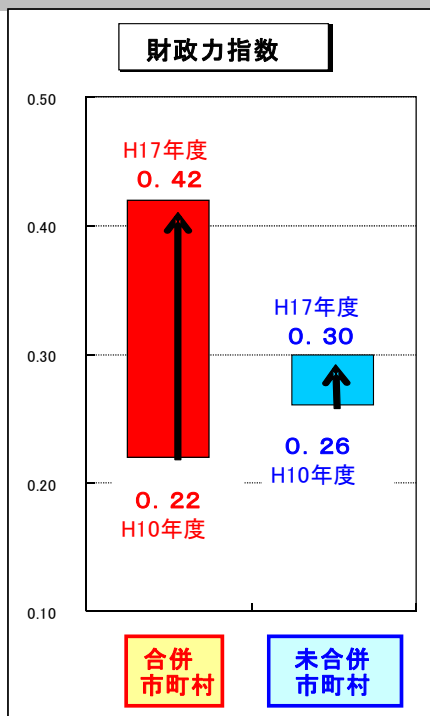
<図表44>



※ H20.4.15官報告示分までのもの。
※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

<図表 45>

人口1万人未満市町村（H11.3.31時点）における 財政力指数の変化



(注)
 ・各年度の普通会計決算ベース。
 <財政力指数>
 (基準財政収入額÷基準財政需要額)
 の3か年平均

※合併市町村、未合併市町村に区分して単純平均

全市町村平均(単純平均)
 10年度:0.42 17年度:0.52

<図表 46>

合併パターン別 合併による財政状況の変化 (財政力指数)

	合併市町村			合併市町村 (合併パターン別)							合併市町村		
	合併市町村	未合併市町村	合併未合併合計 (3232市町村)	都市同士	都市+平地	都市+平地+中山間	都市+中山間	平地同士	平地+中山間	中山間同士	合併市町村計	未合併市町村	合併未合併合計 (1820市町村)
都市	0.651	0.767	0.719	0.851	0.706	0.567	0.606	/	/	/	0.642	0.810	0.754
平地	0.382	0.424	0.396	/	0.706	0.567	/	0.469	0.414	/	0.516	0.484	0.500
中山間	0.271	0.307	0.283	/	/	0.567	0.606	/	0.414	0.329	0.438	0.341	0.383

(注)
 ・H11.3.31の財政力指数は平成11年度普通会計決算ベース
 ・H18.4.1の財政力指数は平成17年度普通会計決算ベース
 <財政力指数>
 (基準財政収入額÷基準財政需要額)の3か年平均

※ 合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における合併市町村
 未合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における未合併市町村
 ※ 合併市町村は合併パターンに区分して単純平均。
 未合併市町村は、単純平均。
 ※ **赤字**：合併市町村及び未合併市町村合計の
 財政力指数の平均より大きいもの

② 歳出削減等の効果

合併市町村においては、出先機関や公共施設の統合等による効率的配置、公営企業、外郭団体の見直しなどの行政効率化に取り組んでおり、合併前に人口1万人未満であった市町村の人口1人当たり人件費は、合併した場合に大幅に減少している（図表47、図表48）。

合併パターン別で見た場合、平地、中山間の合併市町村は人口一人当たり人件費の減少率が未合併市町村に比べ高くなっている。特に、都市と合併した場合は大幅に減少している（図表49）。

<図表47>

合併による歳出削減等の効果



特徴的な取組み事例

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

【職員定数の削減、総人件費の抑制】

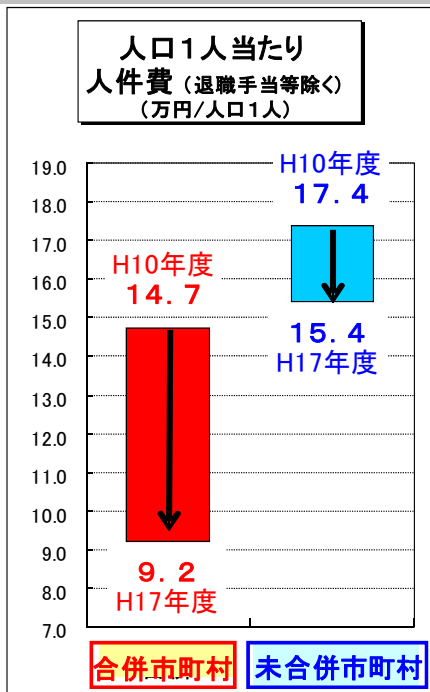
団体名	取組内容
函館市 (北海道)	・平成17年から21年で、600人の職員を削減(83億円)。 ・特殊勤務手当全廃や特別職給与カットの実施。
西東京市 (東京都)	職員の人件費や市議会議員の報酬等について、合併後3年間で、約28億円削減。
薩摩川内市 (鹿児島県)	観光宿泊施設の廃止、ゴミ収集・処理業務の委託等により、歳出を約22%削減(削減額約1億8千万円)

【その他の取組み】

団体名	取組内容
山梨市 (山梨県)	合併時の分庁方式から、総合庁舎方式への組織体制の見直し。
越前市 (福井県)	・ガス事業を平成18年10月に民間へ譲渡。 ・水道事業の一部について民間委託を推進。
野田市 (千葉県)	財団職員の期末勤勉手当、役員報酬などを削減。

<図表 48>

人口1万人未満市町村（H11.3.31時点）における 人口1人当たり人件費の変化



(注)
<人件費>
・人件費は、退職手当等を除く。

※合併市町村、未合併市町村に区分して単純平均

全市町村平均（単純平均）
10年度：11.3 17年度：9.6

<図表 49>

合併パターン別 合併による財政状況の変化 （人口1人当たり人件費（退職手当等除く））

	(万円/人口1人)			合併市町村 (合併パターン別)							(万円/人口1人)		
	合併市町村	未合併市町村	合併未合併合計 (3232市町村)	都市 同土	都市+ 平地	都市+ 平地+ 中山間	都市+ 中山間	平地 同土	平地+ 中山間	中山間 同土	合併市町村 計	未合併市町村	合併未合併 合計 (1820市町村)
都市	7.0	7.1	7.1	5.7	6.6	7.0	7.1	/	/	/	6.8	6.3	6.5
平地	8.9	10.4	9.4	/	6.6	7.0	/	8.2	8.7	/	7.8	9.2	8.5
中山間	13.5	14.7	13.9	/	/	7.0	7.1	/	8.7	10.9	9.1	13.0	11.3

(注)
・H11.3.31の人件費は平成11年度普通会計決算ベース
・H18.4.1の人件費は平成17年度普通会計決算ベース
<人件費>
・人件費は、退職手当等を除く。

※ 合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における合併市町村
未合併市町村は、H11.4.1～H18.4.1における未合併市町村
※ 合併市町村は合併パターンに区分して単純平均。
未合併市町村は、単純平均。
※ **赤字**： 合併市町村及び未合併市町村合計の
人口1人当たり人件費の平均より小さいもの

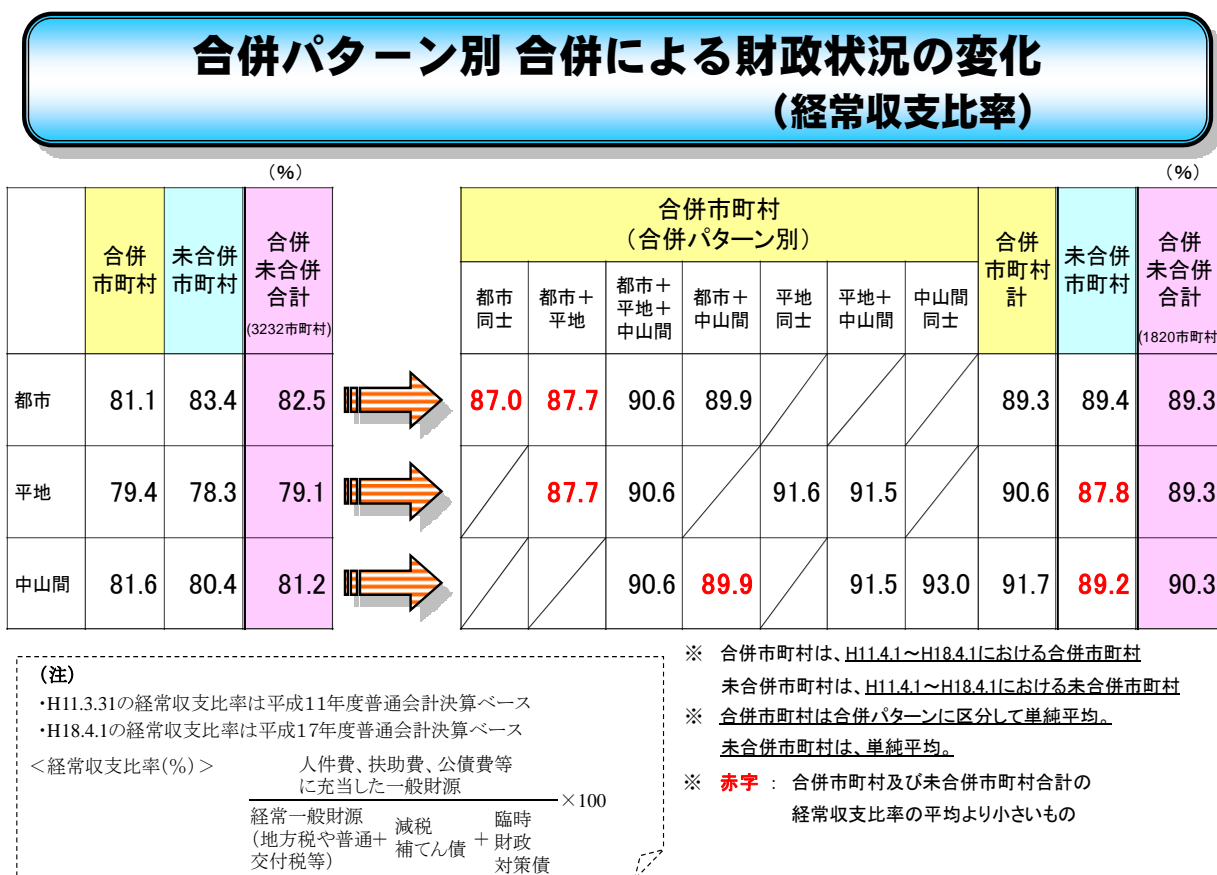
③ 財政運営の改善

合併前の平成10年・11年の段階では、財政力指数や経常収支比率で見た場合、平均的にはその後合併した市町村の方が財政状況が厳しかった。このため、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で合併しなければ財政運営で行き詰まるという側面が強く意識され、この将来の財政運営に対する強い危機感が合併への動機の一つとなったと考えられる。

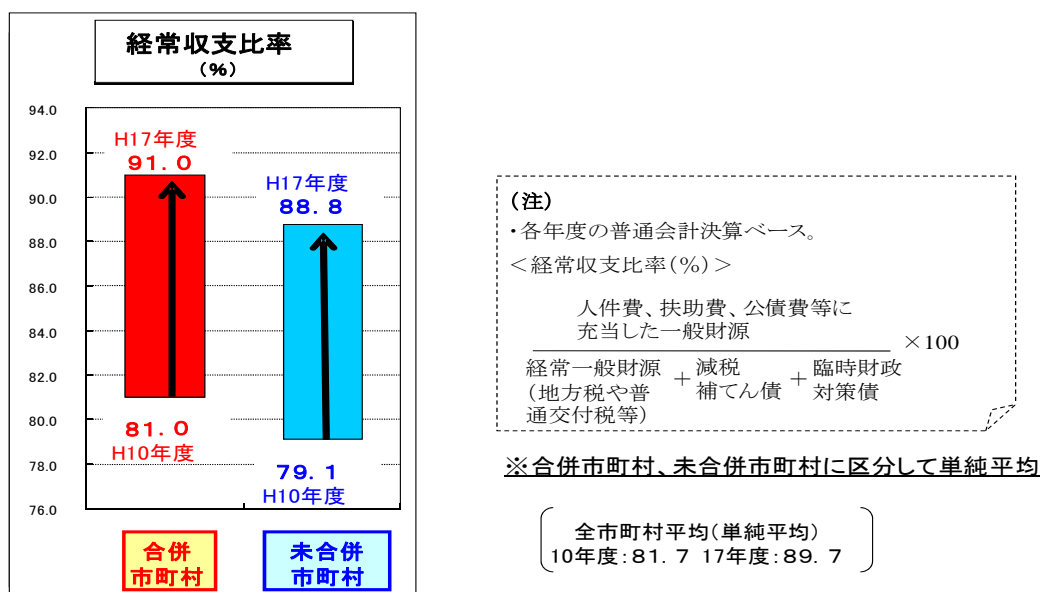
しかしながら、経常収支比率は全国的に上昇しており、平成11年の時点で人口1万人未満であった市町村において合併・未合併で大きな差異はなく、合併パターン別で見た場合も、合併・未合併で大きな差異はない（図表50、図表51）。

これは、今回の合併が、地方の財政環境の悪化と重なる時期に行われたことによるものと考えられる。一方で、合併による財政の効率化効果が現れるまでには一定の期間を要することから、経常収支比率は合併後直ちに改善されるわけではない。これらのことが、合併しても財政運営の改善が実感できないという声につながっている面があると考えられる。

<図表 50>



人口1万人未満市町村（H11.3.31時点）における 経常収支比率の変化



一方で、今回の市町村合併においては、小規模な市町村の多くが、公債費のうち地方交付税の事業費補正等で措置されない額が留保財源を大きく上回る状況、いわば財政力に比して大きな借入をしている状況にあったが、合併により講じられる「普通交付税の合併補正」・「特別交付税の包括算定」の措置及び「人件費・物件費の削減分」を考慮に入れると、そのような状況が大幅に改善している。

特に、中山間の市町村が都市の市町村等と広域合併をした場合の改善効果が大きくなっている。

(※) 合併市町の地方交付税に算入されていない公債費と留保財源等との関係(例)については別添資料（96頁）参照

このように、合併後の短期においても、中山間等に多い財政状況の厳しい市町村については、比較的財政状況の良い市と合併することにより、財政状況の改善が図られたと考えられる。

さらに、それぞれの合併市町村においては、内部管理等の重複部門の削減やスケールメリットといった合併の効果を活かしつつ、積極的な行政効率化に取り組んでおり、合併後の中期において、合併算定替の効果とあいまって、財政運営の改善がもたらされると期待できると考えられる。

この際、合併算定替の効果は、段階補正等の影響が強く現れる小規模市町村同士の合併の方が相対的に大きくなることから、職員数を類似団体にできるだけ早く近づけるなどの行政効率化に積極的に取り組むことにより、小規模市町村同士の合併においても、合併後の中期における財政運営の改善が期待できると考えられる。

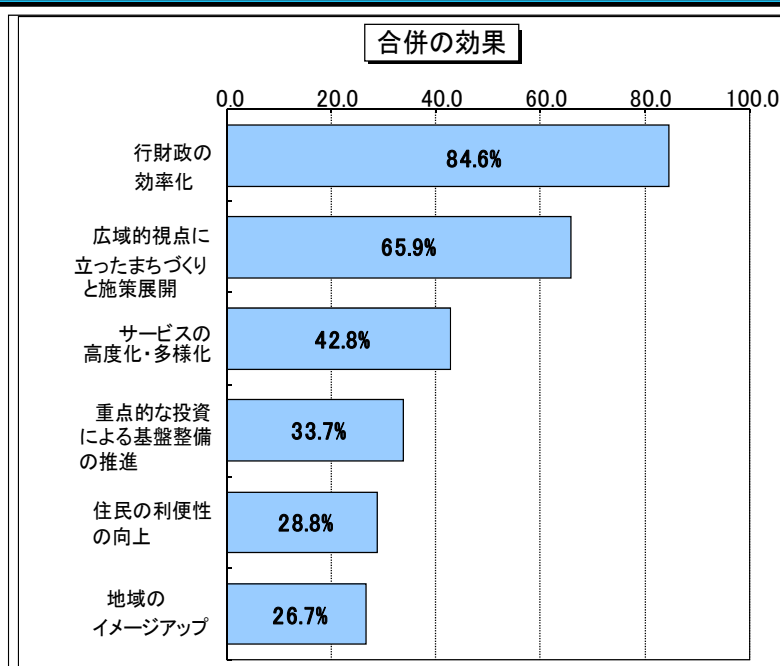
(8) 合併の効果や課題に関する市町村の認識について

日本都市センターが実施した合併市に対するアンケート結果によると、合併の効果として最も多かった回答は、「行財政の効率化」の84.6%となっており、次いで、「広域的視点に立ったまちづくりと施策展開」の65.9%、「サービスの高度化・多様化」の42.8%であった(図表52)。

<図表52>

(財)日本都市センターが実施した合併市に対するアンケート結果(合併後一定期間を経過した団体に実施)
【対象】H10.12~H18.3に合併した421市 【回収数(率)】416市(98.8%)

合併の効果について

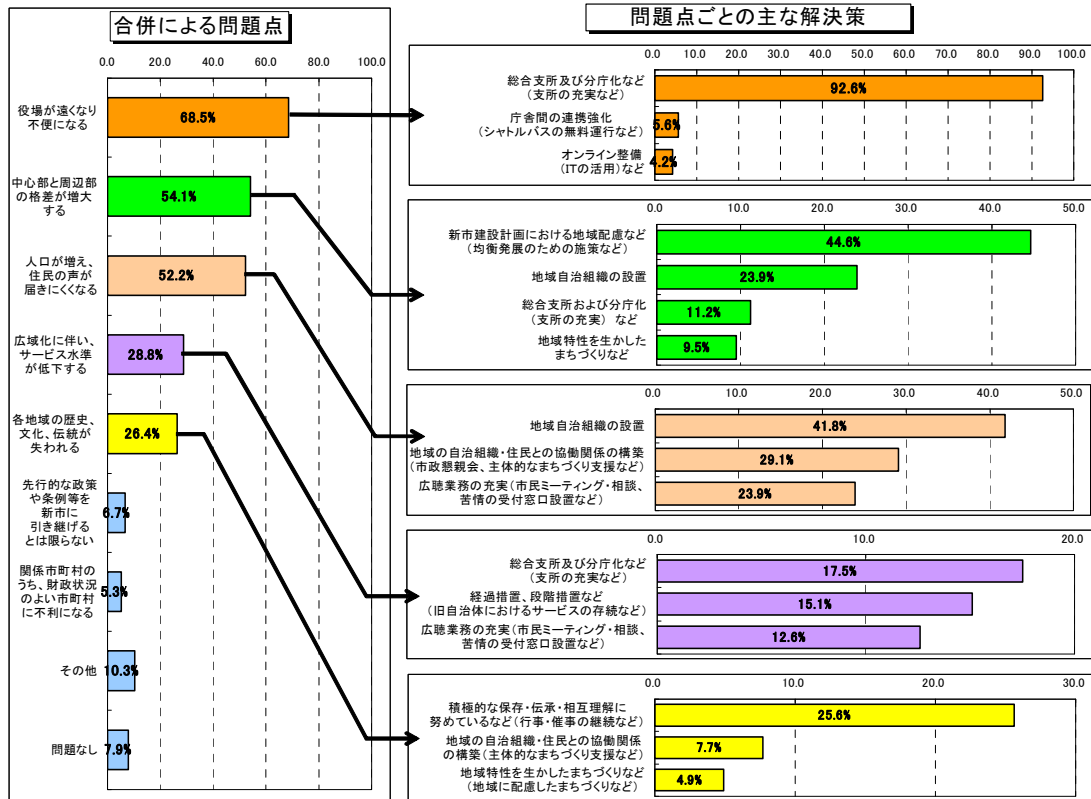


※(財)日本都市センターの「市町村合併に関するアンケート調査」の結果により作成

合併による問題点の解決策については、「役場が遠くなり不便になる」との懸念に対しては支所の充実などにより解決しているとの回答が最も多かった。また、「中心部と周辺部の格差が増大する」との懸念に対しては新市建設計画における地域配慮により、「人口が増え、住民の声が届きにくくなる」との懸念に対しては地域自治組織の設置により解決しているとの回答も多かった(図表53)。

<図表 53>

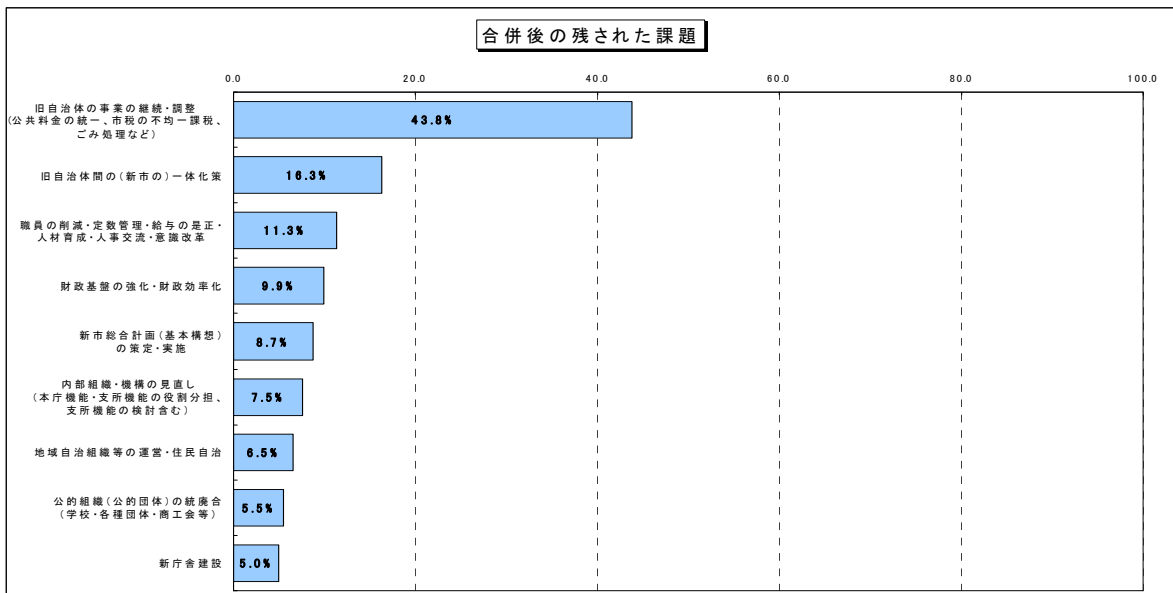
合併による問題点・解決策について



合併後の残された課題として最も多かった回答は、「旧自治体の事業の継続・調整 (公共料金の統一等)」の43.8%で、住民負担や住民サービスの急激な変化を避けるため、公共料金等の統一には一定の期間を要することがうかがえる (図表 54)。今後、各地域の事情も十分勘案した上で、住民の負担水準の適正化等について、住民を交えた議論が行われることが望ましい。

<図表 54>

合併後の残された課題について



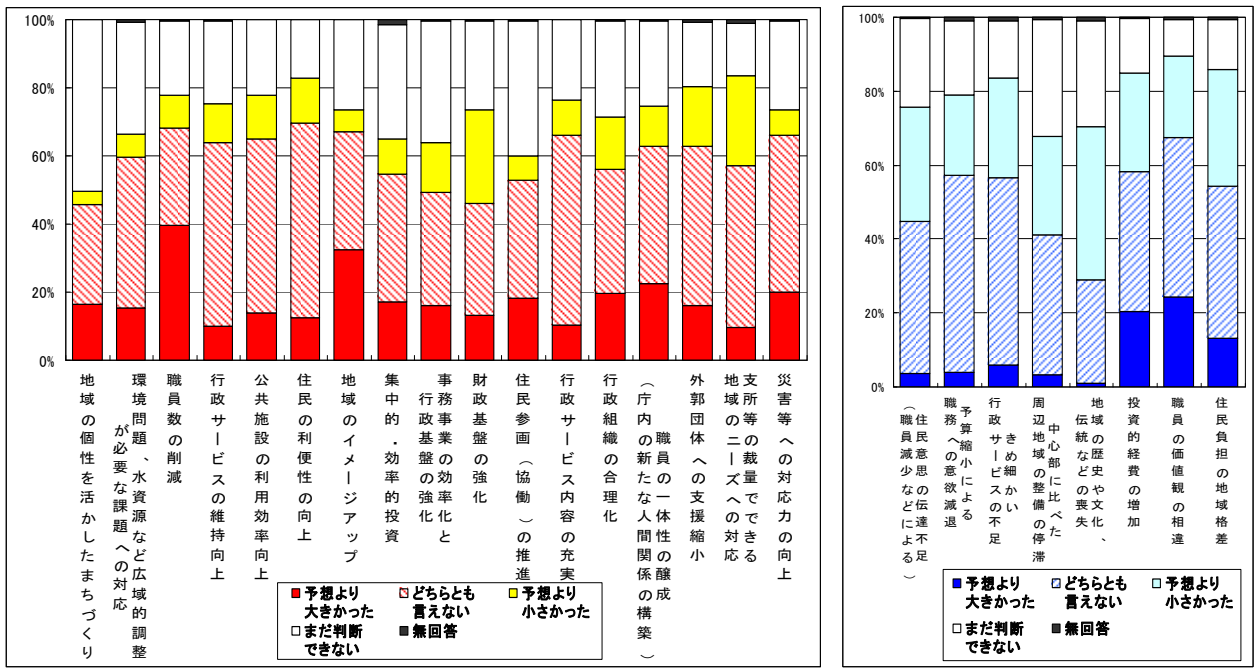
(社)日本経営協会が実施した合併市町村に対するアンケート結果によると、合併後の効果等について、予想より大きかったものでは「職員数の削減」や「地域のイメージアップ」の回答が多かった。

一方で、合併前に懸念されていた事項のうち、結果として予想より大きかったものは「職員の価値観の相違」とする回答が最も多く、「地域の歴史や文化、伝統などの喪失」、「中心部に比した周辺地域の整備の停滞」、「きめ細かい行政サービスの不足」といった懸念については、予想より小さかったとする回答が多かった(図表55)。

<図表 55>

(社)日本経営協会が実施した合併市町村に対するアンケート結果(H19.5実施)
【対象】H15.4.1～H19.3.31に合併した555市町村【回収数(率)】370市町村(66.7%)

合併後の効果等について



※(社)日本経営協会の「市町村合併後の行財政課題等に関するアンケート調査報告書」(平成19年7月)により作成

3 合併の住民生活への影響等について

(1) 住民サービスへの影響について

合併した558市町村のうち大部分(430市町村)で、合併を契機に①合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスを全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正、③旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより住民サービスの充実に取り組んでいる(図表56)。

<図表56>

合併を契機とした住民サービスの充実等への取組

※ H11.4.1~H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

サービスの充実、旧市町村間のサービスの格差是正

◇ 新たなサービスの実施、合併前の一部の市町村で行われていたサービスを新市町村の全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
外ヶ浜町(青森県)	三厩地区から本庁のある蟹田地区まで、町営バスを運行。
栗原市(宮城県)	旧花山村地区では、財政上の理由でできなかった給食サービスを、合併後、他地域と同様に導入。
加美町(宮城県)	役場本所、支所、小中学校などを光ファイバーで結ぶ情報通信網を整備。「議会中継システム」や「テレビ会議システム」などが整備され、地域情報化が進展。
南会津町(福島県)	一部地域で、すこやか子育て支援事業として、第3子以降の出生及び小中学校への入学に対して支援金を支給していたが、これを新町の全域において実施。
西東京市(東京都)	交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図るため、コミュニティバスを5路線運行。運賃は一律100円。
南部町(山梨県)	旧富沢町の万沢地区では、財政上の理由で、数年前から無医地区となっていたが、合併したことにより新たな診療所の設置が可能に。
浜松市(静岡県)	一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交付サービスが全市に拡大。
吉備中央町(岡山県)	非常備消防や消防署がなかった町内に新たな消防署を整備することで、救急医療体制・消防防災体制の充実・強化を図った。
新居浜市(愛媛県)	無医村であった旧別子山村地区に約30年ぶりに診療所を開設。
臼杵市(大分県)	情報格差是正、難視聴地域解消を目的に市内全域にケーブルネットワーク網を整備した。

利用できる公共施設等の拡大

◇ 旧市町村の境界を越えて、公共施設等の利用が可能に。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
新潟市(新潟県)	合併後、旧市町村を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になった。
久米島町(沖縄県)	
郡上市(岐阜県)	旧町村ごとの図書館の蔵書、利用者情報を一元管理するシステムを整備し、インターネットによる蔵書検索等を可能とした。
黒潮町(高知県)	旧2町の図書館をネットワーク化することにより、両図書館の図書の貸出等が可能になった。
宗像市(福岡県)	一部地域において学校選択制を導入し、旧玄海町住民が、近くにありながらこれまで通学できなかった旧宗像市の小学校への入学、転入が可能となった。

どのような分野のサービスを充実させるかについては、合併市町村によってまちまちだが、少子化対策、高齢化対策、障害者福祉などの福祉分野での住民サービスについては、大部分の合併市町村において拡充が図られている。

特に少子化への対応として、保育所の保育サービス（延長・休日・一時保育等）、妊婦や母子の一般健康診査、子育て支援サービス等の拡充が行われるなど、合併を契機にサービスの充実が図られている事例が多い（図表 57、図表 58、図表 59）。

<図表 57> 【島根県のアンケート調査結果】

分野別 住民サービスの変化

島根県が実施した合併15市町の各事業担当課長等へのアンケート調査のとりまとめ結果を抽出して作成 調査時点：平成19年12月

分野	サービス増	変化なし	サービス減	事例
廃棄物対策・環境衛生の充実	5	10	0	○ ゴミの分別数の増加による減量化、再資源化 ○ 生ゴミ処理など各種補助制度の拡大
住環境・自然環境の整備	5	9	1	○ 環境保全推進員等の制度導入 ○ 環境保全活動補助金などの対象地域拡大 ○ 地域エリア拡大による公営住宅の選択肢の増
消防・防災体制の充実	6	8	1	○ 消防隊編成の見直しや消防団再編による、出動体制の弾力化 ○ 防災無線など防災情報の整備充実
住民窓口や住民相談の充実	9	5	1	○ 住民の利用できる各種届出窓口の増 ○ 総合案内窓口の設置して事務処理を迅速化 ○ 住民基本台帳カード発行機等の整備による交付日数短縮
保健サービス・医療体制の充実	8	2	5	○ 基本検診などの受診機会の増 ○ 歯科・乳幼児等の専門相談などの充実 ● 検診会場の集約化
児童福祉の向上	13	2	0	○ 地域エリアの拡大による保育所の選択肢の増 ○ 保育時間の延長や休日保育等の充実 ○ 子育て支援センターの設置や児童放課後クラブの新設・増設
高齢者福祉の向上	5	9	1	○ 介護予防事業、緊急通報整備事業等の受けられるサービスの統一 ○ 福祉タクシー料金助成事業などサービスの種類・選択肢の増
障害者福祉の向上	9	4	2	○ 各種助成制度の統一により旧市町村地域も助成を受けることが可能に ○ 障害者の各種団体等の交流が活発化 ● 事務集約化により支所での専門的な説明・相談が困難に
学校教育の充実	7	5	3	○ スクールカウンセラー等による相談支援体制の充実 ○ 学校給食未実施学校の解消 ○ 奨学金制度の全地域への拡大 ● 部活動遠征時のマイクロバス利用の見直しによる保護者の負担増
生涯学習の推進	6	6	3	○ 図書館の休日閉館やネットワーク化による利便性の向上 ○ 市民公開講座の充実 ● 講演会等が中心地で多くなり周辺地域との利便格差が発生
地域文化・スポーツの振興	7	6	2	○ スポーツ大会等への参加機会の増加 ○ 伝統芸能等の支援の充実

<図表 58>

【宮古市の例】

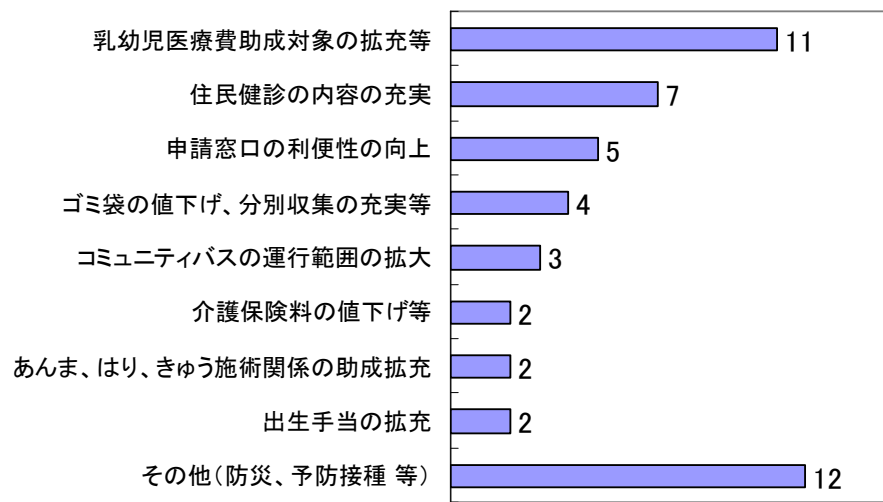
合併による住民サービスの充实事例 ～少子化対策関係～

項目	合併前		合併後
乳幼児医療費給付	旧B町では自己負担あり	→	全域で自己負担なし
妊婦一般健康診査	2回無料	→	3回無料
妊婦歯科健康診査	旧B町、旧C村では未実施	→	全域で実施
保育料(所得税額8万円の場合)	3歳児未満 26,600円～37,000円 3歳児 24,000円～33,000円 4歳児以上 24,000円～29,500円 ※旧団体ごとに異なっている	→	3歳児未満 26,600円 3歳児 23,500円 4歳児以上 23,500円
幼稚園就園補助	旧B町、旧C村では無し	→	全域で一定額を補助(単独補助)
一時保育の箇所	2箇所	→	3箇所(合併前に未設置だった旧B町地域が追加)
病後児保育の箇所	無し	→	1箇所(全域で利用可)
「学童の家」の箇所	11箇所	→	12箇所
子育て支援センター	3施設	→	4施設(合併前に未設置だった旧B町地域に設置)
赤ちゃん・キッズのびのびランド、育児不安解消支援	旧B町、旧C村では参加不可	→	全域で参加が可能に
ファミリーサポートセンター	無し	→	1施設
妊婦、母親、パパママ教室	旧B町、旧C村では無し	→	全域で受講が可能に

加えて、合併して市になった地域において、福祉事務所に係る事務を都道府県ではなく住民に最も身近な基礎自治体が担うことにより、市の窓口で生活保護に係る住民サービスの提供が可能になるなど、合併市町村においては、福祉分野での住民サービスを適切に提供するための行財政基盤を充実することができたと考えられる。

<図表 59>

【熊本県資料】〔市町村アンケート〕 合併を契機に充実した住民サービス（単位：市町村）



一方、厳しい地方財政の状況を踏まえ、行財政改革の観点から、合併市町村においても住民サービスの取捨選択や水準の見直しが行われている。特に行政改革やサービスの適正化の観点から、敬老・結婚等の各種祝い金など、個人や団体に対する助成金等について削減・廃止される例が多い。

また、編入合併の場合、サービス水準を原則として中心市の水準に合わせる例も見られる。

合併を契機としたサービス内容の見直しの例

- 100歳敬老祝金の見直し
- 敬老式典の対象年齢の引き上げ（70歳→75歳）
- 結婚祝金・金婚式典の廃止
- 出産祝金（最高50万円）の廃止
- 村民温泉割引事業の廃止
- 小・中学校の修学旅行助成の支給割合の見直し（全額→半額） 等

（※）合併市町の住民サービスの変化(例)については別添資料（97頁）参照

合併前の旧市町村においては、財政状況の悪化により、そのまま単独でいた場合には廃止・縮小が避けられなかった住民サービスが、合併により水準が維持されているケースがあるが、これについて合併の効果によるものであることが、必ずしも理解されていないことがある（図表 60）。また、このようなサービスについて、適正な水準に見直した上で継続させることもあるが、このようなサービス水準の変化について、住民が合併による影響と誤解し消極的な評価を示すこともあると考えられる。

この点については、合併せずに単独でいた場合においても住民サービスの縮小・廃止は避けられなかったことや、反対に、単独でいた場合には縮小・廃止されていた住民サービスで合併により維持できているものがあることを住民に率直に説明することで、住民の理解と協力を求めていく必要がある。

なお、合併前の旧市町村によっては、例えば、目に見えやすい分野で高いレベルの住民サービスを行うために、目につきにくい住民生活に重要な水道管の更新やし尿処理施設の老朽化対応等が十分に行われていなかったものが、合併を契機に適正な予算配分がなされるようになったというような事例もある。

<図表 60>

【岩手県資料】

合併により住民サービスの水準が維持されている事例

▶合併市町においては、旧町村部などで、合併しなければ縮小、廃止されたかもしれない住民サービスの水準が、合併により維持されている例がある。

※「合併しなければ全てのサービスについて見直しが必要だった」など、具体例をあげるのは難しいとしている市町も多い。

団体名	合併により住民サービスの水準が維持されている事例
宮古市	①各種イベントの開催 ②税等の住民負担の維持
遠野市	①身体障害者(3級)医療費給付事業(旧村事業を引継ぎ) ②福祉タクシー助成事業(旧市事業を引継ぎ) ③高齢者在宅福祉サービス(旧市事業を引継ぎ)
一関市	(合併により住民サービスが拡充した例) ①福祉乗車券 旧4市町村→全域 ②寝たきり老人介護手当 旧4町→全域
二戸市	一人暮らし老人の緊急通報システムなど
西和賀町	①総合成人病検診(人間ドック)事業の継続 ②患者輸送車運行事業の継続

(2) 住民負担への影響について

合併した558市町村のうち約9割（500市町村）で、合併を契機に住民負担の見直しを行っており、使用料・手数料等の項目毎では、それぞれ①引き上げのみを行った市町村、②引き下げのみを行った市町村、③引き上げと引き下げの両方を行った市町村が概ね同数程度となっている（図表 61）。

地方を巡る厳しい財政状況からして、また負担の適正化の観点からしても、一方的に負担を下げることは必ずしも適当とは言えず、合併市町村においては、自らの財政状況やサービスと負担の関係等を勘案して、適正な負担水準としたものと考えられる。

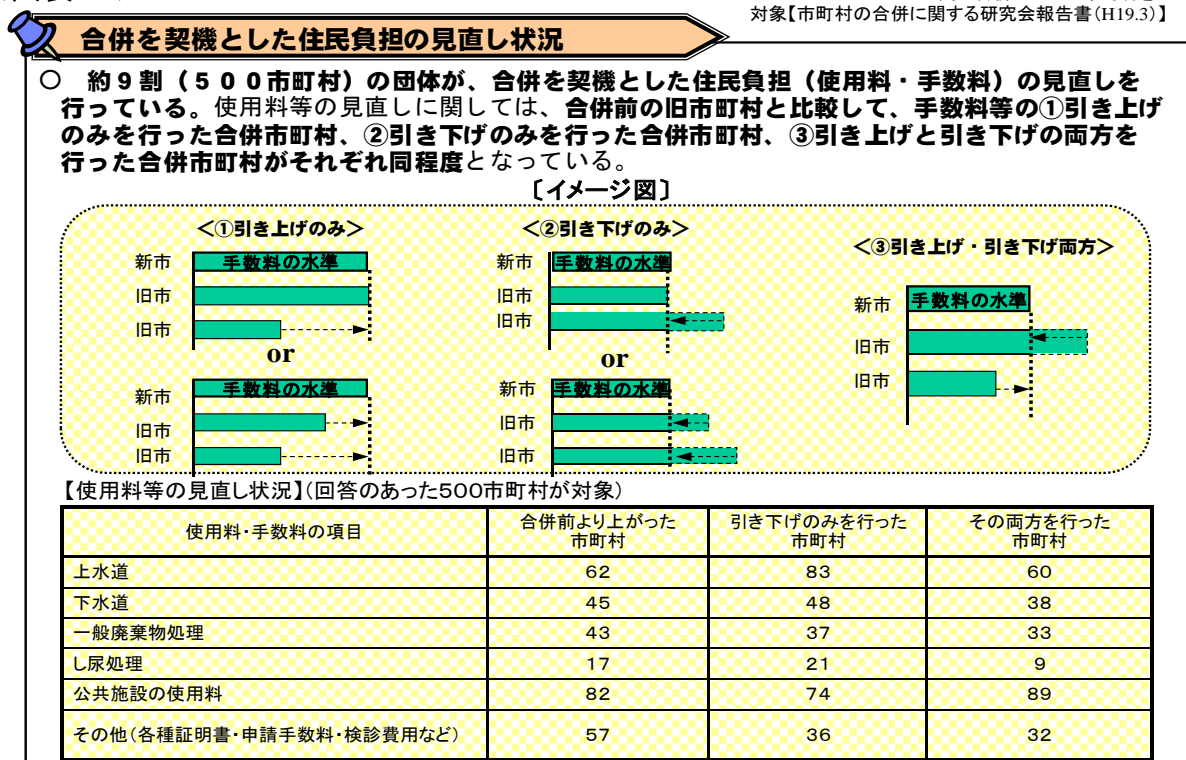
なお、合併市町村においては、子育て支援について、組織の充実・専門化、保育サービスの拡充以外にも、保育料の軽減が行われるなど、合併を契機に子育てに係る負担を軽減する取組を行った事例も多い（図表 62）。

合併を契機に厳しい財政状況等を踏まえて適切に負担を増やした合併市町村においては、負担増が合併による影響と誤解され、合併に対する住民の消極的な評価につながっている場合もあると考えられる。

この点については、合併市町村が置かれている厳しい財政状況を住民に率直に説明するとともに、合併等を通じた職員数の削減を始めとする経費節減の内部努力も併せて強力に行う方針を示して、適切な負担のあり方について、住民の理解と協力を求めていく必要がある。

<図表 61>

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】



(※) 合併市町の住民負担の変化(例)については別添資料(102頁)参照

一方、合併市町村によっては、一部の住民負担について、急激な変化を避けるため、合併後の一定期間は旧市町村の料金水準等を維持することとし、その後に見直しを行うこととしている例がある。

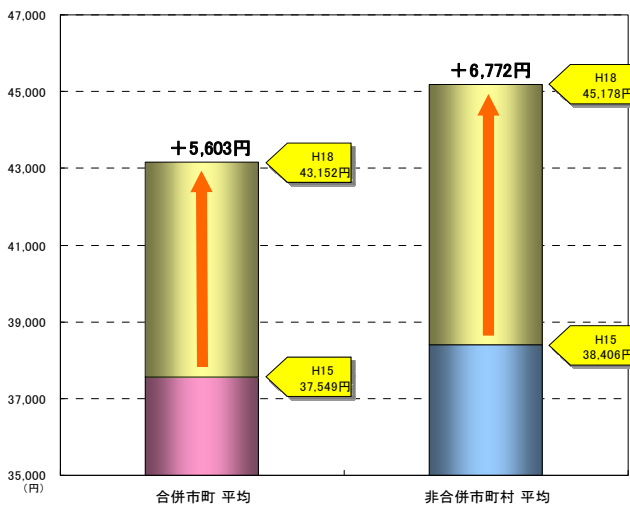
このような市町村においては、各地域の事情も十分勘案した上で、住民の負担水準の適正化等について、住民を交えて十分な議論が行われるべきものと考えられる。

<図表 62>

【岩手県資料より作成】

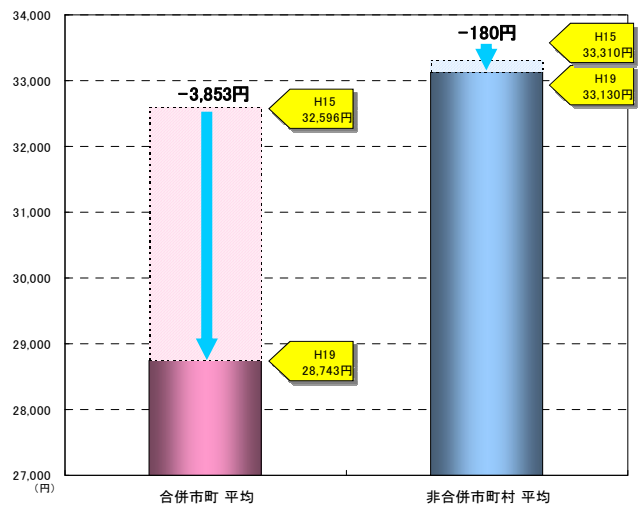
【H15→H18】介護保険料の変化

>合併市町では上昇額を抑制。
 >一部の合併市町では、不均一賦課により旧町村部の料金水準を維持。



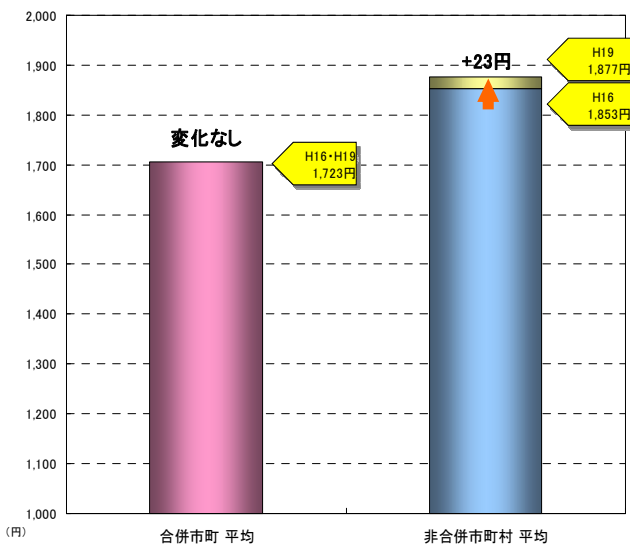
【H15→H19】保育料の変化 (3歳未満児・所得税80,000円世帯の場合)

>合併市町の多くが、合併後、料金をより低い水準に統一。
 >合併市町の平均減少額は非合併市町村平均の約21倍。
 >県平均が減少する中、非合併市町村の多くが高止まりの傾向。



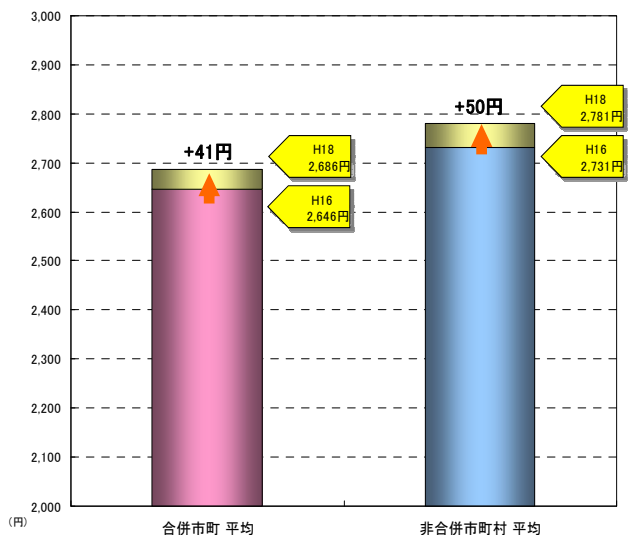
【H16→H19】上水道料金の変化

>合併市町では上水道料金を改定した団体はなし。
 >非合併市町村でも改定した団体は少なく、平均値の変化はわずか。



【H16→H18】公共下水道料金の変化

>公共下水道料金を改定した団体は少なく、平均値の上昇はわずか。
 >盛岡市と合併した旧玉山村が唯一大幅に減少。



(3) 広域的なまちづくり、周辺部対策等への取組状況について

合併前において、住民の日常生活圏域の中心市においては、周辺市町村からの人口・雇用・消費・情報の流入によって、地域の経済等が支えられてきた面がある。

そのため、周辺市町村の活力が失われることとなれば、中心市の活力も減退することとなることから、このような中心市と周辺市町村との関係を踏まえ、合併により周辺市町村地域の活力を維持・発展させることにより合併前の中心市としても合併による効果が生じて来るものと考えられる。

また、住民の日常生活圏は行政区域を大きく越えて広がっており、合併前において、地域の中心市の公共施設について、直接的な納税者ではない周辺市町村の住民の利用割合が多くなるなど、行政サービスが市町村の区域を越えて及んでいる事例も多く見られたところである。

そのため、中心市としては、行政サービスの提供に見合う負担を得られていなかったところ、合併により受益と負担の関係が一致することにより、合併前の中心市の負担の適正化が図られたと考えられる。

多くの合併市町村において、合併により重複することとなった学校給食センター、集会施設、環境衛生関連施設等を廃止し、又は転用する措置を講じており、広域的なまちづくりの観点から、効率的な公共施設の再配置等を図られつつある。

他方、合併市町村においては、ICTの活用やサービス窓口の維持・拡充により、合併に伴う面積拡大による住民の利便性の低下を防止し、広域的なまちづくりと住民利便性の両立を図っている例が見られる（図表 63）。

<図表 63>

合併に伴う住民の利便性の確保

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

◇ ICTの活用やサービス窓口の維持・拡充により、面積拡大による住民の利便性の低下を防止。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
釧路市(北海道)	地域イントラネットにより、本庁や支所その他の公共施設を結び、住民サービスを迅速化。
日高町(北海道)	議会中継システムを導入し、支所となった地域住民の不便解消に努めている。
大船渡市(岩手県)	インターネットを利用した公共施設の予約、確認等が可能に。
小鹿野町(埼玉県)	旧小鹿野町で行われていた土曜日の午前中と火・木曜日の業務時間外に行われていた窓口業務を、現在小鹿野庁舎で継続的に実施。旧両神村地区の住民も利用可能に。
豊後高田市(大分県)	市内の10の郵便局で、各種証明書の交付請求に係る受付と引渡しが可能に(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づくもの)。

地域の活性化と旧市町村の振興施策の取組状況

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

1. 地域の活性化

- 合併を機に広域的なまちづくりが可能となったことから、これを活かし、地域の活性化を図っている例が見られる。
具体的には、その地域の特産品や観光名所等を利用して、地域の活性化を図っている。

【主な取組事例】

団体名	取組内容
日光市 (栃木県)	合併により日光、鬼怒川温泉(旧藤原町)、湯西川温泉(旧栗山村)など全国的に有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップを図っている。
高山市 (岐阜県)	高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アルプスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略打ち出し、「飛騨高山」ブランドの確立を図っている。
みなべ町 (和歌山県)	合併により梅の生産量が日本一となったことから、特産品である「南高梅」のブランドを中心に日本一の「梅の町」としてアピールできるようになった。
下関市 (山口県)	旧豊北町で水揚げされるイカについて、ブランド化推進協議会を設立してPRしている。

2. 旧市町村地域の振興施策

- 合併市町村の周辺部に位置する旧市町村地域の振興のため、「地域単位のイベントや祭り等の実施、支援」などの振興施策が実施されている。

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

【主な取組事例】

	取組項目	回答数	割合	【主な取組事例】	
				団体名	取組内容
①	地域単位のイベントや祭り等の実施、支援	372	66.7%	① 大仙市 (秋田県)	旧市町村の8地域の地域コミュニティ施策の実施などに充てるため、独自予算(地域枠予算)を設けている。
				② 浜田市 (島根県)	合併時に地域振興基金を設置し、その運用益を旧市町村単位での事業に活用。
				① 佐伯市 (大分県)	振興局を旧市町村単位に設置し、振興局長の裁量で、地域の実情に応じて実施できるソフト事業の予算措置をした(各300万円を措置)。
②	旧市町村単位で設置されている公共的団体(商工会、文化協会、観光協会等)への支援	276	49.5%	③ 宮崎市 (宮崎県)	地域住民主体の地域づくり体制を支援するため、各地域自治体の地域協議会に「地域コーディネーター」を新たに配置。
③	旧市町村地域の振興に取り組むための庁内組織の設置	149	26.7%		

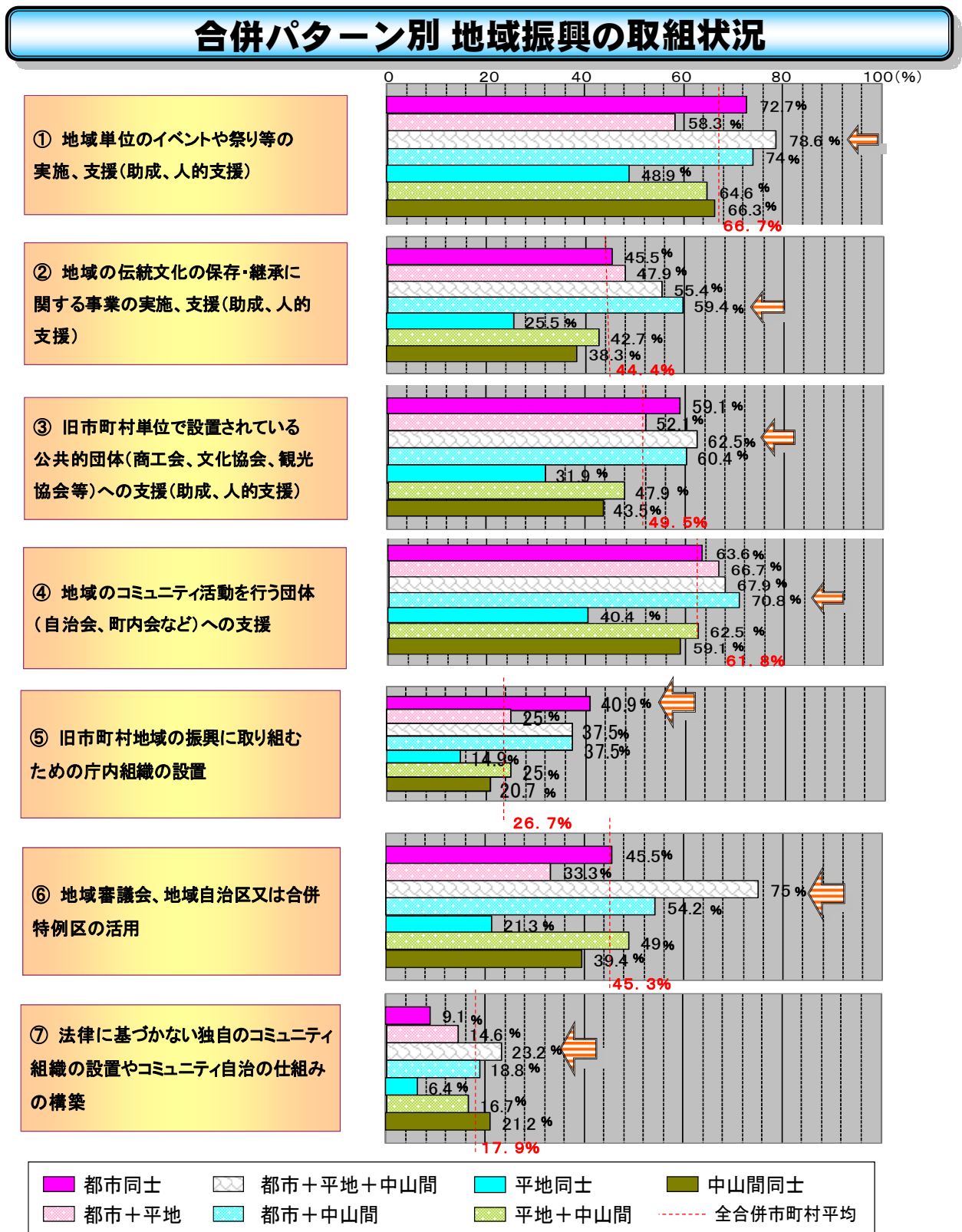
合併市町村においては、合併を契機として、旧市町村の地域資源について改めて見直し、新市町村のまちづくりという新しい観点からその活用方策を探り、地域活性化につなげている例が多く見られる(図表64)。

そして、そこから、将来性や夢のあるテーマを持ったまちづくりの方向性を出し、新市町村の住民としての一体感の醸成やまちづくりへの参加促進という面での大きな効果を生み出すことができるのではないかと考えられる。

また、周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭りの実施、地域の伝統・文化の保存・継承、旧市町村単位の住民組織等への支援などが実施されている。

合併パターン別で見た場合、地域振興の取組については、特に「都市+平地+中山間」、「都市+中山間」等の広域的な合併を行った市町村において実施率が高く、中心となる都市が周辺部対策を重視している状況がうかがえる（図表 65）。

<図表 65>



(注) 本研究会の報告書「新しいまちづくりを目指して ～合併市町村の取組の実態～」における調査結果（H11.4.1～H18.4.1における合併市町村558団体）と本分析の合併パターンとの関係を分析したもの

(4) コミュニティへの影響について

今回の合併に際しては、旧市町村単位のまとまりを重視するとの考え方の下に、合併特例法あるいは地方自治法において、地域審議会、地域自治区及び合併特例区といった新しい地域自治組織の制度が創設された。

実際にも、合併により市町村の規模が大きくなることによって、住民の声が届きにくくなるという懸念に対処するため、多くの合併市町村において、これらの地域自治組織を活用するなどによりコミュニティ対策に力を入れている。

地方自治法による一般制度としての地域自治区は17団体、合併新法等による地域自治区は38団体、合併特例区は6団体、地域審議会は217団体で設置されている(図表66)。これらの地域自治組織の中には、審議会委員の公募による選任や、地域予算枠の決定権限の付与などにより、活発に活動している例がある。

また、自治会、町内会などの既存の地域組織に対する支援を6割強の合併市町村で行っているほか、新たなコミュニティ組織等を設置した合併市町村も2割弱ある(図表67)。

これらのコミュニティ組織に対する人的、財政的支援や新たな組織の設置などにより、合併を契機にコミュニティ活動がより活発化した例も多く見られる。

<図表 66>

地域自治組織の設置状況

	地域自治区		合併特例区	地域審議会
	一般制度	特例制度		
設置数	17団体 123地域自治区	38団体 104地域自治区	6団体 16合併特例区	217団体 775地域審議会
設置期間	設置期間なしがほとんど	10年前後が約40%、 5年前後が約20%	5年間がほとんど	9～11年が約90%
構成員定数	15～20名が約70%	15名前後が約60%	10～20名	(※)15名前後が約半数
構成員任期	2年が大半	2年が大半	全合併特例区で2年	(※)2年が大半
構成員属性	「公共団体等を代表するもの」や「地域の行政運営に関し優れた見識を有するもの」の割合が大きい地域自治区が多い	「公共団体等を代表するもの」や「公募によるもの」の割合が大きい地域自治区が多い	「公共団体等を代表するもの」や「地域の行政運営に関し優れた見識を有するもの」の割合が大きい合併特例区が多い	(※)「公共団体等を代表するもの」や「学識経験を有するもの」の割合が大きい地域審議会が多い
審議事項	市町村の基本構想の作成等に関する事項:51%	市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に 関する事項:63% 市町村の基本構想の作成等に関する事項:56%	市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に 関する事項:56% 市町村建設計画(合併市町村基本計画)の執行状況に関する事項:50%	(※) 市町村建設計画(合併市町村基本計画)の執行状況に関する事項:81% 市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に 関する事項:69%

(備考)平成19年10月1日現在調査結果による。ただし、※印部分については、平成18年7月1日現在調査結果による。

<図表 67>

コミュニティ活性化の取組状況

地域コミュニティの振興

※ H11.4.1～H18.4.1の間に合併した558市町村を対象【市町村の合併に関する研究会報告書(H19.3)】

○ 合併後の地域振興に際し、地域コミュニティ関連の様々な施策に取り組んでいる団体は多い。

中には、法律に基づかない独自のコミュニティ活性化の仕組みを設けている団体もある。例えば、学校区等を単位としたコミュニティ組織の創設などの取組みを行っている。

【取組状況】(合併した558市町村が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
①	自治会、町内会など既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
②	上記以外の新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組みの構築	100	17.9%
③	地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	253	45.3%

	団体名	取組内容
①	宮古市 (岩手県)	「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動、イベント、自治会、地域づくり団体などの組織づくりや活動、地域文化の伝承などの事業への支援を行う。
②	薩摩川内市 (鹿児島県)	小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入。本市48地区に地区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地域振興計画を作成し、コミュニティの活性化を図っている。
③	新城市 (愛知県)	地域審議会を設置し、地域活動を支援するために創設したまちづくり補助金の事業採択の審査を実施。
③	上越市 (新潟県)	各地域自治区に住民組織を設立。地域の祭りやイベントの実施、市からの業務の委託や指定管理者として公の施設の管理を行っている住民組織もある。
③	喜多方市 (福島県)	合併特例区を設置し、区域内でコミュニティバスを5路線運行。各路線一日2往復とし、利用料は無料としている。
他	栗原市 (宮城県)	地域コミュニティのあり方について検討を行うため、新たに、環境生活部市民課内に市民協働係を置き、議論を深めている。

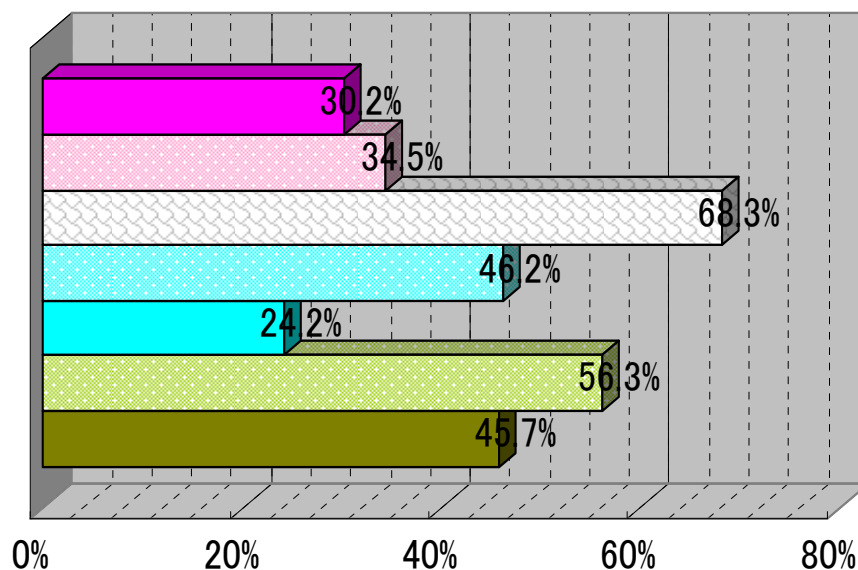
合併パターン別で見た場合、「都市+平地+中山間」、「都市+中山間」、「平地+中山間」の合併パターンで地域自治組織の設置率が高く、周辺部となる中山間のまとまりに対し一定の配慮がなされていることがうかがえる(図表 68)。

<図表 68>

市町村類型別地域自治組織設置割合(合併パターン別)

合併パターン

- 都市同士
- 都市+平地
- 都市+平地+中山間
- 都市+中山間
- 平地同士
- 平地+中山間
- 中山間同士



※ 地域自治組織

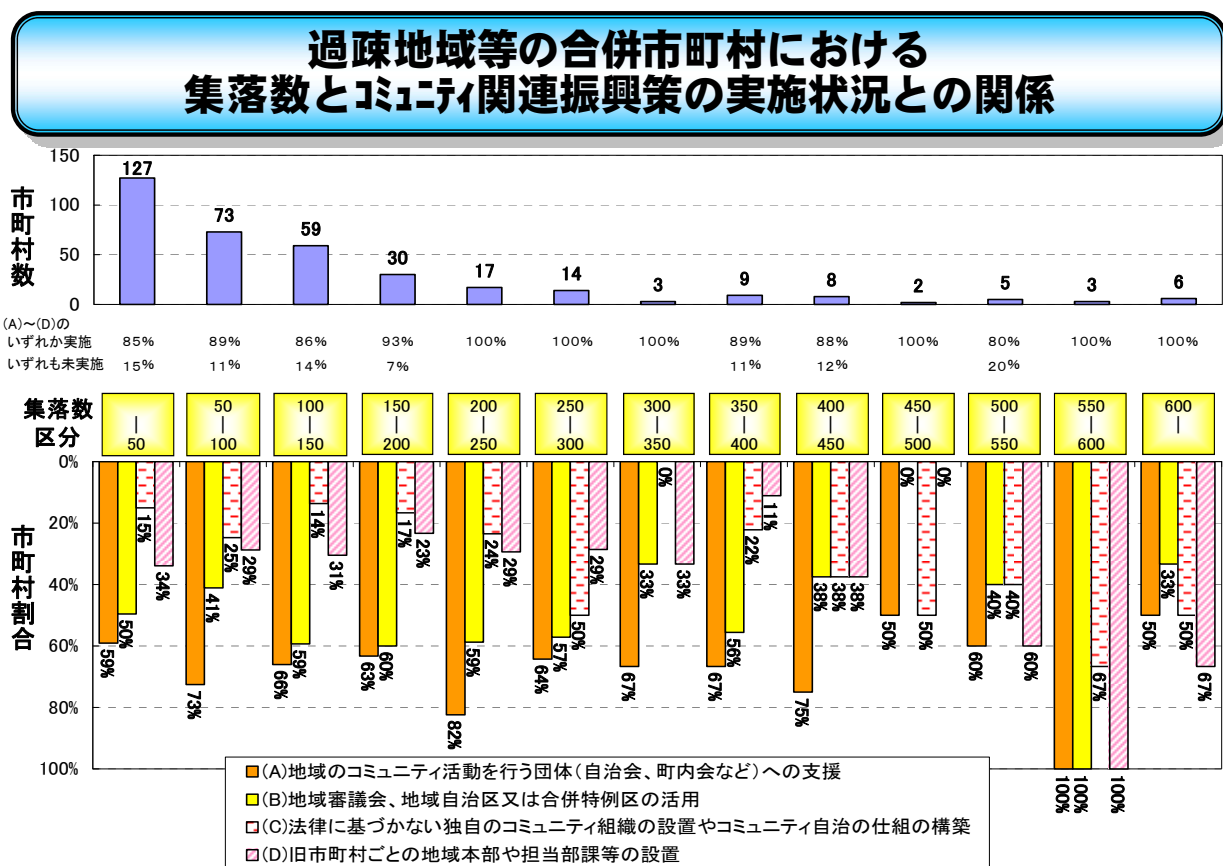
- ・地域審議会
- ・地域自治区(一般・特例)
- ・合併特例区

(注) H11.4.1～H18.4.1における合併市町村(558団体)の地域自治組織の設置状況(ただし、現時点において存在しているものに限る)と合併パターンとの関係进行分析したもの

また、過疎地域等の732市町村のうち9割弱の市町村がなんらかの地域コミュニティ関連の施策を行っており、そのうち半数以上の市町村において「地域のコミュニティ活動を行う団体（自治会、町内会など）への支援」や「地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用」を行っている（図表69）。

※ 過疎地域等には、みなし過疎、一部過疎等を含む。過疎区分は、「平成18年度国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」による。

<図表69>



過疎地域の集落の中には、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通の不足、空き家の増加などの様々な問題を抱えているところがあり、集落住民がこうした集落の問題を自らの地域の課題として捉えるとともに、市町村がこれに対して十分な目配りをしていくことが重要である。

合併によって多くの集落を有することとなった市町村もあるが、これらにおいても、「地域のコミュニティ活動を行う団体（自治会、町内会など）への支援」や「地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用」を行っている市町村が多い。

※ 集落とは、「一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位」をいう（定義は、「平成 18 年度 国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」による。）。

合併前の旧市町村によっては、本来は住民が自ら行うべき地域の活動についても、役場が主体となって実施していた場合があったと考えられる。

合併を契機に、地域自治組織等の仕組みを活用し、また、合併市町村からの支援も受けながら、住民が自ら地域活動を主体的に行うようになった事例も多く見られているところであり、合併が従来行政依存型コミュニティから本来あるべき住民自立的コミュニティへの変化の契機となった面もあると考えられる。

(5) 住民からみた市町村合併

合併全般に係る評価、個別サービスに係る評価、合併の効果等について、報道機関、大学、合併市町村、熊本県、大分県などが実施した住民アンケート等の結果から、次のような傾向が見受けられる。

① 合併全般に関する評価について

合併して良かったか、悪かったかなど合併全般に関する評価については、アンケートの実施主体や地域によって差異があるが、いずれも「わからない」、「どちらとも言えない」という回答が多い傾向がある。

(※) 合併後の住民アンケート調査については別添資料(103頁)参照

合併市町村の調査によると、そのような回答の理由として、「変わっている途中なので、結果としてどうだということとは言えない」、「目に見える形での変化が期待より少ない」(熊本県宇城市「行政懇談会での住民アンケート結果」)等、合併効果が未だ顕著に現れていないことに起因する理由が挙げられている。

また、「合併後概ねよい方向に向かっていると思うが、評価するまでにはもう少し時間が必要である」、「合併の効果が現れるまでは、5～10年は必要と思われる」、「昭和の大合併の際も、一つの市町村としての一体感の醸成に時間がかかり、評価できるようになるまで長期間を要した」(参考 熊本県「合併効果の検証結果について」)ため、合併をまだ評価できる時期ではないというような意見も多く寄せられている。

このように、合併全般について、良かったか悪かったかについては、合併後一定期間が経過し、合併の効果を地域住民が実感できるようになってからの今後の評価を待つ必要がある。また、合併効果の分析について、県や市町村から根気強く説明する必要もある。

② 個別サービスの変化に関する評価について

合併市町村が行った住民アンケートによると、合併後のサービスの変化については、どの市町村でも「合併後も変わらない」という回答が最も多いが、それ以外では「(やや)悪くなった」が「(やや)良くなった」を上回っている市町村が多い(北海道日高町「日高町まちづくりアンケート調査結果報告書」等)。

厳しい地方財政の状況を踏まえ、合併市町村においても、行財政改革の観点から、住民サービスの取捨選択や水準の見直しを迫られている。特に、敬老・結婚等の各種祝金など、個人や団体に対する助成金等について、削減・廃止される事例が多く見受けられ、このことが上記のような評価につながっているものと考えられる(参考 大分県市町村合併支援本部「第3回合併影響調査報告書」)。

また、合併前の旧市町村で行っていた事業のうち、財政状況が悪くなり維持できなくなってきた住民サービスや負担水準を、行財政改革の一環として合併を契機に見直した結果、それらの変化を合併のもたらした影響であると誤解した住民から、消極的な評価が聞かれることもあったと考えられるところである（参考 大分県市町村合併支援本部「第3回合併影響調査報告書」）。

住民がこのように受け止めている住民サービスについては、サービス水準の変更の理由・経緯等について、市町村からの情報提供や説明の徹底を図ることにより、そのような誤解の払拭を図っている市町村も見られる（参考 熊本県「合併効果の検証結果について」）。

③ 合併の効果に関する評価について

上述のとおり、合併の効果が現れてくるのは合併後一定期間経過後であると見込まれるが、合併直後に実感できる合併効果について、合併市町村が実施した住民アンケートによると、「(市制施行により) 地域イメージが向上した」という評価がある一方で、「役場が遠い存在に感じる」といった心理的な影響に関してマイナスの評価をする回答もある（参考 大分県市町村合併支援本部「第3回合併影響調査報告書」、新潟県阿賀野市「阿賀野市総合計画の策定にあたっての市民アンケート調査報告書」等）。

このような住民の不安を受けて、合併市町村においては、合併後も心理的に窓口が遠くなることのないよう、総合支所等に一定の権限を移譲したり、地域自治区等を活用して住民の声を行政運営に反映させたりするなどの対策に積極的に取り組んでいる例も多い。

④ 周辺部の住民からみた市町村合併

周辺部の地域の住民からは、旧市町村役場に設けられた支所等の権限や機能・規模が合併前の旧市町村役場と比較して縮小したことや地域の経済活動への影響を不安視する回答が目立っている。

「中心部だけ良くなり、周辺部は取り残される」（新潟県南魚沼市「市政モニターアンケート」等）との回答も見られ、より一層「合併市町村の均衡ある発展」を図るため、合併市町村のまちづくり施策において、地域の中心的な地域以外の周辺地区に対して心を配り、周辺地域の活性化に積極的に取り組むことが必要である。

一方、本庁舎が置かれなかった地域の中においても、これまで役場に住民生活等の支援についてどの程度依存していたかによって、住民の意識や地域の活力に大きな差異が見られるようになってきている。

町内会・自治会組織や地域づくり団体などによる住民活動が活発でない地域においては、「旧役場でよく知っていた職員がおらず、親近感がなくなった」、「住民の連帯感が更に薄れ、地域社会意識が崩壊している」といった後向きの声が多い。一方で、後述のように、合併を契機に地域でできることは地域で実施するというような自立心が芽生え始めている地域もあり、このような地域では合併を前向きに受け止めようとする声も出ている（参考 大分県市町村合併支援本部「第3回合併影響調査報告書」）。

⑤ 住民の自立に向けた動き

合併前には、地域振興などの取組に対して何事も行政任せにすることが多かった地域においても、合併により自助自立の意識が高まり、地域でできることは地域で実施するというような住民意識の大きな変化が見られるところもあり、合併が住民の主体的な地域活動を促しているという面があると考えられる。

たとえば、合併前の旧市町村によっては、地域での運動会やそのための送迎バス手配など本来であれば自治会などが自ら担うべきことを、役場職員が企画・実施し、役場が費用を支出していたところが、合併を契機に、住民が自ら地域のイベントや祭の企画・立案している事例がある。

また、合併を契機として地域住民のボランティアによる小学生の通学安全確保のための見守り隊の結成、従前の町主催イベントの住民主導での開催、地域の活力維持のためのNPO法人立ち上げなど、住民主導による地域活性化に向けた動きも広がってきた（参考 大分県市町村合併支援本部「第3回合併影響調査報告書」）。

このように、合併を契機に住民の自立に向けた動きが新たに広がってきたことは、合併の一つの効果であると考えられる。

今後は、このような住民の自主的な動きがあるかどうかにより、地域の活力に差が出てくると思われ、住民の活力をいかに引き出すかが、合併市町村にとって大きな課題となる。このため、住民の自立に向けた動きが活発でない地域においては、その実情を踏まえつつ、コミュニティ政策に積極的に取り組む必要がある。

Ⅲ 合併パターン別の効果、課題等について（再掲）

1 都市同士の合併

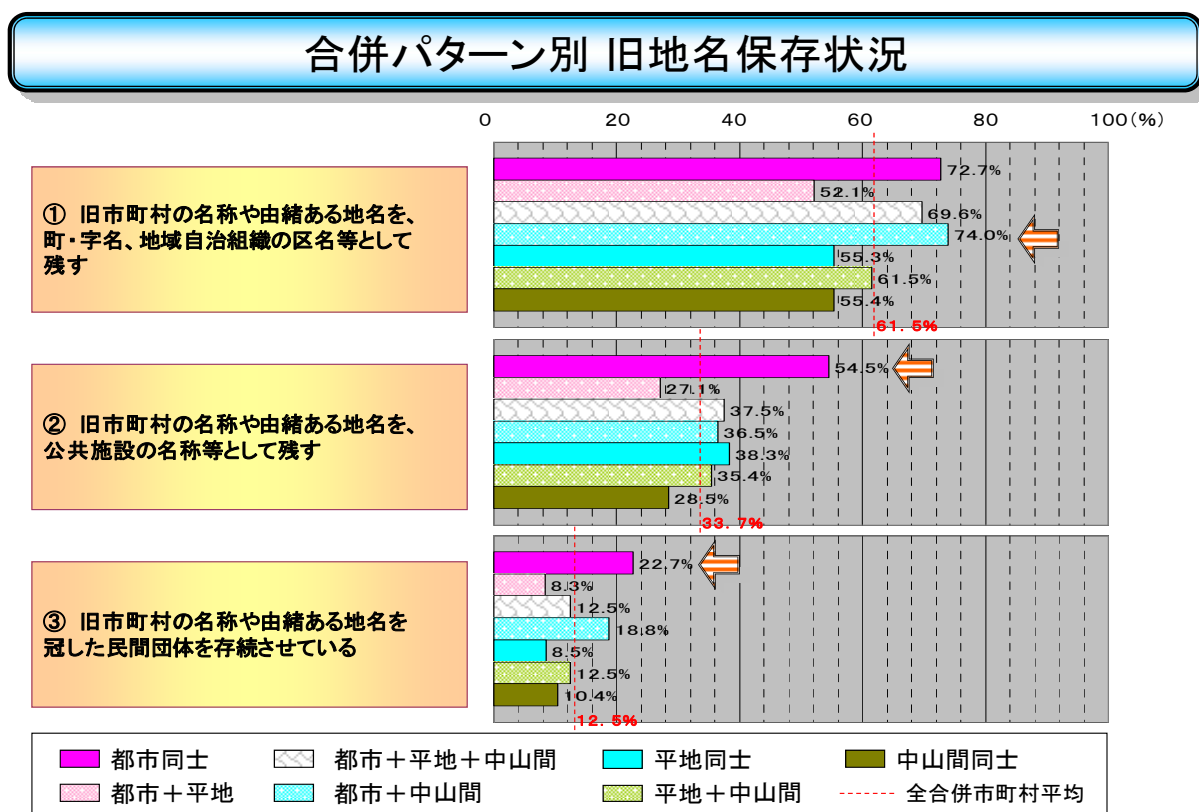
合併パターン別に見た場合、都市同士の合併の場合には、合併後の平均人口が30万人弱となっている（8頁参照）。

また、財政力については、より強化されるとともに、人口1人当たり職員数や人件費は、最も低い水準になっている（36頁・45頁参照）。

このように、既に一定以上の規模・能力を有していた都市同士が合併することにより、より一層、行財政基盤が強化されたことが分かる。

支所の状況については、合併後、分庁方式をとるところが多くなっており（37頁参照）、また、旧市町村の地名等を町・字名や地域自治組織の区名、公共施設の名称として残す団体の割合が、他の合併パターンに比べ多い（図表70）。同じような性格を持った都市同士が合併した場合、旧市のまとまりを重視していることがうかがえる。

<図表70>



一方、三大都市圏など大都市部では都市同士の合併は進んでいないが、これは、すでに一定の人口規模を備え、将来にわたって持続的に単独運営が可能であると考えている都市が多かったためであると考えられる。

2 都市と中山間等の広域的な合併

都市と中山間等を含めた広域的な合併の場合には、合併後の人口が10万人を超えるケースが多く、行財政基盤が大幅に強化されている（8頁参照）。

また、都市内でのサービスの格差の是正により、旧町村部でも専門的なサービスを受けられるようになっている。さらに、行政運営の単位が日常生活圏に近づくことにより、広域的なまちづくりや公共施設の効率的利用などのための体制が整えられている。

財政面の影響については、財政規模が大きくなり、人口1人当たりの人件費等のコストが下がるなど、中山間の小規模な市町村等にとって財政効果が大きくなっており（45頁参照）、特に、財政力の割に大きな借入残高を抱えていた市町村にとって効果が大きい。

一方、周辺部の旧市町村地域では総合支所等が設置され、窓口サービスの維持が図られているが、本庁機能の移管、総合支所等における職員数の削減は避けられず、このことが、周辺部の不安につながっている面がある。

地域自治組織の設置、コミュニティの振興、伝統文化の保存・振興などの周辺部の振興に取り組む割合が他の合併パターンに比べ高い（61頁参照）のも、こうしたことが背景の一つになっているものと考えられる。

また、支所長に一定の権限を付与したり、地域で自由に使える予算枠を設けることなどにより、こうした住民の不安に対処しているケースも多い。

3 平地、中山間同士での合併

平地、中山間の市町村同士での合併（都市を含まない合併）の場合には、合併後も人口が5万人未満の団体が大部分となっている（8頁参照）。

「企画」、「福祉」、「商工」などの分野で、組織の専門化・充実が行われており、また、従前は十分に確保できなかった専門職員の確保がなされている。

また、行政運営の面で「適切・効率的・効果的な事務執行」、「職員のモチベーションの向上」、「適切な人事管理・資質向上」などの効果が見られる。このように、合併により、市町村に期待される役割を担うための体制が整えられつつあると言える。

このように強化された体制を活かし、地域の特産品や観光資源等を活用して、新たに広域的なまちづくりや地域振興の取組が行われるケースも多い。

また、共通の歴史・文化を持ち、地域の特性が同じような市町村同士が合併するケースも多いことから、スムーズに一体化が進められ、周辺部問題が生じにくい場合が多い

と考えられる。

一方、財政面の影響については、「都市と中山間等の広域的な合併」に比べ、中山間の市町村等にとっての短期的な財政改善効果は、比較的小さい場合が多いと考えられる（46頁参照）。

しかしながら、合併算定替の効果は、段階補正等の影響が強く現れる小規模市町村同士の合併の方が相対的に大きくなることから、財政効率化に積極的に取り組んだ場合、合併後の中期における財政改善効果が期待できる。

IV まとめと今後の市町村合併のあり方

1 市町村合併の効果

(1) 合併による住民サービスの維持・向上

大部分の合併市町村においては、合併により強化された行財政基盤を活かし、住民サービスの充実に取り組んでいる。分野別に見ると、少子化対策、高齢化対策、障害者福祉などの福祉分野での住民サービスの拡充が図られており、特に保育サービス拡充、保育料の軽減などの少子化への対応に積極的に取り組んでいる事例が多い。また、財政状況の悪化により合併前の旧市町村がそのまま単独でいた場合には廃止・縮小が避けられなかったと思われる住民サービスについて、合併により維持されている例も見られる。

一方、厳しい地方財政の状況を踏まえ、合併を契機に住民サービスの取捨選択や水準の見直しが行われ、廃止や一部継続となった住民サービスもある。特にサービスの適正化の観点から、敬老・結婚等の各種祝い金など、個人や団体に対する助成金等について削減・廃止される例が多い。

なお、合併前の旧市町村によっては、例えば、目に見えやすい分野で高いレベルの住民サービスを行うために、水道管の更新やし尿処理施設の老朽化対策など目につきにくい住民生活に重要な分野についての対応が十分に行われていなかったものが、合併を契機に適正な予算配分となった事例もある。

このように、合併市町村においては、合併を契機に住民サービスのあり方について選択と集中の観点から改めて検討が行われ、住民サービスの維持・向上に向けた取組がなされている。

(2) 合併による行財政基盤の強化

地方分権の進展に伴い、市町村は住民に最も身近な公的サービス提供主体として自らの判断に基づく経営が求められるが、多くの合併市町村において、「企画財政・総務分野」の組織の充実が図られ、経営中枢部門が強化された。さらに、「保健・福祉」、「産業振興」などの分野において、組織の専門化や専門職員の配置等により体制の充実が図られている。

行政運営においても、多くの合併市町村において、専門性が確保されるとともに、行政評価の導入やコンプライアンスなど、適切な行政運営のための条件が整備されつつある。

また、職員の意識については、旧市町村間の組織風土の違いや職員の処遇等から一つの組織として融和するのに時間を要している例も一部に見られるが、多くの市町村において、組織が大きくなったことにより切磋琢磨したりより深く業務を掘り下げる気運が生まれるなど、モチベーションの向上が図られるとともに、定期的な人事異動や研修の実施など、適切な人事管理が可能となるなどの効果が現れつつある。

財政面については、合併の時期と財政状況の悪化の時期が重なったため、合併市町村においても厳しい財政運営を強いられているが、一方で規模拡大に伴い財政基盤が強化され、特に財政力に比して大きな借入をしていた小規模な市町村においては、都市等と合併することなどにより、合併後の早い時期においても財政状況の改善が図られている。

また、合併市町村においては、内部管理等の重複部門の削減やスケールメリットといった合併の効果を活かしつつ、積極的な行政効率化の取組がなされており、今後、合併算定替の効果とあいまって、財政運営の改善がもたらされると期待できる。

(3) 合併による広域的なまちづくり

今回の合併は、行政運営の単位を住民の日常生活圏に近づけるものであると評価でき、合併市町村においては、日常生活圏の拡がりに応じたまちづくりや住民サービスの提供、公共施設の効率的配置とネットワーク化、受益と負担の適正化に向けた条件の整備が図られた。

また、グローバリゼーションの進展の中で地域間競争を勝ち抜くためには、中心市を核として、日常生活圏内の旧市町村の地域資源をネットワーク化することにより地域振興を図る必要がある。合併により、地域のマネジメント主体の充実が図られることにより、地域資源を活かした広域的な地域活性化の取組が新たに始められている。

一方で、合併により市町村の規模が大きくなることによって住民の声が届きにくくなるという懸念に対処するため、多くの合併市町村においては、旧市町村役場を総合支所として旧市町村単位のまとまりを重視するとともに、地域審議会、地域自治区及び合併特例区といった新しい地域自治組織の制度を活用するなどにより、コミュニティ対策に力を入れている。

また、周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭の実施、地域の伝統・文化の保存・継承、住民組織等への支援などに取り組む合併市町村が多い。他方、住民の側においても、合併により自助自立の意識が高まり、住民主導による地域活性化に向けた動きが出てきた地域も見られる。

(4) 合併による効率化

合併市町村においては、内部管理等の重複部門の削減を行うとともに、支所等のあり方を見直し適切な職員配置を行うことにより、本庁機能の充実を図りつつ職員総数を削減している。加えて、出先機関や公共施設の統合等による効率的配置、公営企業、外郭

団体の見直しなどの行政効率化にも取り組んでおり、人口1人当たりの職員数や人件費は減少している。

また、大部分の合併市町村では、合併を契機に、サービス区域の拡大、旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより、効率的な住民サービスの提供に取り組んでいる。

これらにより、合併市町村においては、住民サービスの維持・向上と行政の効率化・スリム化の両立を目指す取組がなされつつある。

2 合併市町村の課題

(1) 住民自治の振興・住民主体となった地域づくり

今回の市町村合併は、合併の過程において、合併協議が住民にオープンな形で行われるとともに、合併に関する住民発議、住民投票、住民アンケートが行われたことにより、市町村行政に対する住民の関心を高め、自分のまちの将来について考える契機となった。

また、合併を契機に、地域でできることは地域で実施するというような自助自立の意識が高まり、住民の主体的な地域活動が活発化した地域が見られる。

こうした住民意識の高まりを活かし、住民のネットワークや組織づくりを促進し、地域自治組織やコミュニティ組織の振興を図ることで、更なる住民自治の振興を図ることが求められる。特に、周辺部となった地域等では、住民生活の支援等について行政に頼りがちであった地域と、住民の自主的な活動が活発な地域とで、合併に対する評価や捉え方に大きな差が生じている。今後、同一の市町村内でも、住民の自主的な動きがあるかどうかにより、地域の活力に差が出てくるものと考えられ、住民が主体となった地域づくりを促進するための措置を講ずる必要がある。

(2) 組織・職員のパフォーマンスの向上

市町村としての行政運営のパフォーマンスは、基礎的条件としての職員の体制と、職員のモチベーション、そして職場の組織風土の良さなどによって決まるが、多くの合併市町村において、経営中枢部門の強化や組織の専門化などにより、より適切で効果的な行政運営のための体制づくりが進められている。

今後は、組織としての一体性の確保など移行期の課題を早期に乗り越えて、合併により達成された体制を活かしつつ、職員の資質やモチベーションをより高めることにより、行政運営のパフォーマンスを高めることで、合併の効果が目に見えるようにしていく必要がある。

(3) 住民負担の適正化・公共施設の再編等

合併市町村によっては、一部の住民負担について、急激な変化を避けるため、合併後の一定期間は旧市町村の料金水準等を維持することとし、その後に見直しを行うこととしている例がある。

このような市町村においては、各地域の事情も十分勘案した上で、住民の負担水準の適正化等について、住民を交えて十分な議論が行われるべきものと考えられる。

また、合併市町村において、合併により重複することとなった公共施設の廃止・転用など効率的な公共施設の再配置を進めつつあるが、今年度から、市町村合併に伴う国庫補助対象財産の処分については、基本的に国庫納付を求めない取扱いとされることから、国庫補助対象財産を含めて公共施設の更なる再編に努める必要がある。

これらの住民負担の適正化、公共施設の適正配置を行いつつ、ICTの活用等によるネットワーク整備を行うことにより、合併市町村の一体性の確保を図る必要がある。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲

今回の合併の主な目的の1つは、地方分権の担い手として市町村の規模・能力の向上を図ることにあり、各都道府県においては、合併により、市町村の行財政基盤の強化が図られたことを踏まえ、合併市町村に対する権限移譲が進められつつある。

本年5月28日の地方分権改革推進委員会の第1次勧告においても、都道府県から市町村への権限移譲が大きな柱となっている。

住民に身近なサービスに係る権限が合併市町村に移譲されることにより、合併の効果が住民に見える形で現れることから、市町村を交えて積極的な議論を行い、市町村の基盤強化に見合った権限移譲を更に進める必要がある。

3 合併新法下における今後の市町村合併のあり方

今回、市町村合併は相当程度進展し、市町村の行財政基盤が強化されたと評価できるものの、その進捗状況は地域ごとに大きな差異が見られ、また、小規模な市町村が数多く偏在している。

また、面積が狭く市街地が連たんしている大都市部の都市同士が合併する場合には大きな効果が期待できるにもかかわらず、今回の合併においては、このような大都市部における合併は進んでいない。

さらに、法定協議会を立ち上げたにもかかわらず、様々な経緯により当初の枠組みどおりに合併しなかったなどにより、行政運営の単位と住民の日常生活圏が大きく食い違ったままの地域が見られる。

こうしたことから、現在も、全国各地で合併協議や研究など合併に向けた取組が行われている。

合併新法の期限は平成22年3月に迫っており、今まさにこの時期に、住民も交えて真剣な議論をし、合併も含め自らの地域の将来のあり方について結論を得る必要がある。

特に、未合併市町村の要因調査において、「合併についての意見集約ができなかった」と回答した市町村が多くなっているが、「適切な行政運営のための体制を将来にわたって確保していけるのか」ということを住民とともに大いに議論すべきである。

一方、未合併市町村の要因調査においては、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」と回答している市町村の割合が高く、合併相手の姿勢次第で合併が実現する可能性もあることから、都道府県が調整の役割を十分果たすことが求められる。

資料編

【資料 未合併要因についての回答の詳細】

(1)	離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58団体 (4.6%)
(2)	合併せずに単独で運営していこうと考えた	386団体 (30.8%)
①	当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84団体 (6.7%)
②	当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46団体 (3.7%)
③	当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152団体 (12.1%)
④	合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128団体 (10.2%)
⑤	広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23団体 (1.8%)
⑥	社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70団体 (5.6%)
⑦	圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3団体 (0.2%)
⑧	その他	9団体 (0.7%)
(3)	合併について意見集約ができなかった	422団体 (33.7%)
①	当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138団体 (11.0%)
②	当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362団体 (28.9%)
(4)	当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156団体 (12.5%)
①	当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15団体 (1.2%)
②	当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44団体 (3.5%)
③	当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45団体 (3.6%)
④	当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33団体 (2.6%)
⑤	合併相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43団体 (3.4%)
⑥	その他	3団体 (0.2%)

(5)	当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330団体 (26.4%)
①	合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13団体 (1.0%)
②	合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120団体 (9.6%)
③	当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27団体 (2.2%)
④	合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138団体 (11.0%)
⑤	合併相手(一又は複数)の議会又は住民の意見集約ができなかった	92団体 (7.3%)
(6)	合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230団体 (18.4%)
(7)	その他の理由	81団体 (23.1%)
①	合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52団体 (4.2%)
②	その他	29団体 (2.3%)

合併に向けた現在の取組状況

(1)	実施している	294団体 (23.5%)
(2)	実施していない	958団体 (76.5%)

【資料 未合併要因に関する調査 集計表】

未合併要因に関する調査 集計表 <人口規模別>

割合に大きな差のある場合：黄色セル

	全国計	人口規模別					
		5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上
団体数	1,252	225	234	358	136	144	155
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いため、合併が困難である	58 4.6%	41 18.2%	11 4.7%	5 1.4%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 30.8%	57 25.3%	71 30.3%	93 26.0%	38 27.9%	46 31.9%	81 52.3%
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84 6.7%	0 0.0%	3 1.3%	13 3.6%	6 4.4%	6 4.2%	56 36.1%
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46 3.7%	7 3.1%	8 3.4%	17 4.7%	7 5.1%	3 2.1%	4 2.6%
③ 当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152 12.1%	20 8.9%	36 15.4%	36 10.1%	17 12.5%	24 16.7%	19 12.3%
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128 10.2%	34 15.1%	36 15.4%	33 9.2%	10 7.4%	7 4.9%	8 5.2%
⑤ 広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23 1.8%	4 1.8%	3 1.3%	3 0.8%	2 1.5%	3 2.1%	8 5.2%
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70 5.6%	10 4.4%	10 4.3%	24 6.7%	5 3.7%	10 6.9%	11 7.1%
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%
⑧ その他	9 0.7%	1 0.4%	3 1.3%	2 0.6%	1 0.7%	0 0.0%	2 1.3%
(3) 合併について意見集約ができなかった	422 33.7%	83 36.9%	81 34.6%	127 35.5%	47 34.6%	56 38.9%	28 18.1%
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138 11.0%	26 11.6%	30 12.8%	47 13.1%	14 10.3%	15 10.4%	6 3.9%
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362 28.9%	71 31.6%	67 28.6%	108 30.2%	40 29.4%	52 36.1%	24 15.5%
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手（一又は複数）との間に阻害要因又は合併相手（一又は複数）側に課題等があると考えた	156 12.5%	34 15.1%	33 14.1%	36 10.1%	24 17.6%	16 11.1%	13 8.4%
① 当団体と合併相手（一又は複数）との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15 1.2%	3 1.3%	1 0.4%	4 1.1%	6 4.4%	1 0.7%	0 0.0%
② 当団体と合併相手（一又は複数）との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44 3.5%	12 5.3%	10 4.3%	13 3.6%	5 3.7%	3 2.1%	1 0.6%
③ 当団体は、合併相手（一又は複数）の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45 3.6%	8 3.6%	10 4.3%	13 3.6%	7 5.1%	4 2.8%	3 1.9%
④ 当団体は、合併相手（一又は複数）の財政状況が悪いと考えた	33 2.6%	10 4.4%	11 4.7%	8 2.2%	0 0.0%	1 0.7%	3 1.9%
⑤ 合併の組合せの相手（一又は複数）との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43 3.4%	9 4.0%	6 2.6%	8 2.2%	7 5.1%	7 4.9%	6 3.9%
⑥ その他	3 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 26.4%	50 22.2%	66 28.2%	104 29.1%	43 31.6%	38 26.4%	29 18.7%
① 合併相手（一又は複数）は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13 1.0%	3 1.3%	3 1.3%	4 1.1%	1 0.7%	1 0.7%	1 0.6%
② 合併相手（一又は複数）は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120 9.6%	15 6.7%	23 9.8%	43 12.0%	21 15.4%	12 8.3%	6 3.9%
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手（一又は複数）は、当団体との合併を考えなかった	27 2.2%	4 1.8%	8 3.4%	9 2.5%	2 1.5%	3 2.1%	1 0.6%
④ 合併相手（一又は複数）は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138 11.0%	23 10.2%	28 12.0%	34 9.5%	21 15.4%	16 11.1%	16 10.3%
⑤ 合併相手（一又は複数）の議会又は住民の意見集約ができなかった	92 7.3%	14 6.2%	17 7.3%	30 8.4%	8 5.9%	13 9.0%	10 6.5%
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 18.4%	45 20.0%	48 20.5%	85 23.7%	21 15.4%	21 14.6%	10 6.5%
(7) その他の理由	81 6.5%	11 4.9%	15 6.4%	17 4.7%	11 8.1%	5 3.5%	22 14.2%
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52 4.2%	6 2.7%	13 5.6%	16 4.5%	10 7.4%	4 2.8%	3 1.9%
② その他	29 2.3%	5 2.2%	2 0.9%	1 0.3%	1 0.7%	1 0.7%	19 12.3%

未合併要因に関する調査 集計表 <財政力指数別>

割合に大きな差のある場合：黄色セル

割合 最も大きいもの 割合 最も小さいもの

	全国計	財政力指数別					特別区
		財政力指数(⑦決算統計)					
		0.8以上	0.6以上 0.8未満	0.4以上 0.6未満	0.2以上 0.4未満	0.2未満	
未合併市町村数	1,252	277	199	252	330	171	23
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いため、合併が困難である	58 4.6%	0 0.0%	0 0.0%	9 3.6%	21 6.4%	28 16.4%	0 0.0%
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 30.8%	114 41.2%	69 34.7%	58 23.0%	91 27.6%	45 26.3%	9 39.1%
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84 6.7%	46 16.6%	18 9.0%	9 3.6%	6 1.8%	0 0.0%	5 21.7%
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46 3.7%	31 11.2%	4 2.0%	4 1.6%	5 1.5%	2 1.2%	0 0.0%
③ 当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152 12.1%	37 13.4%	34 17.1%	26 10.3%	39 11.8%	15 8.8%	1 4.3%
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128 10.2%	21 7.6%	15 7.5%	23 9.1%	45 13.6%	23 13.5%	1 4.3%
⑤ 広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23 1.8%	9 3.2%	4 2.0%	1 0.4%	5 1.5%	4 2.3%	0 0.0%
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70 5.6%	12 4.3%	13 6.5%	12 4.8%	18 5.5%	12 7.0%	3 13.0%
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%
⑧ その他	9 0.7%	2 0.7%	2 1.0%	2 0.8%	2 0.6%	1 0.6%	0 0.0%
(3) 合併について意見集約ができなかった	422 33.7%	96 34.7%	77 38.7%	74 29.4%	115 34.8%	60 35.1%	0 0.0%
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138 11.0%	22 7.9%	22 11.1%	27 10.7%	44 13.3%	23 13.5%	0 3.0%
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362 28.9%	85 30.7%	69 34.7%	61 24.2%	98 29.7%	49 28.7%	0 0.0%
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156 12.5%	31 11.2%	20 10.1%	36 14.3%	40 12.1%	29 17.0%	0 0.0%
① 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15 1.2%	1 0.4%	4 2.0%	4 1.6%	3 0.9%	3 1.8%	0 0.0%
② 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44 3.5%	3 1.1%	7 3.5%	11 4.4%	14 4.2%	9 5.3%	0 0.0%
③ 当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45 3.6%	7 2.5%	6 3.0%	13 5.2%	14 4.2%	5 2.9%	0 0.0%
④ 当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33 2.6%	8 2.9%	0 0.0%	2 0.8%	14 4.2%	9 5.3%	0 0.0%
⑤ 合併の組合せの相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43 3.4%	14 5.1%	7 3.5%	11 4.4%	4 1.2%	7 4.1%	0 0.0%
⑥ その他	3 0.2%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 26.4%	51 18.4%	44 22.1%	94 37.3%	102 30.9%	39 22.8%	0 0.0%
① 合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13 1.0%	2 0.7%	0 0.0%	3 1.2%	5 1.5%	3 1.8%	0 0.0%
② 合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120 9.6%	16 5.8%	18 9.0%	39 15.5%	35 10.6%	12 7.0%	0 0.0%
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27 2.2%	1 0.4%	2 1.0%	11 4.4%	9 2.7%	4 2.3%	0 0.0%
④ 合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138 11.0%	20 7.2%	17 8.5%	41 16.3%	43 13.0%	17 9.9%	0 0.0%
⑤ 合併相手(一又は複数)の議会又は住民の意見集約ができなかった	92 7.3%	17 6.1%	16 8.0%	24 9.5%	28 8.5%	7 4.1%	0 0.0%
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 18.4%	34 12.3%	31 15.6%	56 22.2%	72 21.8%	37 21.6%	0 0.0%
(7) その他の理由	81 6.5%	14 5.1%	6 3.0%	20 7.9%	13 3.9%	10 5.8%	18 78.3%
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52 4.2%	11 4.0%	6 3.0%	17 6.7%	11 3.3%	7 4.1%	0 0.0%
② その他	29 2.3%	3 1.1%	0 0.0%	3 1.2%	2 0.6%	3 1.8%	18 78.3%

未合併要因に関する調査 集計表 < 類団別 (人口及び産業別就業人口比率で分類) >

割合 最も大きいもの	割合 最も小さいもの	全国計	類団別 (人口及び産業別就業人口比率で分類)								
			大都市 特別区 中核市 特別市	都市				町村			
				Ⅱ次、Ⅲ次産業 就業人口95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次産業 就業人口95%未満		Ⅱ次、Ⅲ次産業 就業人口80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 産業就業人口 80%未満	
				Ⅲ次産業 65%以上	Ⅲ次産業 65%未満	Ⅲ次産業 55%以上	Ⅲ次産業 55%未満	Ⅲ次産業 55%以上	Ⅲ次産業 55%未満		
未合併市町村数	1,252	68	103	89	85	54	297	262	294		
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58	0	0	0	1	1	21	15	20		
	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	1.9%	7.1%	5.7%	6.8%		
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386	34	56	26	17	13	79	71	90		
	30.8%	50.0%	54.4%	29.2%	20.0%	24.1%	26.6%	27.1%	30.6%		
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84	25	30	6	2	1	8	8	4		
	6.7%	36.8%	29.1%	6.7%	2.4%	1.9%	2.7%	3.1%	1.4%		
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46	0	4	1	0	1	15	17	8		
	3.7%	0.0%	3.9%	1.1%	0.0%	1.9%	5.1%	6.5%	2.7%		
③ 当団体は、行政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152	4	22	7	9	5	39	29	37		
	12.1%	5.9%	21.4%	7.9%	10.6%	9.3%	13.1%	11.1%	12.6%		
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128	2	10	5	2	5	27	35	42		
	10.2%	2.9%	9.7%	5.6%	2.4%	9.3%	9.1%	13.4%	14.3%		
⑤ 広域連携により行政の効率化を図ることを考えた	23	2	5	2	3	0	4	2	5		
	1.8%	2.9%	4.9%	2.2%	3.5%	0.0%	1.3%	0.8%	1.7%		
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70	4	9	9	4	3	11	7	23		
	5.6%	5.9%	8.7%	10.1%	4.7%	5.6%	3.7%	2.7%	7.8%		
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3	2	0	0	0	0	0	0	1		
	0.2%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%		
⑧ その他	9	1	1	1	0	0	2	2	2		
	0.7%	1.5%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.7%	0.8%	0.7%		
(3) 合併について意見集約ができなかった	422	7	33	34	15	14	101	112	106		
	33.7%	10.3%	32.0%	38.2%	17.6%	25.9%	34.0%	42.7%	36.1%		
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138	1	9	9	4	5	32	41	37		
	11.0%	1.5%	8.7%	10.1%	4.7%	9.3%	10.8%	15.6%	3.0%		
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362	6	33	27	14	13	85	93	91		
	28.9%	8.8%	32.0%	30.3%	16.5%	24.1%	28.6%	35.5%	31.0%		
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因 又は 合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156	4	9	14	9	2	39	32	47		
	12.5%	5.9%	8.7%	15.7%	10.6%	3.7%	13.1%	12.2%	16.0%		
① 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15	0	0	0	3	0	5	4	3		
	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	1.7%	1.5%	1.0%		
② 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44	1	2	2	1	0	15	10	13		
	3.5%	1.5%	1.9%	2.2%	1.2%	0.0%	5.1%	3.8%	4.4%		
③ 当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45	0	2	4	4	0	12	11	12		
	3.6%	0.0%	1.9%	4.5%	4.7%	0.0%	4.0%	4.2%	4.1%		
④ 当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33	1	1	1	0	0	7	6	17		
	2.6%	1.5%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%	2.4%	2.3%	5.8%		
⑤ 合併の組合せの相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43	2	4	6	1	2	12	7	9		
	3.4%	2.9%	3.9%	6.7%	1.2%	3.7%	4.0%	2.7%	3.1%		
⑥ その他	3	0	0	1	0	0	1	1	0		
	0.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%		
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330	7	19	26	42	22	85	62	67		
	26.4%	10.3%	18.4%	29.2%	49.4%	40.7%	28.6%	23.7%	22.8%		
① 合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13	0	1	0	2	1	0	2	7		
	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	2.4%	1.9%	0.0%	0.8%	2.4%		
② 合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120	2	3	9	22	12	32	17	23		
	9.6%	2.9%	2.9%	10.1%	25.9%	22.2%	10.8%	6.5%	7.8%		
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27	1	2	1	4	1	6	5	7		
	2.2%	1.5%	1.9%	1.1%	4.7%	1.9%	2.0%	1.9%	2.4%		
④ 合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138	4	9	13	20	9	36	24	23		
	11.0%	5.9%	8.7%	14.6%	23.5%	16.7%	12.1%	9.2%	7.8%		
⑤ 合併相手(一又は複数)の議会又は住民の意見集約ができなかった	92	3	6	7	9	3	22	24	18		
	7.3%	4.4%	5.8%	7.9%	10.6%	5.6%	7.4%	9.2%	6.1%		
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230	4	7	15	19	9	64	52	60		
	18.4%	5.9%	6.8%	16.9%	22.4%	16.7%	21.5%	19.8%	20.4%		
(7) その他の理由	81	20	4	3	7	2	22	11	12		
	6.5%	29.4%	3.9%	3.4%	8.2%	3.7%	7.4%	4.2%	4.1%		
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52	2	1	3	6	2	19	10	9		
	4.2%	2.9%	1.0%	3.4%	7.1%	3.7%	6.4%	3.8%	3.1%		
② その他	29	18	3	0	1	0	3	1	3		
	2.3%	26.5%	2.9%	0.0%	1.2%	0.0%	1.0%	0.4%	1.0%		

未合併要因に関する調査 集計表 <標準財政規模に占める基金割合別>

割合に大きな差のある場合: 黄色セル

割合 最も大きいもの 割合 最も小さいもの

	全国計	標準財政規模に占める基金割合別				
		基金割合(%) = 基金積立額(財政調整基金+減価基金) / 標準財政規模				
		10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
団体数	1,252	300	340	268	218	126
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58 4.6%	7 2.3%	14 4.1%	7 2.6%	12 5.5%	18 14.3%
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 30.8%	106 35.3%	101 29.7%	73 27.2%	69 31.7%	37 29.4%
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84 6.7%	38 12.7%	26 7.6%	11 4.1%	7 3.2%	2 1.6%
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46 3.7%	4 1.3%	12 3.5%	7 2.6%	19 8.7%	4 3.2%
③ 当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152 12.1%	34 11.3%	44 12.9%	27 10.1%	30 13.8%	17 13.5%
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128 10.2%	23 7.7%	29 8.5%	26 9.7%	32 14.7%	18 14.3%
⑤ 広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23 1.8%	14 4.7%	4 1.2%	0 0.0%	3 1.4%	2 1.6%
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70 5.6%	15 5.0%	22 6.5%	18 6.7%	10 4.6%	5 4.0%
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3 0.2%	2 0.7%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
⑧ その他	9 0.7%	1 0.3%	1 0.3%	2 0.7%	4 1.8%	1 0.8%
(3) 合併について意見集約ができなかった	422 33.7%	80 26.7%	115 33.8%	99 36.9%	78 35.8%	50 39.7%
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138 11.0%	23 7.7%	42 12.4%	29 10.8%	29 13.3%	15 11.9%
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362 28.9%	72 24.0%	95 27.9%	85 31.7%	64 29.4%	46 36.5%
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156 12.5%	29 9.7%	51 15.0%	23 8.6%	33 15.1%	20 15.9%
① 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15 1.2%	2 0.7%	10 2.9%	2 0.7%	1 0.5%	0 0.0%
② 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44 3.5%	7 2.3%	13 3.8%	8 3.0%	9 4.1%	7 5.6%
③ 当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45 3.6%	7 2.3%	11 3.2%	4 1.5%	15 6.9%	8 6.3%
④ 当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33 2.6%	5 1.7%	8 2.4%	4 1.5%	7 3.2%	9 7.1%
⑤ 合併の組合せの相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43 3.4%	11 3.7%	15 4.4%	7 2.6%	7 3.2%	3 2.4%
⑥ その他	3 0.2%	2 0.7%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 26.4%	92 30.7%	99 29.1%	68 25.4%	49 22.5%	22 17.5%
① 合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13 1.0%	2 0.7%	4 1.2%	1 0.4%	5 2.3%	1 0.8%
② 合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120 9.6%	27 9.0%	45 13.2%	27 10.1%	13 6.0%	8 6.3%
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27 2.2%	16 5.3%	1 0.3%	5 1.9%	4 1.8%	1 0.8%
④ 合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138 11.0%	41 13.7%	41 12.1%	29 10.8%	20 9.2%	7 5.6%
⑤ 合併相手(一又は複数)の議会又は住民の意見集約ができなかった	92 7.3%	34 11.3%	22 6.5%	17 6.3%	13 6.0%	6 4.8%
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 18.4%	50 16.7%	60 17.6%	57 21.3%	45 20.6%	18 14.3%
(7) その他の理由	81 6.5%	17 5.7%	24 7.1%	24 9.0%	11 5.0%	5 4.0%
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52 4.2%	11 3.7%	14 4.1%	18 6.7%	8 3.7%	1 0.8%
② その他	29 2.3%	6 2.0%	10 2.9%	6 2.2%	3 1.4%	4 3.2%

未合併要因に関する調査 集計表 <ブロック別>

割合に大きな差のある場合:黄色セル

	全国計	ブロック別						
		北海道	東北	関東	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄
未合併市町村数	1,252	159	182	274	204	153	87	193
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58 4.6%	5 3.1%	11 6.0%	15 5.5%	5 2.5%	4 2.6%	4 4.6%	14 7.3%
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 30.8%	52 32.7%	79 43.4%	87 31.8%	50 24.5%	40 26.1%	22 25.3%	56 29.0%
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84 6.7%	4 2.5%	11 6.0%	35 12.8%	10 4.9%	16 10.5%	3 3.4%	5 2.6%
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46 3.7%	4 2.5%	11 6.0%	13 4.7%	12 5.9%	0 0.0%	1 1.1%	5 2.6%
③ 当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152 12.1%	20 12.6%	33 18.1%	30 10.9%	22 10.8%	17 11.1%	9 10.3%	21 10.9%
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128 10.2%	20 12.6%	32 17.6%	14 5.1%	20 9.8%	12 7.8%	13 14.9%	17 8.8%
⑤ 広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23 1.8%	9 5.7%	2 1.1%	9 3.3%	0 0.0%	1 0.7%	2 2.3%	0 0.0%
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70 5.6%	10 6.3%	13 7.1%	14 5.1%	3 1.5%	5 3.3%	2 2.3%	23 11.9%
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3 0.2%	2 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
⑧ その他	9 0.7%	1 0.6%	2 1.1%	2 0.7%	1 0.5%	2 1.3%	1 1.1%	0 0.0%
(3) 合併について意見集約ができなかった	422 33.7%	41 25.8%	63 34.6%	76 27.7%	87 42.6%	55 35.9%	32 36.8%	68 35.2%
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138 11.0%	12 7.5%	23 12.6%	17 6.2%	24 11.8%	14 9.2%	13 14.9%	35 18.1%
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362 28.9%	39 24.5%	49 26.9%	70 25.5%	74 36.3%	50 32.7%	28 32.2%	52 26.9%
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156 12.5%	25 15.7%	26 14.3%	29 10.6%	22 10.8%	12 7.8%	12 13.8%	30 15.5%
① 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15 1.2%	2 1.3%	3 1.6%	2 0.7%	3 1.5%	1 0.7%	3 3.4%	1 0.5%
② 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44 3.5%	9 5.7%	11 6.0%	3 1.1%	4 2.0%	5 3.3%	1 1.1%	11 5.7%
③ 当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45 3.6%	5 3.1%	9 4.9%	7 2.6%	4 2.0%	5 3.3%	1 1.1%	14 7.3%
④ 当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33 2.6%	7 4.4%	7 3.8%	3 1.1%	5 2.5%	2 1.3%	4 4.6%	5 2.6%
⑤ 合併の組合せの相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43 3.4%	7 4.4%	0 0.0%	17 6.2%	7 3.4%	2 1.3%	5 5.7%	5 2.6%
⑥ その他	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 26.4%	29 18.2%	42 23.1%	57 20.8%	60 29.4%	55 35.9%	29 33.3%	58 30.1%
① 合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13 1.0%	0 0.0%	3 1.6%	1 0.4%	1 0.5%	2 1.3%	2 2.3%	4 2.1%
② 合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120 9.6%	6 3.8%	11 6.0%	19 6.9%	25 12.3%	20 13.1%	18 20.7%	21 10.9%
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27 2.2%	3 1.9%	6 3.3%	0 0.0%	5 2.5%	8 5.2%	0 0.0%	5 2.6%
④ 合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138 11.0%	17 10.7%	22 12.1%	17 6.2%	29 14.2%	28 17.0%	8 9.2%	19 9.8%
⑤ 合併相手(一又は複数)の議会または住民の意見集約ができなかった	92 7.3%	7 4.4%	6 3.3%	28 10.2%	17 8.3%	12 7.8%	3 3.4%	19 9.8%
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 18.4%	48 30.2%	32 17.8%	46 16.8%	29 14.2%	17 11.1%	15 17.2%	43 22.3%
(7) その他の理由	81 6.5%	8 5.0%	11 6.0%	28 10.2%	12 5.9%	6 3.9%	8 9.2%	8 4.1%
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52 4.2%	7 4.4%	9 4.9%	7 2.6%	12 5.9%	5 3.3%	6 6.9%	6 3.1%
② その他	29 2.3%	1 0.6%	2 1.1%	21 7.7%	0 0.0%	1 0.7%	2 2.3%	2 1.0%

※ 地域ブロック

参考: 第5次全国総合開発計画
(東海・北陸、中国・四国、九州・沖縄をそれぞれ同一分類に変更)

北海道	青森	茨城	長野	滋賀	鳥取	福岡
岩手	栃木	岐阜	京都	島根	佐賀	
宮城	群馬	静岡	大阪	岡山	長崎	
秋田	埼玉	愛知	兵庫	広島	熊本	
山形	千葉	三重	奈良	山口	大分	
福島	東京	富山	和歌山	徳島	宮崎	
新潟	神奈川	石川		香川	鹿児島	
	山梨	福井		愛媛	沖縄	
				高知		

都道府県数

1団体 7団体 8団体 8団体 6団体 9団体 8団体

未合併要因に関する調査 集計表 <法定協加入実績、現在の合併に向けた取組>

割合に大きな差のある場合：黄色セル

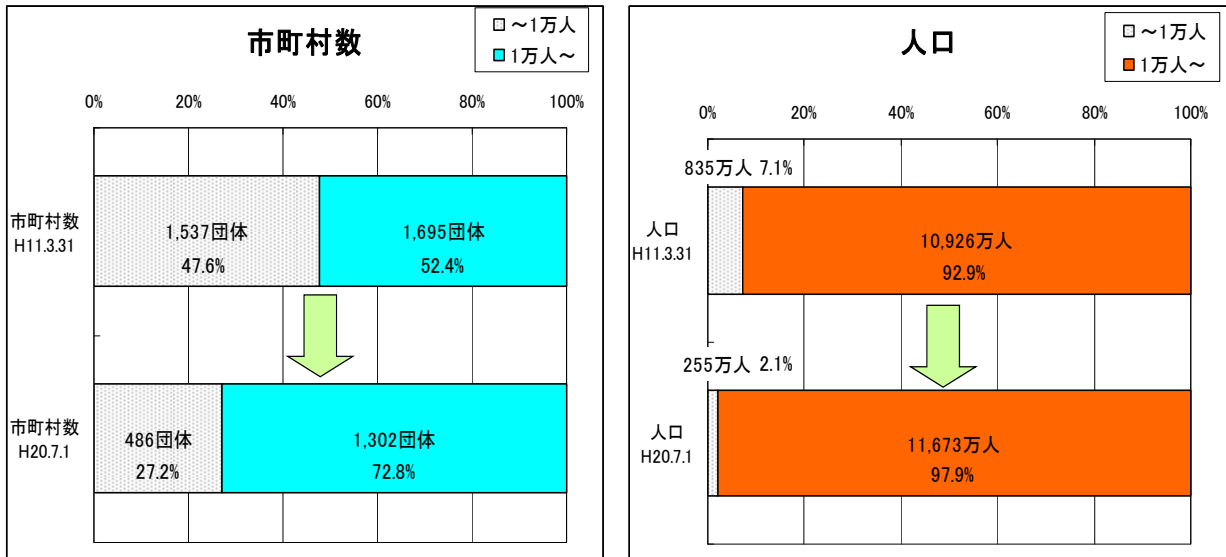
	割合 最も大きいもの	割合 最も小さいもの	全国計	法定協議会加入実績		現在の合併に向けた取組	
				実績有り	実績無し	実施している	実施していない
団体数			1,252	506	746	294	958
(1) 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いため、合併が困難である	58		4.6%	14	44	5	53
(2) 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386		30.8%	51	335	45	341
① 当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	84		6.7%	2	82	7	77
② 当団体は、将来的にわたって持続的に財政状況が良好であるため、合併しなくてよいと考えた	46		3.7%	8	38	6	40
③ 当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	152		12.1%	19	133	13	139
④ 合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	128		10.2%	23	105	8	120
⑤ 広域連携により行財政の効率化を図ることを考えた	23		1.8%	0	23	1	22
⑥ 社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	70		5.6%	13	57	15	55
⑦ 圏域の中心都市であるため、積極的な議論展開を控えた	3		0.2%	0	3	0	3
⑧ その他	9		0.7%	1	8	2	7
(3) 合併について意見集約ができなかった	422		33.7%	180	242	104	318
① 当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	138		11.0%	65	73	45	93
② 当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	362		28.9%	145	217	84	278
(4) 当団体から見て、合併の組合せの相手(一又は複数)との間に阻害要因又は合併相手(一又は複数)側に課題等があると考えた	156		12.5%	67	89	46	110
① 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、事務の共同処理や連携などの実態が少なかった	15		1.2%	6	9	6	9
② 当団体と合併相手(一又は複数)との間で、地域の一体性が少なく、住民感情等の調整が困難であった	44		3.5%	15	29	11	33
③ 当団体は、合併相手(一又は複数)の政策や行財政運営の方針・手法等が当団体と合わないと考えた	45		3.6%	29	16	15	30
④ 当団体は、合併相手(一又は複数)の財政状況が悪いと考えた	33		2.6%	17	16	5	28
⑤ 合併の組合せの相手(一又は複数)との間の温度差・意識の差が埋まらなかった	43		3.4%	12	31	17	26
⑥ その他	3		0.2%	1	2	0	3
(5) 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330		26.4%	175	155	109	221
① 合併相手(一又は複数)は、既に合併済みであるため、合併を考えなかった	13		1.0%	5	8	6	7
② 合併相手(一又は複数)は、当団体を含まない他の組合せとの合併を考えた	120		9.6%	46	74	38	82
③ 当団体に財政状況等での課題等があるため、合併相手(一又は複数)は、当団体との合併を考えなかった	27		2.2%	15	12	7	20
④ 合併相手(一又は複数)は、合併せずに単独で運営していこうと考えた	138		11.0%	76	62	49	89
⑤ 合併相手(一又は複数)の議会又は住民の意見集約ができなかった	92		7.3%	64	28	36	56
(6) 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230		18.4%	159	71	57	173
(7) その他の理由	81		6.5%	35	46	28	53
① 合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52		4.2%	32	20	16	36
② その他	29		2.3%	3	26	12	17

【資料 事務等に係る人口規模と市町村分布】

介護施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設は、全国であわせて12,213箇所設置されており、この箇所数を全国の人口で割ると、**人口約10,000人に1施設設置されている**ことになる。

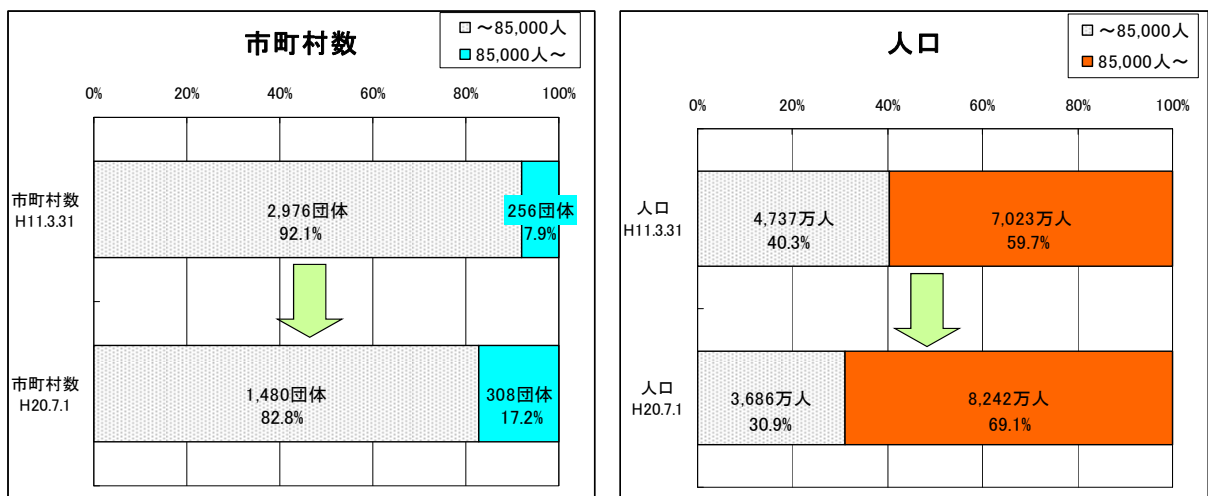
上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると…



病後児保育

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(少子化社会対策会議決定)では、**平成21年度目標**として、**病後児保育に係る施設**を1,500箇所に充実させることとしているが、この箇所数を全国の人口で割ると、**人口約85,000人に1施設設置される**ことになる。

上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると…

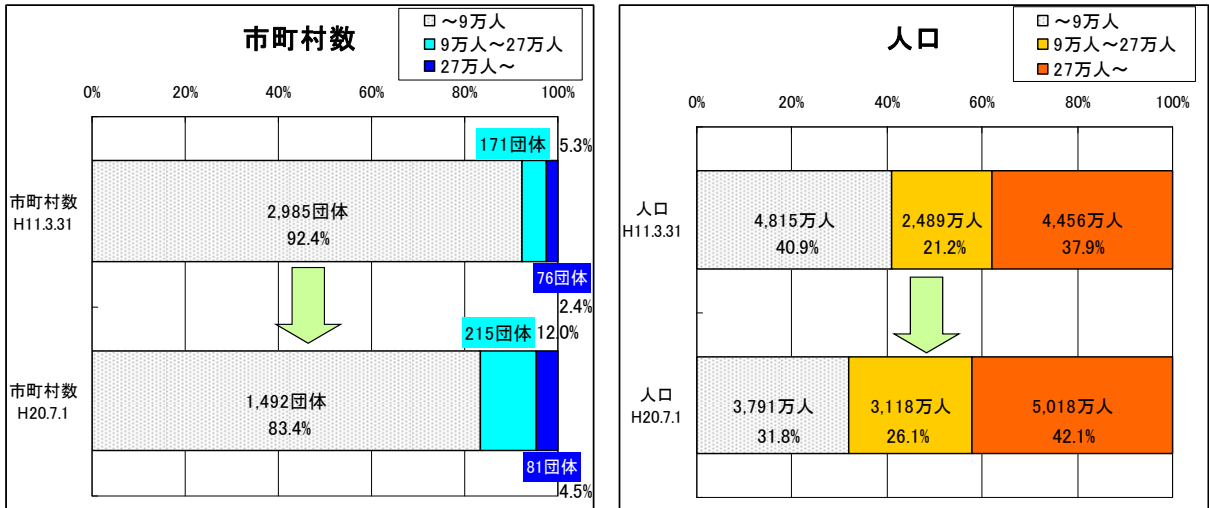


ごみ処理

「ごみ処理の広域化計画について」(環境省通知)によると、ごみ焼却施設については、1日の焼却処理能力が「可能な限り焼却能力300t/日以上(最低でも100t/日以上)」とされている。

1人1日当たりのごみ排出量(1,131g)から試算すると、**ごみ焼却施設の処理対応人口は、300tで約27万人、100tで約9万人**となる。

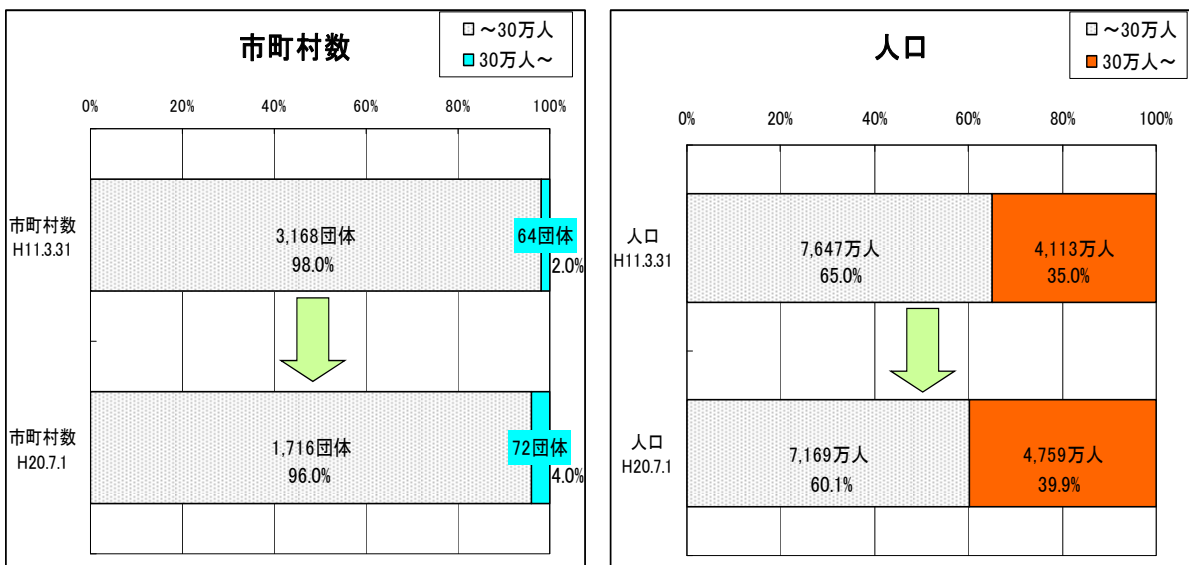
➡ 上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると…



消防

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(消防庁告示)によると、**消防本部の規模**に関して、消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えば**おおむね30万以上**の規模を一つの目標とすることが適当であるとされている。

➡ 上記人口で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると…

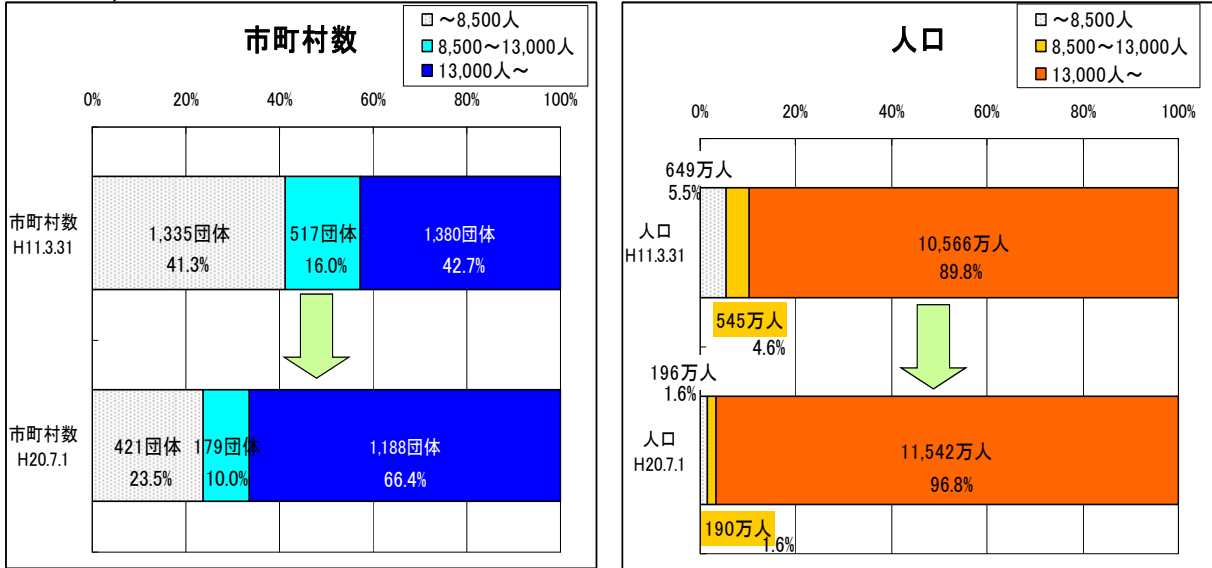


小学校

現在、公立の小・中学校について、1学級当たりの児童数の標準は40人、学級数の標準は12学級以上18学級以下とされている。平成18年学校基本調査における小学校の在学者数は7,187,417人であり、これは全人口に対して5.66%となっている。

したがって、**小学校は、12学級・480人の場合は** $480 \div 0.0566 =$ **人口約8,500人に1校、18学級・720人の場合は人口約13,000人に1校設置されていることになる。**

上記人口規模で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると・・・

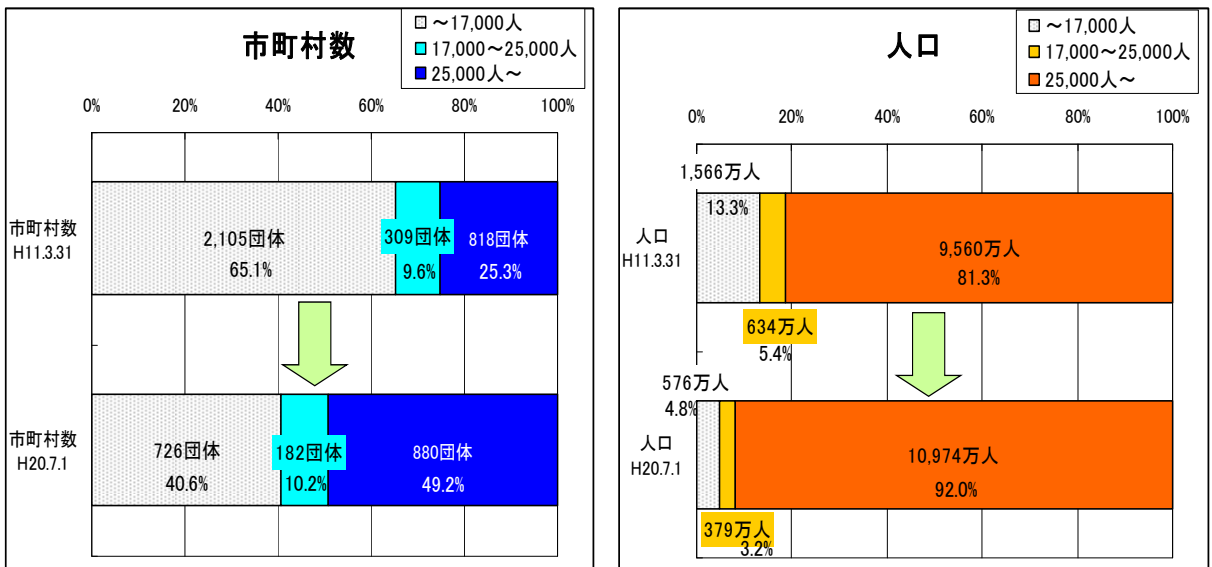


中学校

現在、公立の小・中学校について、1学級当たりの児童数の標準は40人、学級数の標準は12学級以上18学級以下とされている。平成18年学校基本調査における中学校の在学者数は3,601,527人であり、これは全人口に対して2.83%となっている。

したがって、**中学校は、12学級・480人の場合は** $480 \div 0.0283 =$ **人口約17,000人に1校、18学級・720人の場合は人口約25,000人に1校設置されていることになる。**

上記人口規模で区分して、H11年とH20年とで市町村分布を比較すると・・・



【資料 合併市町の専門職員数の変化(例)】

…合併前の職員数が現在に比べ少なかったところ

	下関市		薩摩川内市		宮古市		みなべ町		
医師・歯科医師	合併直前	56	合併直前	0	合併直前	0	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	0	旧 宮古市	3	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	6	旧 樋脇町	0	旧 田老町	2	旧 南部川村	0	
	旧 豊田町	0	旧 入来町	0	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	0						
		旧 豊北町	2	旧 祁答院町	0				
				旧 里村	2				
				旧 上観村	2				
				旧 下観村	2				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	7	合併直後(H18.4.1)	3	合併直後(H17.4.1)	0
				現在(H19.4.1)	7	現在(H19.4.1)	3	現在(H19.4.1)	0
保健師・助産師・看護師	合併直前	322	合併直前	18	合併直前	21	合併直前	4	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	3	旧 川内市	3	旧 宮古市	13	旧 南部町	4	
	旧 菊川町	30	旧 樋脇町	2	旧 田老町	7	旧 南部川村	3	
	旧 豊田町	6	旧 入来町	2	旧 新里村				
		旧 東郷町	2						
		旧 豊浦町	2	旧 祁答院町	2				
		旧 豊北町	9	旧 里村	2				
				旧 上観村	6				
				旧 下観村	15				
				旧 鹿島村	2				
				合併直後(H17.4.1)	53	合併直後(H18.4.1)	36	合併直後(H17.4.1)	5
				現在(H19.4.1)	53	現在(H19.4.1)	36	現在(H19.4.1)	5
保育所保育士	合併直前	115	合併直前	6	合併直前	46	合併直前	5	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	8	旧 川内市	0	旧 宮古市	4	旧 南部町	10	
	旧 菊川町	12	旧 樋脇町	0	旧 田老町	6	旧 南部川村		
	旧 豊田町	18	旧 入来町	0	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	0	旧 祁答院町	0				
		旧 豊北町	11	旧 里村	0				
				旧 上観村	0				
				旧 下観村	0				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	6	合併直後(H18.4.1)	56	合併直後(H17.4.1)	17
				現在(H19.4.1)	6	現在(H19.4.1)	52	現在(H19.4.1)	18
栄養士	合併直前	6	合併直前	2	合併直前	1	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	0	旧 宮古市	2	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	1	旧 樋脇町	0	旧 田老町	1	旧 南部川村	0	
	旧 豊田町	0	旧 入来町	0	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	0	旧 祁答院町	0				
		旧 豊北町	0	旧 里村	0				
				旧 上観村	0				
				旧 下観村	1				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	7	合併直後(H18.4.1)	4	合併直後(H17.4.1)	0
				現在(H19.4.1)	8	現在(H19.4.1)	3	現在(H19.4.1)	0
農林水産技師	合併直前	38	合併直前	20	合併直前	0	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	5	旧 宮古市	0	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	0	旧 樋脇町	2	旧 田老町	0	旧 南部川村	0	
	旧 豊田町	0	旧 入来町	4	旧 新里村	0			
		旧 東郷町	6						
		旧 豊浦町	2	旧 祁答院町	0				
		旧 豊北町	0	旧 里村	0				
				旧 上観村	0				
				旧 下観村	2				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	37	合併直後(H18.4.1)	0	合併直後(H17.4.1)	0
				現在(H19.4.1)	22	現在(H19.4.1)	0	現在(H19.4.1)	0
建築技師	合併直前	36	合併直前	7	合併直前	8	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	1	旧 宮古市	0	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	0	旧 樋脇町	1	旧 田老町	1	旧 南部川村	0	
	旧 豊田町	2	旧 入来町	1	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	0	旧 祁答院町	0				
		旧 豊北町	0	旧 里村	0				
				旧 上観村	0				
				旧 下観村	0				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	9	合併直後(H18.4.1)	7	合併直後(H17.4.1)	0
				現在(H19.4.1)	12	現在(H19.4.1)	6	現在(H19.4.1)	0
土木技師	合併直前	109	合併直前	40	合併直前	30	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	3	旧 宮古市	4	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	0	旧 樋脇町	4	旧 田老町	2	旧 南部川村	0	
	旧 豊田町	2	旧 入来町	0	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	2	旧 祁答院町	2				
		旧 豊北町	0	旧 里村	0				
				旧 上観村	1				
				旧 下観村	3				
				旧 鹿島村	1				
				合併直後(H17.4.1)	63	合併直後(H18.4.1)	35	合併直後(H17.4.1)	0
				現在(H19.4.1)	91	現在(H19.4.1)	30	現在(H19.4.1)	0
司書・学芸員	合併直前	19	合併直前	4	合併直前	1	合併直前	0	
	(H16.4.1)		(H16.4.1)		(H17.4.1)		(H16.4.1)		
	旧 下関市	0	旧 川内市	0	旧 宮古市	0	旧 南部町	0	
	旧 菊川町	2	旧 樋脇町	0	旧 田老町	0	旧 南部川村	1	
	旧 豊田町	0	旧 入来町	0	旧 新里村				
		旧 東郷町	0						
		旧 豊浦町	0	旧 祁答院町	1				
		旧 豊北町	0	旧 里村	0				
				旧 上観村	0				
				旧 下観村	0				
				旧 鹿島村	0				
				合併直後(H17.4.1)	4	合併直後(H18.4.1)	1	合併直後(H17.4.1)	2
				現在(H19.4.1)	2	現在(H19.4.1)	1	現在(H19.4.1)	2

【資料 山梨県内の合併後の市町村職員に対するアンケート結果の概要】

専門性の確保

- 専門性の高い業務に人員を配置することができるようになった。
- 事務量が軽減されたことにより、専任で仕事ができるようになった。
- プロジェクトチーム等を作り、協力して事務執行する体制を組めるようになった。
- 研修等に参加し、専門的な知識を学ぶことができるようになった。
- ×所管業務以外の業務に無関心になった。
- ×一人で多種多様な業務に携わることができなくなった。

住民対応の改善や住民サービスの充実

- 手続きを行える箇所（支所等）が増加した。
- 福祉事務所が設置され、住民に身近なところで事務を行えるようになった。
- これまでなかった図書館などの公共施設を利用することができるようになった。
- 住民との間の地縁やしがらみ、住民の行政への依存等が減り、行政運営がやりやすくなった。
- ×以前は、住民との関係が密接で、きめ細かな対応ができた。
- ×サービスが低下し、負担が増大した。

適切・効率的・効果的な事務執行

- 補助金・負担金の廃止・統合、使用料・手数料の見直し、公共施設の集約化・合理化等の行政改革を行うことができた。
- 行政評価を導入することができた。
- コンプライアンスによる事務執行ができるようになった。
- 税の徴収、滞納整理等の事務体制を組めるようになった。
- ×組織が大きくなり、情報伝達、意志決定、事務手続き等に時間を要するようになった。
- ×縦割り行政の体質が強まった。

行政課題への適切な対応

- 企業誘致、雇用対策、定住施策などの主要施策を実施することができるようになった。
- 大型事業を実施することができるようになった。
- 安心・安全対策に力を入れることができるようになった。
- ×以前は、より細かい住民ニーズを踏まえてサービス提供ができた。

行財政基盤の充実

- 合併せずに単独でいた場合には、財政危機を迎えていたが、回避された。
- 行政規模が小さいため財政的、人材的制約が改善した。
- ×合併しても財政状況が厳しいことには変わりはない。
- ×以前は、予算規模が小さく、予算内で事業を組みやすかった。

職員のモチベーションの向上

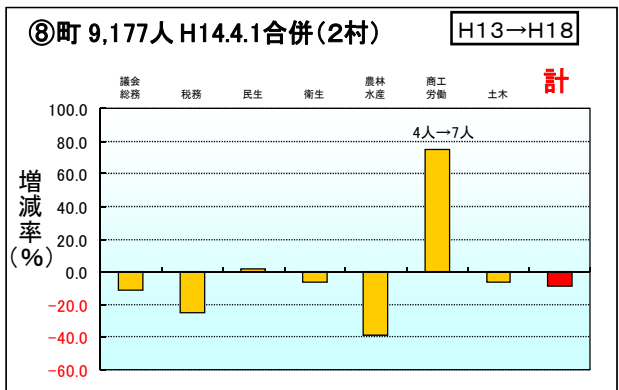
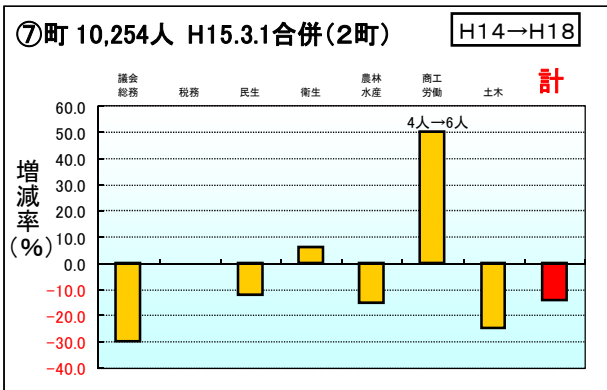
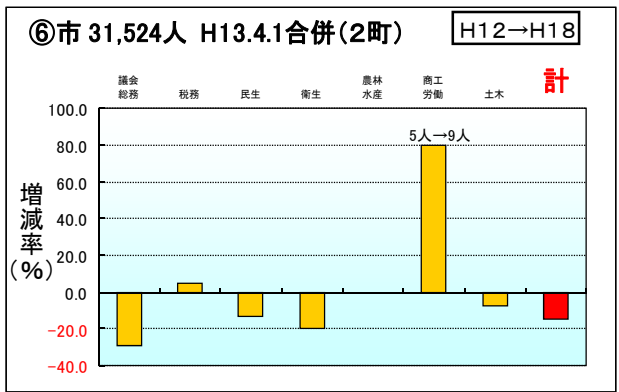
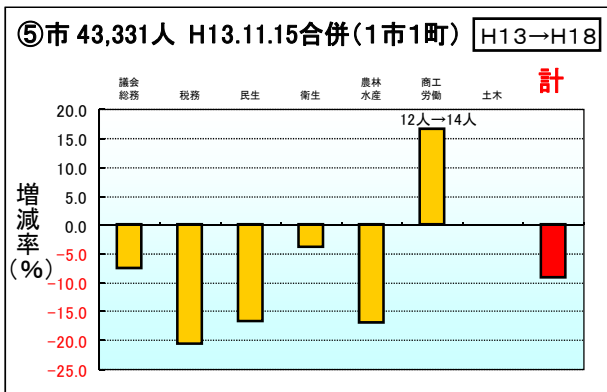
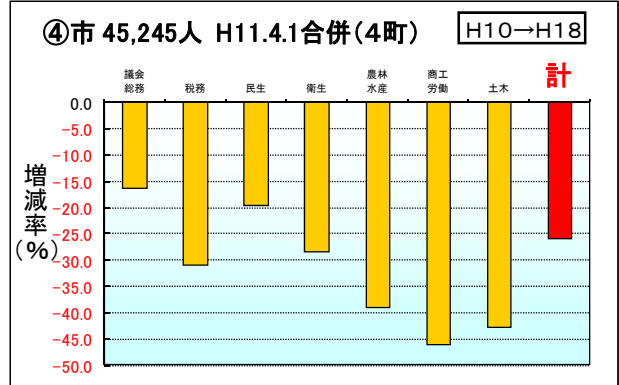
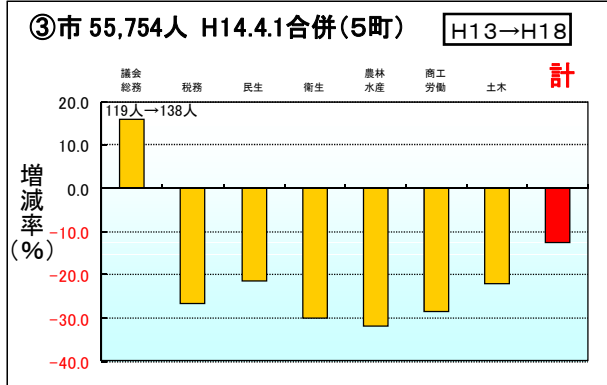
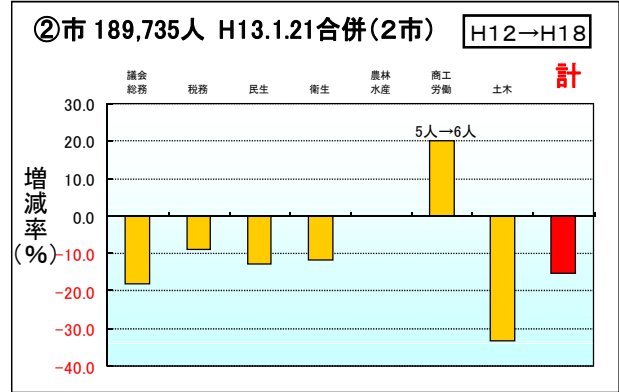
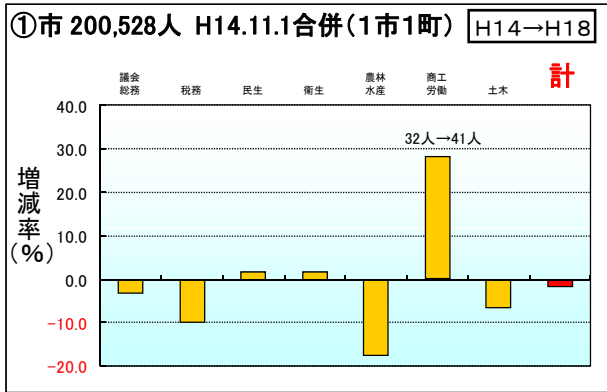
- 職員間の馴れ合いが減り、職員の自立心、自己責任意識が高まった。
- 競争心が生まれた。
- 自らの団体の現況や課題をきちんと理解することができた。
- 幅広い見地から事務を行えるようになった。
- ×職員間の連携が希薄になった。
- ×旧団体職員間での隔りがある。

適切な人事管理・資質の向上

- しっかりとした定数管理、昇任・昇格に係る資格試験ができるようになった。
- 人事異動のサイクルを短縮化することができるようになった。
- 能力向上を目的とした研修、人事交流、派遣等を行うことができるようになった。
- 一部事務組合等への人的派遣を行うことができるようになった。
- ×環境の変化についていけない者が出てきた。

【資料 部門別職員数（一般行政）の増減率】

部門別職員数（一般行政）の増減率（合併直前との比較） （11～14年度に合併した8団体の場合）



※各団体の各年4月1日現在定員管理調査の職員数（一般行政）の数値により作成。
※人口は、平成17年国勢調査人口による。

【資料 合併市町の部門別職員数の変化(例)】

青字・・・合併直前に比べ増加
赤字・・・合併直前に比べ減少

下関市

(人)

	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等会計部門						総合計	
	議会	企画・総務	税務	労働	水産	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	消防	小計	病院	水道	交通	下水道	その他		小計
合併直前(H16.4.1)	計	22	416	143	2	138	43	243	348	381	1,736	556	317	873	473	180		83	172	908	3,517
	旧下関市	15	281	108	2	72	36	205	265	338	1,322	453		453	423	159		69	135	786	2,561
	旧菊川町	1	24	6		13	2	7	14	7	74	24		24		4		4	6	14	112
	旧豊田町	1	31	6		13	1	7	19	8	86	16		16	48	3		2	7	60	162
	旧豊浦町	3	38	13		13	2	11	26	10	116	46		46	2	9		5	10	26	188
	旧豊北町	2	42	10		27	2	13	24	9	129	17		17		5		3	14	22	168
	旧下関地区 広域行政 事務組合												317	317							317
	旧豊浦豊北 清掃施設組合									9	9										9
合併直後(H17.4.1)	計	19	405	140	2	149	45	234	366	377	1,737	539	320	859	479	182		77	158	896	3,492
現在(H19.4.1)	計	15	382	138	2	139	44	214	366	371	1,673	470	321	791	481	178		75	154	888	3,352

薩摩川内市

(人)

	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等会計部門						総合計	
	議会	企画・総務	税務	労働	水産	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	消防	小計	病院	水道	交通	下水道	その他		小計
合併直前(H16.4.1)	計	23	296	73	1	119	24	114	107	92	849	259	133	392	31	43	14	8	65	161	1,402
	旧川内市	8	134	33	1	46	14	73	56	32	397	127		127		23		3	20	46	570
	旧樋脇町	3	30	7		14	1	10	4	7	76	22		22		4			7	11	109
	旧入来町	2	23	8		12		9	5	4	63	24		24		5			5	10	97
	旧東郷町	2	27	10		13	1	5	4	4	66	19		19		4			6	10	95
	旧祁答院町	2	22	5		16	2	4	5	4	60	24		24		2			6	8	92
	旧里村	1	13	1		4	1	4	2	12	38	7		7		1		2	3	6	51
	旧上甑村	2	19	3		4	2	3	5	2	40	11		11	11	2		2	2	17	68
	旧下甑村	2	16	4		7	2	5	18	7	61	20		20	17	1	8	1	14	41	122
	旧鹿島村	1	12	2		3	1	1	1	2	23	5		5	3	1			2	6	34
	旧川内地区 消防組合												132	132							132
	旧祁答院地区 消防組合											1	1								1
	旧西薩衛生 処理組合								12	12											12
	旧甑島衛生 管理組合								5	5											5
	旧上甑バス 企業団															6					6
	旧串木野樋脇 清掃組合									1	1										1
	旧川薩地区 介護保険組合							7	7	7											7
合併直後(H17.4.1)	計	10	277	69	1	115	22	116	121	90	821	235	152	387	34	45	13	4	51	147	1,355
	新市	10	277	69	1	115	22	116	114	90	814	235	152	387	34	45	13	4	51	147	1,348
	旧川薩地区 介護保険組合								7	7											7
現在(H19.4.1)	計	11	264	77	1	104	31	120	101	81	790	207	151	358	39	31	12	2	53	137	1,285

宮古市

(人)

	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等会計部門						総合計	
	議会	企画・総務	税務	労働	水産	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	消防	小計	病院	水道	交通	下水道	その他		小計
合併直前(H17.4.1)	計	10	139	32		42	17	58	132	72	502	119		119	28	28		18	26	100	721
	旧宮古市	5	96	26		31	15	50	103	57	383	91		91		25		16	17	58	532
	旧田老町	3	21	3		7	1	4	16	7	62	12		12	21	2		1	5	29	103
	旧新里村	2	22	3		4	1	4	13	8	57	16		16	7	1		1	4	13	86
合併直後(H18.4.1)	計	6	135	38		39	27	59	120	64	488	105		105	22	29		15	24	90	683
現在(H19.4.1)	計	6	129	37		41	22	52	115	65	467	102		102	21	29		14	25	89	658

みなべ町

(人)

	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等会計部門						総合計	
	議会	企画・総務	税務	労働	水産	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	消防	小計	病院	水道	交通	下水道	その他		小計
合併直前(H16.4.1)	計	5	24	8		31	1	17	31	11	128	32		32		6		7	7	20	180
	旧南部町	2	13	3		19		8	20	5	70	15		15		3		2	4	9	94
	旧南部川村	3	11	5		12	1	9	11	6	58	17		17		3		5	3	11	86
合併直後(H17.4.1)	計	3	23	8		27	4	12	30	12	119	29		29		7		8	6	21	169
現在(H19.4.1)	計	3	23	9		27	3	12	31	10	118	28		28		7		8	6	23	169

【資料 合併市町の本庁と支所等における職員数の変化(例)】

下関市

(人)

	全体	旧下関市	旧菊川町	旧豊田町	旧豊浦町	旧豊北町	旧下関地区 広域行政 事務組合	旧豊浦 豊北 清掃施設 組合	
合併直前 H16.4.1	全体	3,517	2,561	112	162	188	168	317	9
	うち(合併後)本庁	1,058	1,058						
	うち(合併後)支所	351		78	65	99	109		
合併直後 H17.4.1	全体	3,492	2,887	107	163	180	155		
	うち(合併後)本庁	1,054	1,054						
	うち(合併後)支所	352		67	69	105	111		
現在 H19.4.1	全体	3,352	2,842	91	145	143	131		
	うち(合併後)本庁	1,021	1,021						
	うち(合併後)支所	257		51	53	72	81		

薩摩川内市

(人)

	全体	旧川内市	旧樋脇町	旧入来町	旧東郷町	旧祁答院町	旧里村	旧上甌村	旧下甌村	旧鹿島村	旧消防 組合	旧西薩 衛生 組合	旧甌島 衛生 組合	旧上甌 バス 事業団	旧串木野 樋脇 清掃組合	
合併直前 H16.4.1	全体	1,385	569	108	96	94	91	50	67	121	33	132	12	5	6	1
	うち(合併後)本庁	569	569													
	うち(合併後)支所	658		106	96	94	91	50	67	121	33					
合併直後 H17.4.1	全体	1,347	842	60	69	67	72	45	56	105	31					
	うち(合併後)本庁	842	842													
	うち(合併後)支所	505		60	69	67	72	45	56	105	31					
現在 H19.4.1	全体	1,230	936	37	40	40	41	26	30	61	19					
	うち(合併後)本庁	936	936													
	うち(合併後)支所	294		37	40	40	41	26	30	61	19					

宮古市

(人)

	全体	旧宮古市	旧田老町	旧新里村	
合併直前 H16.4.1	全体	721	532	103	86
	うち(合併後)本庁	318	318		
	うち(合併後)支所	115		62	53
合併直後 H17.4.1	全体	683	565	61	57
	うち(合併後)本庁	356	356		
	うち(合併後)支所	37		19	18
現在 H19.4.1	全体	658	499	88	71
	うち(合併後)本庁	294	294		
	うち(合併後)分庁舎	70		39	31
	うち(合併後)支所	30		16	14

みなべ町

(人)

	全体	旧南部町	旧南部川村	
合併直前 H16.4.1	全体	178	85	93
	うち(合併後)本庁	70	70	
	うち(合併後)分庁舎	66		66
	うち(合併後)支所			
合併直後 H17.4.1	全体	168	89	79
	うち(合併後)本庁	74	74	
	うち(合併後)分庁舎	35		35
	うち(合併後)支所			
現在 H19.4.1	全体	168	89	79
	うち(合併後)本庁	74	74	
	うち(合併後)分庁舎	35		35
	うち(合併後)支所			

【資料 大分県における合併市町村の支所等の体制等一覧（大分県作成）】

自治体名(合併方式・構成市町村数)		大分市（編入・3）	中津市（編入・5）	日田市（編入・6）
1 事務所の方式（支所長等の位置付け）		支所（課長級）	総合支所（部長級）	支所（課長級）
2 支所長等の裁量で使える予算（事業） *支所枠予算	①事業名	(1)地域まちづくり活性化事業(支所枠) (2)ご近所の底力再生事業	周辺地域振興対策事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施 *地域振興事業等に関する支所への予算措置については、地域の実情等に十分配慮している。 *本庁と支所に権限等の差はない。
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	(1)8,000 (2)4,288(大分市全支所・出張所を含む平均)	3,000	
	③対象事業	(1)地域のまちづくり等活性化に資する事業 (2)地域活性化や地域課題解決に資する事業	地域振興等を目的とした創意工夫ある事業	
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	218 → 73 → 39 (△82.1%)	307 → 178 → 158 (△48.5%)	294 → 128 → 120 (△59.2%)
	②支所等でのワストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	各支所に「地域コミュニティ担当」を配置	総合支所として本庁と同じ業務を実施	・各振興局に「総務振興課」を配置 ・各種補助金申請等は振興局で全て受付(定時的な資格(児童扶養手当等)の更新手続きなどは、振興局に本庁職員が出向き処理)
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)		○消防機能充実事業 旧町で不足している消防水槽、消防小型動力積載車の整備及び消防団詰所建替 ○支所庁舎建設事業 佐賀岡支所、公民館、子どもルーム、老人憩いの家の合築施設整備(H18:設計) ○旧町村部振興のため、佐賀岡で水産加工品開発事業、野津原で援農交流事業を実施	○消防機能充実事業 旧町村で不足している消防水槽、消防小型動力積載車の整備 ○情報ネットワーク事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備	○まちづくり推進活動助成事業 民間団体が行う自発的なまちづくり活動に対する助成 ○振興局CATVサブセンター整備 各振興局にCATVの受受信装置等を設置し、KC(日田ケーブルテレビ)と接続 ○ドクターヘリ運行事業 山間地の重篤患者をヘリにより病院へ搬送
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時現場に派遣された市職員又は消防職員発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時振興局長発令可
	②昼間消防団員確保対策	なし	消防団員OBや女性の活用について検討中	消防団員OBの活用について検討中
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定中	策定中
	②コミュニティバス等の導入状況等	(ワンコインバス運行)	コミュニティバス試験運行中	公共交通市民意識調査実施
7 旧町村部に対する特徴的な取組等				・旧町村部の産業祭、ふるさとまつりなどは、従来どおりの規模等を確保し継続実施 ・市長と振興局職員との懇談会(5局×1回)
自治体名(合併方式・構成市町村数)		豊後高田市（新設・3）	杵築市（新設・3）	宇佐市（新設・3）
1 事務所の方式（支所長等の位置付け）		分庁+総合支所（課長級）	分庁+総合支所（部長級）	総合支所（部長級）
2 支所長等の裁量で使える予算（事業） *支所枠予算	①事業名	合併地域活力創造特別対策事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施 *「地域活力創出事業」(予算額10,000)旧町村部で県の地域活性化総合補助金を受け入れる場合には、市単独でかさ上げ	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、「4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)」のような特徴的な取組を実施 *事業実施にあたっては、各支所(地域)の実情等に十分配慮し、優先順位等を決定している。
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	1,000		
	③対象事業	地域振興に資する創意工夫ある事業		
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	150 → 144 → 85 (△43.3%)	145 → 99 → 89 (△38.6%)	228 → 179 → 143 (△37.3%)
	②支所等でのワストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	・真玉・香々地市民センター長を配置 ・窓口業務を一元化し「地域総務一課(真玉)・二課(香々地)」を設置	各振興局に「地域振興担当」を配置	各支所に「地域振興課」を配置
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)		○CATV整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○真玉歌舞伎継承支援事業 真玉歌舞伎の保存継承活動を支援 ○香々地地域漁業活性化事業 香々地漁業活性化に向けたブルーツーリズムの取組等に対する支援	○CATV整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○図書システム導入事業 新市全体を結ぶ図書貸出システムの構築 ○山香病院健診・背骨センター整備事業 旧町村部の住民が山香病院において健診を受診できる体制を整備	○防災行政無線簡易統合接続事業 宇佐、安心院、院内の各無線局間の統合整備 ○移動図書館車購入事業 移動図書館用の車両整備 ○IP電話網構築事業 本庁・支所間を結ぶIP電話の整備
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時センター長発令可	原則市長 緊急時振興局長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可
	②昼間消防団員確保対策	機能別消防団制度の導入等を検討するなかでOB団員等の活用を検討する	なし	なし
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定中	策定中
	②コミュニティバス等の導入状況等	乗り合いタクシー試験運行中	循環バス試験運行中	コミュニティバス試験運行中
7 旧町村部に対する特徴的な取組等			旧町村部で合併前に行っていた祭り等の行政主催行事について、予算額は削減したものの、創意・工夫により継続実施している。	

自治体名(合併方式・構成市町村数)		佐伯市(新設・9)	臼杵市(新設・2)	竹田市(新設・4)
1 事務所の方式(支所長等の位置付け)		総合支所(部長級)	分庁+総合支所(部長級)	総合支所(部長級)
2 支所長等の裁量で使える予算(事業) *支所枠予算	①事業名	佐伯市旧町村部地域パワーアップ事業	*支所長等の裁量で使える予算(事業)措置はしていないが、野津庁舎に農林業部門を集中配置するとともに、営農協議会としての「ほんまもんの里臼杵農業推進協議会」を設置して、野津地域の基幹産業である農林業の推進を図っている。 *臼杵庁舎と野津庁舎に権限等の差なし	竹田市旧町地域元気づくり支援事業
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	3,000		1,500
	③対象事業	地域活性化を目指した創意工夫あるソフト事業		地域活性化を目指した創意工夫のあるソフト事業
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	631 → 507 → 399 (△36.8%)	90 → 65 → 58 (△35.5%)	208 → 101 → 84 (△59.6%)
	②支所等でのワンストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	各振興局に「地域振興課」を配置	*臼杵庁舎と野津庁舎に権限等の差はなく、すべての事務手続きが野津庁舎で可能	支所における窓口サービスを「市民生活課」に一体化
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)		○津波警戒表示板設置事業 海岸の集落に海拔5mの津波警戒表示板を設置し、住民の災害に対する啓蒙啓発を推進 ○衛星電話設置事業 災害時にライフラインが不通の場合の通信手段確保のため、通信の孤立が予想される地域に衛星電話を設置	○野津地域CATV施設整備事業 情報格差の是正を図るためのCATV整備 ○田園空間開発事業 定住促進のための住宅団地の造成 ○農村振興総合整備事業 ほ場・農道等の整備、獣害防止対策等	○廃止路線バス運行事業 廃止された久住～小野屋線について、竹田交通圏に委託し運行を継続 ○旧町村部住民の安全・安心を確保するため、消防本部に高度救命処置用資機材を搭載した高規格救急自動車を整備
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時振興局長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可
	②昼間消防団員確保対策	自主防災の組織づくりのなかでOB団員や女性の活用を検討中	なし(消防団員充足率98%超)	なし(消防団員充足率89%超)
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定中	策定中
	②コミュニティバス等の導入状況等	なし	コミュニティバス試験運行	なし
7 旧町村部に対する特徴的な取組等			・野津に関する消防救急業務の事務委託を廃止し、野津派出所を分署へ格上げ(H19.4～) *消防野津分署を新築	

自治体名(合併方式・構成市町村数)		豊後大野市(新設・7)	由布市(新設・3)	国東市(新設・4)
1 事務所の方式(支所長等の位置付け)		総合支所(部長級)	分庁+総合支所(部長級)	総合支所(部長級)
2 支所長等の裁量で使える予算(事業) *支所枠予算	①事業名	ふるさとイキイキ事業	地域活力創造事業	地域活性化対策事業
	②現計予算額[千円] (1支所平均額)	12,143	2,000	1,000
	③対象事業	地域イベント、スポーツ大会、地域伝統文化の保存継承	地域活性化のために必要と認めるソフト事業	地域振興に資する事業
3 支所等の体制	①支所等の職員数 合併前 → H18.2 → H18.11	444 → 221 → 162 (△63.5%)	247 → 188 → 184 (△25.5%)	350 → 350 → 251 (△28.3%)
	②支所等でのワンストップ対応の工夫 (組織上の工夫)	窓口対応の充実に向けてグループ制の導入を検討中	各振興局に「市民サービス課(総合窓口)」を配置	特になし
4 旧町村部の課題解決や地域活性化に向けた事業例(本庁)		○防災行政無線基地局増設事業 本庁～各支所間の防災行政無線整備 ○災害時参集システム導入事業 職員参集システム充実のためのメールシステム導入	○由布コミュニティ事業(地域の底力再生) 「地域計画」を策定し、その計画を実行する自治区に対する支援 ○地域伝統芸能振興支援事業 旧町の特徴ある郷土芸能のさらなる発展に向けた支援	○CATV事業 情報格差是正のためのCATV整備 ○緊急通報システム事業 一人暮らしのお年寄りの緊急時における通報システムを導入
5 消防防災体制	①避難勧告等の発令者	原則市長 緊急時支所長発令可	原則市長 緊急時振興局長発令可	原則市長 緊急時支所長発令可
	②昼間消防団員確保対策	機能別消防団導入に向けて調査研究しており、今後導入予定	OB団員(再入団)の活用(3名)	なし
6 交通手段の確保策	①新市交通計画の策定状況	策定中	策定済	策定中
	②コミュニティバス等の導入状況等	コミュニティバス運行(旧4町村のみ)	コミュニティバス試験運行	コミュニティバス試験運行中
7 旧町村部に対する特徴的な取組等		緒方、朝地に関する消防救急業務の事務委託を廃止し、一市一消防本部体制を実施(H19.4.1～)		

【資料 合併市町の住民サービスの変化(例)】

下関市

	合併前	現在
在宅配食サービス	旧下関市	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度身体障害者、その他市長が特に認める者で適切な食事の調達が困難な者 ・原則1日1食週3回、要介護で市内に扶養義務者がいない者は週7回まで
	旧菊川町	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で心身の衰えや障害などによりが困難な者 ・1日1食(夕食)回数は状況に応じて。毎日可
	旧豊田町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度身体障害者、その他町長が特に認める者で適切な食事の調達が困難な者 ・1人につき1日2食まで
	旧豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度身体障害者、その他町長が特に認める者で適切な食事の調達が困難な者 ・1人につき1日1食。週7回まで可能
	旧豊北町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、重度身体障害者、その他町長が特に認める者で適切な食事の調達が困難な者 ・1日1食週7回まで

	合併前	現在
訪問介護	旧下関市	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、おおむね65歳以上の同居家族に障害、疾病があり家事を行うことが困難な者
	旧菊川町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、おおむね65歳以上の同居家族に障害、疾病があり家事を行うことが困難な者
	旧豊田町	—
	旧豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で、要介護認定で要支援、要介護状態でない者
	旧豊北町	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援、要介護認定を受けていないもの

龍峰川内市

	合併前	現在
在宅配食サービス	旧川内市	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 夫婦とも65歳以上の二人暮らしの虚弱な高齢者
	旧樋脇町	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者
	旧入来町	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 ・65歳以上の一人暮らし ・夫婦暮らしで虚弱な高齢者 ・重度身体障害者
	旧東郷町	<ul style="list-style-type: none"> 1日1食 ・75歳以上の一人暮らし夫婦 二人暮らしの老人及び身体障害者
	旧祁答院町	<ul style="list-style-type: none"> 1日1食 おおむね65歳以上の高齢者
	旧里村	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしの虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で虚弱な者
	旧上飯村	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 ・65歳以上の一人暮らしの虚弱な高齢者 ・夫婦暮らしの虚弱な高齢者 ・重度身体障害者で虚弱な者
	旧下飯村	<ul style="list-style-type: none"> 1日1食 ・70歳以上一人暮らしの虚弱者 ・夫婦とも70歳以上虚弱者
	旧鹿島村	<ul style="list-style-type: none"> 1日1回 ・65歳以上の虚弱者 ・65歳未満の初期痴呆者 ・身体障害者
	現在	<ul style="list-style-type: none"> 1日1人2食 日常生活を営むのに支障がある65歳以上の一人暮らし、あるいは夫婦二人とも65歳以上で、近隣者の支援が困難である高齢者

	合併前	現在
旧川内市	要介護(要支援)認定者	
旧樋脇町	要介護(要支援)認定者	
旧入来町	要介護(要支援)認定者	要介護(要支援)認定者
旧東郷町	要介護(要支援)認定者	
旧祁答院町	要介護(要支援)認定者	
旧里村	要介護(要支援)認定者	
旧上飯村	要介護(要支援)認定者	
旧下飯村	要介護(要支援)認定者	
旧鹿島村	要介護(要支援)認定者	

宮古市

	合併前	現在
在宅配食サービス	旧宮古市	<ul style="list-style-type: none"> 昼食・夕食、65歳以上
	旧老町	<ul style="list-style-type: none"> 昼食、65歳以上
	旧新里村	—
現在	<ul style="list-style-type: none"> 昼食・夕食、65歳以上 	

	合併前	現在
訪問介護ステーション		
旧宮古市	有	有
旧老町	無	
旧新里村	無	

みなべ町

	合併前	現在
在宅配食サービス	旧南部町	<ul style="list-style-type: none"> 自ら調理することが困難であるか又は適切な食事をとることが困難な高齢者や身体障害者等
	旧南部川村	<ul style="list-style-type: none"> 村内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であつて、老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者
現在	<ul style="list-style-type: none"> 自ら調理することが困難であるか又は適切な食事をとることが困難な高齢者や身体障害者等 	

	合併前	現在
旧南部町	介護保険事業者によるサービス 町単独は無し	介護保険事業者によるサービス 町単独は無し
旧南部川村	介護保険事業者によるサービス 村単独は無し	

下関市

福祉バス

旧下関市	高齢者・障害者の団体、自治会、その他公共的な団体が福祉活動行事等に参加する場合 2台	高齢者・障害者の団体、自治会、その他公共的な団体が福祉活動行事等に参加する場合 3台
旧菊川町	—	—
旧豊田町	—	—
旧豊浦町	—	—
旧豊北町	—	—

福祉タクシー

旧下関市	身障1～3級療育手帳A	身障1～3級療育手帳A 精神1級
旧菊川町	身障1～2級、3級(下肢のみ)療育手帳A 精神1級	—
旧豊田町	身障1～2級療育手帳A 精神1級	—
旧豊浦町	身障1～2級療育手帳A 精神1級	—
旧豊北町	身障1～2級療育手帳A 精神1級	—

乳幼児医療

旧下関市	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 3歳未満児については所得制限なし	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —
旧菊川町	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額136,700円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 3歳未満児については所得制限なし
旧豊田町	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —
旧豊浦町	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —
旧豊北町	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —	【県下統一制度】 対象者は小学校就学前児 市町村民税所得割額82,300円(父母合算)以下の世帯 【単独制度】 —

藤原川内市

旧川内市	市内の老人クラブ	老人クラブ・母子寡婦福祉協議会・身体障害者福祉協会
旧樋脇町	—	—
旧入来町	町内の老人クラブ・母子寡婦福祉協議会・身体障害者福祉協会	老人クラブ・母子寡婦福祉協議会・身体障害者福祉協会
旧東郷町	—	—
旧祁答院町	—	—
旧里村	—	—
旧上飯村	—	—
旧下飯村	—	—
旧鹿島村	—	—

旧川内市	500円券×16枚 ・下肢・体幹・視覚障害1・2級 ・内部障害1級	500円券×20枚 ①1,2級の身体障害者手帳をお持ちの身体障害者で、普通自動車免許証保持者でない方 ②身体障害者手帳をお持ちの身体障害児で、同一世帯に普通免許保持者がいない方
旧樋脇町	500円券×30枚 ・重度心身障害1級 ・知的障害者	—
旧入来町	—	—
旧東郷町	—	—
旧祁答院町	—	—
旧里村	—	—
旧上飯村	—	—
旧下飯村	—	—
旧鹿島村	—	—

旧川内市	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧樋脇町	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧入来町	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額2,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 0～3歳未満:全額助成 3～6歳未満:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧東郷町	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 0～3歳未満:全額助成 3～6歳未満:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧祁答院町	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧里村	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧上飯村	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧下飯村	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで
旧鹿島村	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで	非課税世帯:全額助成 その他の世帯:一部助成(月額3,000円を超える額) 6歳到達月の月末まで

宮古市

旧宮古市	—	—
旧老町	—	—
旧新里村	—	—

旧宮古市	初乗り、 重度障害者	初乗り運賃、 重度障害者
旧老町	—	—
旧新里村	—	—

旧宮古市	全額 0歳～小学校就学前 自己負担なし	全額 0歳～小学校就学前 自己負担なし
旧老町	入院5,000円/月 入院外1,500円/月 を除く金額 0歳～小学校就学前 自己負担あり	—
旧新里村	全額 0歳～小学校就学前 自己負担なし	—

みなべ町

旧南部町	—	デマンド(注文)方式によるコミュニティバス「みなべコミバス」を運行 合併後の住民の交流・高齢者の生活支援・商業の活性化を目的に3路線を9人乗り1台、5人乗り1台で運行 1乗車300円
旧南部川村	—	—

旧南部町	—	概ね65歳以上の高齢者で心身に障害があり、他に交通手段を持たない者 距離により、300円券～2000円券を支給
旧南部川村	—	—

旧南部町	対象者が負担する費用及び入院時食事療養費に係る標準負担額 3歳の誕生日の末日まで	対象者が対象乳幼児に係る保険給付につき一部負担金等を支払った場合の額 ただし、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による付加給付等が行われたとき並びに医療保険各法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額の負担があったときは、これを除いた額
旧南部川村	対象者が負担する費用 3歳の誕生日の末日まで	6歳に達した日以後の最初の3月31日まで

	下関市	藤原川内市	宮古市	みなべ町																																																									
一人親医療費助成	<p>【県下統一制度】 ①市民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②市民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 【単独制度】 母子・父子家庭の7歳未満児で所得制限なし</p> <p>【県下統一制度】 ①町民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②町民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 【単独制度】 -</p> <p>【県下統一制度】 ①町民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②町民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 【単独制度】 -</p> <p>【県下統一制度】 ①町民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②町民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 【単独制度】 -</p> <p>【県下統一制度】 ①町民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②町民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 ③義務教育就学前児童については所得制限なし</p> <p>【県下統一制度】 ①町民税所得割非課税世帯の18歳までの児童を扶養している母子家庭の母と当該児童 ②町民税所得割非課税世帯の父母のない18歳までの児童 【単独制度】 -</p>	<p>旧川内市 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧樋脇町 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧入来町 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧東郷町 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧祁答院町 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧里村 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧上飯村 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧下飯村 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>旧鹿島村 自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p> <p>自己負担の全額 ひとり親家庭の父・母・児童</p>	<p>旧宮古市 入院5,000円/月 入院外1,500円/月 を除く金額 母子家庭、18歳未満</p> <p>旧田老町 入院5,000円/月 入院外1,500円/月 を除く金額 母子家庭、18歳未満</p> <p>旧新里村 全額 母子家庭、18歳未満</p>	<p>旧南部町 対象者が負担する費用及び入院時食事療養費に係る標準負担額 条例に基づき医療費の支給を受けることができる者</p> <p>旧南部川村 対象者が負担する費用 条例に基づき医療費の支給を受けることができる者</p> <p>対象者が負担する費用 一部負担金等を支払った場合の額 ただし、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による付加給付等が行われたとき並びに医療保険各法及び老人保健法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額の負担があったときは、これを除いた額</p> <p>・ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及びその児童 ・配偶者のない男子又は女子以外の者に扶養されている児童であって、父母のいない者 ※ただし、生活保護受給者を除く</p>																																																									
公立幼稚園数	<table border="1"> <tr><td>旧下関市</td><td>17</td><td></td></tr> <tr><td>旧菊川町</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>旧豊田町</td><td>1</td><td>26(休園2)</td></tr> <tr><td>旧豊浦町</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>旧豊北町</td><td>1</td><td></td></tr> </table>	旧下関市	17		旧菊川町	3		旧豊田町	1	26(休園2)	旧豊浦町	4		旧豊北町	1		<table border="1"> <tr><td>旧川内市</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>旧樋脇町</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>旧入来町</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>旧東郷町</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧祁答院町</td><td>1</td><td>20</td></tr> <tr><td>旧里村</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧上飯村</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧下飯村</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>旧鹿島村</td><td>1</td><td></td></tr> </table>	旧川内市	6		旧樋脇町	2		旧入来町	4		旧東郷町	1		旧祁答院町	1	20	旧里村	1		旧上飯村	1		旧下飯村	3		旧鹿島村	1		<table border="1"> <tr><td>旧宮古市</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>旧田老町</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>旧新里村</td><td>0</td><td></td></tr> </table>	旧宮古市	0		旧田老町	0	0	旧新里村	0		<table border="1"> <tr><td>旧南部町</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧南部川村</td><td>-</td><td>1</td></tr> </table>	旧南部町	1		旧南部川村	-	1
旧下関市	17																																																												
旧菊川町	3																																																												
旧豊田町	1	26(休園2)																																																											
旧豊浦町	4																																																												
旧豊北町	1																																																												
旧川内市	6																																																												
旧樋脇町	2																																																												
旧入来町	4																																																												
旧東郷町	1																																																												
旧祁答院町	1	20																																																											
旧里村	1																																																												
旧上飯村	1																																																												
旧下飯村	3																																																												
旧鹿島村	1																																																												
旧宮古市	0																																																												
旧田老町	0	0																																																											
旧新里村	0																																																												
旧南部町	1																																																												
旧南部川村	-	1																																																											
公立保育所数	<table border="1"> <tr><td>旧下関市</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>旧菊川町</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧豊田町</td><td>3</td><td>26</td></tr> <tr><td>旧豊浦町</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>旧豊北町</td><td>4</td><td></td></tr> </table>	旧下関市	15		旧菊川町	1		旧豊田町	3	26	旧豊浦町	3		旧豊北町	4		<table border="1"> <tr><td>旧川内市</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>旧樋脇町</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧入来町</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧東郷町</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧祁答院町</td><td>-</td><td>1</td></tr> <tr><td>旧里村</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧上飯村</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧下飯村</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>旧鹿島村</td><td>-</td><td></td></tr> </table>	旧川内市	1		旧樋脇町	-		旧入来町	-		旧東郷町	-		旧祁答院町	-	1	旧里村	-		旧上飯村	-		旧下飯村	-		旧鹿島村	-		<table border="1"> <tr><td>旧宮古市</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>旧田老町</td><td>1</td><td>12</td></tr> <tr><td>旧新里村</td><td>1</td><td></td></tr> </table>	旧宮古市	10		旧田老町	1	12	旧新里村	1		<table border="1"> <tr><td>旧南部町</td><td>2園(うち1園は僻地保育所)</td><td></td></tr> <tr><td>旧南部川村</td><td>3園(別1園僻地保育所)</td><td>5園(別2園僻地保育所)</td></tr> </table>	旧南部町	2園(うち1園は僻地保育所)		旧南部川村	3園(別1園僻地保育所)	5園(別2園僻地保育所)
旧下関市	15																																																												
旧菊川町	1																																																												
旧豊田町	3	26																																																											
旧豊浦町	3																																																												
旧豊北町	4																																																												
旧川内市	1																																																												
旧樋脇町	-																																																												
旧入来町	-																																																												
旧東郷町	-																																																												
旧祁答院町	-	1																																																											
旧里村	-																																																												
旧上飯村	-																																																												
旧下飯村	-																																																												
旧鹿島村	-																																																												
旧宮古市	10																																																												
旧田老町	1	12																																																											
旧新里村	1																																																												
旧南部町	2園(うち1園は僻地保育所)																																																												
旧南部川村	3園(別1園僻地保育所)	5園(別2園僻地保育所)																																																											

	下関市	龍庫川内市	宮古市	みなべ町
一時保育箇所数	旧下関市 2 旧菊川町 0 旧豊田町 0 旧豊浦町 0 旧豊北町 0	旧川内市 - 旧樋脇町 - 旧入来町 - 旧東郷町 - 旧祁答院町 - 旧里村 - 旧上飯村 - 旧下飯村 - 旧鹿島村 -	旧宮古市 1 旧田老町 0 旧新里村 1	旧南部町 学童保育所1 旧南部川村 - 学童保育所1
種類	旧下関市 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧菊川町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧豊田町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧豊浦町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧豊北町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG	旧川内市 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧樋脇町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧入来町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧東郷町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧祁答院町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧里村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧上飯村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧下飯村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧鹿島村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG	旧宮古市 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧田老町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG 旧新里村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、BCG	旧南部町 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG 旧南部川村 3種混合、2種混合、麻疹、風しん、日本脳炎、ポリオ、ツ反・BCG
対象範囲	旧下関市 3か月～15歳 旧菊川町 3か月～13歳 旧豊田町 3か月～13歳 旧豊浦町 3か月～13歳 旧豊北町 3か月～13歳	旧川内市 3か月～中学校3年生 旧樋脇町 3か月～中学校3年生 旧入来町 3か月～中学校3年生 旧東郷町 3か月～中学校3年生 旧祁答院町 3か月～中学校3年生 旧里村 3か月～中学校3年生 旧上飯村 3か月～中学校3年生 旧下飯村 3か月～中学校3年生 旧鹿島村 3か月～中学校3年生	旧宮古市 3か月～中学校3年生 旧田老町 3か月～中学校3年生 旧新里村 3か月～中学校3年生	旧南部町 3か月～中学校3年生 旧南部川村 3か月～中学校3年生
乳幼児健康診断回数	旧下関市 4 旧菊川町 4 旧豊田町 4 旧豊浦町 4 旧豊北町 4	旧川内市 6 旧樋脇町 8 旧入来町 6 旧東郷町 6 旧祁答院町 6 旧里村 7 旧上飯村 7 旧下飯村 7 旧鹿島村 7	旧宮古市 7 旧田老町 7 旧新里村 7	旧南部町 7 旧南部川村 6
対象範囲	旧下関市 3か月児～3歳11か月児 旧菊川町 3か月児～3歳11か月児 旧豊田町 3か月児～3歳11か月児 旧豊浦町 3か月児～3歳11か月児 旧豊北町 3か月児～3歳11か月児	旧川内市 3か月児～2歳11か月児 旧樋脇町 3か月児～5歳11か月児 旧入来町 3か月児～5歳11か月児 旧東郷町 3か月児～5歳11か月児 旧祁答院町 3か月児～5歳11か月児 旧里村 3か月児～5歳11か月児 旧上飯村 3か月児～5歳11か月児 旧下飯村 3か月児～5歳11か月児 旧鹿島村 3か月児～5歳11か月児	旧宮古市 1か月～4歳児未満 旧田老町 1か月～3歳6か月児 旧新里村 1か月～3歳6か月児	旧南部町 4か月～3歳6か月児 旧南部川村 4か月～3歳6か月児
公的医療機関の数	旧下関市 1(1) 旧菊川町 0 旧豊田町 1(1) 旧豊浦町 1 旧豊北町 0(4)	旧川内市 1(5) 旧樋脇町 - 旧入来町 - 旧東郷町 - 旧祁答院町 - 旧里村 1 旧上飯村 1(2) 旧下飯村 3(4) 旧鹿島村 1	旧宮古市 0 旧田老町 1 旧新里村 0	旧南部町 0 旧南部川村 1
無料検診の回数	旧下関市 1 旧菊川町 1 旧豊田町 1 旧豊浦町 1 旧豊北町 1	旧川内市 2 旧樋脇町 3 旧入来町 2 旧東郷町 2 旧祁答院町 2 旧里村 2 旧上飯村 2 旧下飯村 2 旧鹿島村 2	旧宮古市 1 旧田老町 1 旧新里村 1	旧南部町 1 旧南部川村 1

下関市

幼稚園保育料補助	旧下関市	<p>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯：全額</p> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯：第1子は年額の5/6、第2子以降は全額</p>
	旧菊川町	<p>生活保護法の規定による保護を受けている世帯：全額</p> <p>当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯：20,000円減免</p> <p>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯：全額</p> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯：第1子は年額の5/6、第2子以降は全額</p>
	旧豊田町	<p>生活保護法の規定による保護を受けている世帯：全額</p> <p>当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯：20,000円減免</p> <p>生活保護の規定による保護を受けている世帯：全額</p>
	旧豊浦町	<p>①同一世帯から2人以上就園している場合：第2子は半額、第3子以降は全額 ②町民税所得割が非課税となる世帯：20,000円免除 ③町民税所得割が5,000円以下となる世帯：13,300円免除 ④町民税所得割が5,000円以上10,000円以下となる世帯：5,000円免除</p> <p>当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯：全額</p>
	旧豊北町	<p>同一世帯から2人以上就園している場合：30,000円を限度として免除</p>

薩摩川内市

	旧川内市	<p>(減免) 第1子・第2子・第3子以降の区分により、支給 20,000円 37,000円 53,000円</p>
	旧樋脇町	<p>(減免) 20000</p> <p>①小学校1年生の兄・姉を有しない場合 1人就園及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 20,000円(第1子) 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 38,000円(第2子) 同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の者 68,000円(第3子以降) ②小学校1年生の兄・姉を有する場合 小学校1年生または2年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者 26,000円(第2子) 同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の者及び小学校1・2年生に兄・姉を2人以上有している者 32,000円(第3子以降)</p>
	旧東郷町	<p>(減免) 第1子・第2子・第3子以降の区分により、支給(最高限度：入園料1,000円+保育料36,000円)</p>
	旧祁答院町	<p>(減免) 20000</p>
	旧里村	—
	旧上飯村	—
	旧下飯村	—
	旧鹿島村	—

宮古市

	旧宮古市	1/3補助	4,740円～15,650円
	旧田老町	—	
	旧新里村	—	

みなべ町

	旧南部町	<p><B階層・第2階層> 母子、身体障害者、生活保護者等の世帯＝徴収しない</p> <p><同一世帯から2人以上の児童が入所している場合> (B～D1階層までの世帯) ・最も保育料月額が低い児童にかかる保育料はそのまま ・次に低い児童にかかる保育料は2分の1 ・それ以外の児童にかかる保育料は10分の1 (D2～D5階層までの世帯) ・最も保育料月額が高い児童にかかる保育料はそのまま ・次に高い児童にかかる保育料は2分の1 ・それ以外の児童にかかる保育料は10分の1</p> <p><B階層・第2階層> 母子、身体障害者、生活保護者等の世帯＝徴収しない</p> <p><C階層・第3階層> 3歳未満16500円 3歳以上13800円</p> <p><同一世帯から2人以上の児童が入所している場合> (B～D1階層までの世帯) ・最も保育料月額が低い児童にかかる保育料はそのまま ・次に低い児童にかかる保育料は2分の1 ・それ以外の児童にかかる保育料は10分の1</p> <p><D2～D5階層までの世帯> ・最も保育料月額が高い児童にかかる保育料はそのまま ・次に高い児童にかかる保育料は2分の1 ・それ以外の児童にかかる保育料は10分の1</p>
	旧南部川村	<p><同一世帯から2人以上の児童が入所している場合> (B～D1階層までの世帯) ・最も保育料月額が低い児童にかかる保育料はそのまま ・次に低い児童にかかる保育料は2分の1 ・それ以外の児童にかかる保育料は10分の1</p> <p>(階層区分は合併当時)</p>

【資料 合併市町の住民負担の変化(例)】

	下関市		蘆刈川内市		宮古市		みなべ町	
	合併前	現在	合併前	現在	合併前	現在	合併前	現在
上水道料金	10mあたり 旧下関市 980円 旧菊川町 1,700円 旧豊田町 1,400円 旧豊浦町 1,700円 旧豊北町 1,700円	10mあたり 980円	20mあたり 旧川内市 600円 旧樋脇町 1,550円 旧入来町 1,120円 旧東郷町 980円 旧祁答院町 720円 旧里村 600円 旧上飯村 500円 旧下飯村 930円 旧鹿島村 600円	20mあたり 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左	20mあたり 旧宮古市 2,362円 旧田老町 3,090円 旧新里村 3,170円	20mあたり 2,362円	20mあたり 旧南部町 (公営企業) 1,370円 旧南部川村 (簡易水道) 1,300円	20mあたり 同左 同左
下水道料金	旧下関市 旧菊川町 旧豊田町 旧豊浦町 旧豊北町	旧市町のまま 旧市町のまま 旧市町のまま 旧市町のまま 旧市町のまま	20mあたり 旧川内市 2,640円 旧樋脇町 - 旧入来町 4,300円 旧東郷町 - 旧祁答院町 3,000円 旧里村 - 旧上飯村 2,520円 旧下飯村 2,625円 旧鹿島村 1,310円	20mあたり 同左 同左 3,000円 同左 同左 同左 同左 同左	20mあたり 旧宮古市 2,940円 旧田老町 2,730円 旧新里村 3,885円	2,940円		
一般廃棄物	○指定ごみ袋処理手数料 <可燃(大)> 旧下関市 50円 旧菊川町 30円 旧豊田町 31円 旧豊浦町 25円 旧豊北町 25円 <資源PET(大)> 旧下関市 30円 旧菊川町 30円 旧豊田町 31円 旧豊浦町 25円 旧豊北町 25円 <資源プラ(大)> 旧下関市 30円 旧菊川町 30円 旧豊田町 31円 旧豊浦町 25円 旧豊北町 25円	45円 45円 45円 25円 25円 20円 20円 20円 25円 25円 20円 20円 20円 25円 25円	<粗大ごみ> 旧川内市 300円 旧樋脇町 210円 旧入来町 300円 旧東郷町 300円 旧祁答院町 300円 旧里村 - 旧上飯村 - 旧下飯村 - 旧鹿島村 - <事業系ごみ> 旧川内市 600円 旧樋脇町 210円 旧入来町 300円 旧東郷町 600円 旧祁答院町 300円 旧里村 - 旧上飯村 - 旧下飯村 - 旧鹿島村 -	300円 300円 600円 600円 300円 300円 300円 300円	10kgあたり 旧宮古市 50円 旧田老町 50円 旧新里村 50円	50円 50円 50円	<粗大ごみ> 旧南部町、旧南部川村 ストープ、ガスレンジ等 500円 自転車等 500円 掃除機、電子レンジ等 800円 ファクシミリ等 1,200円 ...	525円 630円 840円 1,260円 ...
公共施設使用料	<斎場> 大人 大人 旧下関市 3,000円 旧菊川町 3,000円 旧豊田町 3,000円 旧豊浦町 7,000円 旧豊北町 6,000円	4,000円	<体育館> 1時間 1時間 旧川内市 400円 旧樋脇町 105円 旧入来町 210円 旧東郷町 105円 旧祁答院町 0円 旧里村 - 旧上飯村 310円 旧下飯村 - 旧鹿島村 - <公民館> 旧川内市 1,050円 旧樋脇町 1,200円 旧入来町 0円 旧東郷町 1,050円 旧祁答院町 1,200円 旧里村 2,100円 旧上飯村 2,400円 旧下飯村 1,050円 旧鹿島村 2,100円	360円 130円 140円 130円 130円 - 310円 - - 770円 870円 480円 720円 1,120円 2,080円 1,310円 2,080円	<野球場> 旧宮古市 940円、1,050円 旧田老町 630円/日 旧新里村 3,150円/日 <公民館(会議室、1日)> 旧宮古市 2,300円 旧田老町 890円 旧新里村 9,740円	同左 同左 同左 同左 同左 同左 同左	<野球場> 旧南部町 (千里球場) 町民 4,762円/日 町民外 19,048円/日 旧南部川村 (清川球場) 町民 1,000円/時間 町民外 1,600円/時間 <公民館(会議室、1日、昼間)> 旧南部町 2,300円 旧田老町 890円 旧南部川村 ~9,470円 (減免規定有り)	5,000円/日 630円/日 840円/日 800円/時間 1,600円/時間 5,000円
証明手数料	<納税・印鑑証明> 旧下関市 200円 旧菊川町 200円 旧豊田町 200円 旧豊浦町 200円 旧豊北町 200円~300円	200円	<納税・住民票> 旧川内市 200円 旧樋脇町 200円 旧入来町 200円 旧東郷町 200円 旧祁答院町 200円 旧里村 200円 旧上飯村 200円 旧下飯村 200円 旧鹿島村 200円 <印鑑登録> 旧川内市 200円 旧樋脇町 200円 旧入来町 200円 旧東郷町 200円 旧祁答院町 200円 旧里村 200円 旧上飯村 200円 旧下飯村 200円 旧鹿島村 200円	200円 200円 200円 200円 200円	<住民票・納税・印鑑証明> 旧宮古市 300円 旧田老町 200円 旧新里村 200円	300円	<住民票・印鑑証明> 旧南部町 200円 旧南部川村 150円	200円 200円
保育料	<D5階層・3歳未満児> 旧下関市 44,500円 旧菊川町 41,000円 旧豊田町 44,200円 旧豊浦町 25,000円 旧豊北町 44,200円 <D5階層・4歳以上児> 旧下関市 25,900円 旧菊川町 34,500円 旧豊田町 33,000円 旧豊浦町 25,000円 旧豊北町 31,300円	38,000円 25,900円	<所得税17,000円以上、3歳未満児> 旧川内市 27,000円 旧樋脇町 18,800円 旧入来町 19,300円 旧東郷町 18,800円 旧祁答院町 24,300円 旧里村 - 旧上飯村 - 旧下飯村 - 旧鹿島村 -	21,000円 300円	<所得税8万、4歳児未満> 旧宮古市 37,000円 旧田老町 36,000円 旧新里村 26,600円 <所得税8万、4歳児以上> 旧宮古市 29,500円 旧田老町 27,000円 旧新里村 24,000円	26,600円 23,500円	<所得税64,000~160,000円、3歳児未満> 旧南部町 40,050円 旧南部川村 40,000円 <所得税64,000~160,000円、3歳児> 旧南部町 37,350円 旧南部川村 23,000円 <所得税64,000~160,000円、4歳児以上> 旧南部町 33,810円 旧南部川村 23,000円	40,000円 33,700円 27,600円
介護保険料 基準月額	旧下関市 3,980円 旧菊川町 3,460円 旧豊田町 3,370円 旧豊浦町 3,460円 旧豊北町 3,250円	4,200円	旧川内市 4,500円 旧樋脇町 3,800円 旧入来町 4,200円 旧東郷町 4,000円 旧祁答院町 3,900円 旧里村 3,700円 旧上飯村 3,620円 旧下飯村 2,500円 旧鹿島村 3,896円	4,500円	旧宮古市 2,936円 旧田老町 2,700円 旧新里村 3,869円	3,985円	旧南部町 2,596円 旧南部川村 2,945円 H12~H14計画 H18~H20計画	7,177円

【資料 合併後の住民アンケート調査】

I. 報道機関、大学、県等が実施したアンケート等

(1) 住民等向けアンケート等

実施主体	調査時期	調査対象	有効回答率等	合併についての評価					備考	
				良かった	変わらない	わからない	悪かった	どちらとも 言えない		
朝日新聞	1 H18.10	全国の有権者3,000人	60.0%	うち「合併があった」と回答した38%の人の回答	42%	-	-	34%	-	
愛媛新聞	2 H17.9	愛媛県内の有権者	2,132人		22%	-	-	22%	49%	愛媛県 合併時期: H15.4~H17.8 市町村数: (H11.3)70→(H17.8)20
	3 H19.7	愛媛県内の有権者	-		17%	-	-	25%	55%	
山陽新聞	4 H17.11~12	岡山県内に事業所のある主に 資本金3千万円以上の企業の トップ306人と、有識者142人	62.7%		57%	-	-	6%	36%	岡山県 合併時期: H16.10~H19.1 市町村数: (H11.3)78→(H19.1)27
	5 H18.7~8	岡山県津山市(つやまし)の20 歳以上の住民1,000人	54.8%		21%	-	54%	23%	-	岡山県津山市 H17.2.28編入合併(5団体)
	6 H18.4~5	岡山県新見市(にいみし)の20 歳以上の住民1,000人	71.2%		21%	-	40%	37%	-	岡山県新見市 H17.3.31新設合併(5団体)
	7 H18.10~11	岡山県備前市(びぜんし)の20 歳以上の住民1,000人	66.5%		17%	-	44%	38%	-	岡山県備前市 H17.3.22新設合併(3団体)
	8 H18.2~3	岡山県赤磐市(あかいわし)の 20歳以上の住民1,000人	67.8%		21%	-	44%	35%	-	岡山県赤磐市 H17.3.7新設合併(4団体)
	9 H19.7~8	岡山県美作市(みまさかし)の20 歳以上の住民1,000人	62.4%		13%	-	21%	66%	-	岡山県美作市 H17.3.31新設合併(6団体)
10 H19.3~4	岡山県浅口市(あさくちし)の20 歳以上の住民1,000人	63.2%		22%	-	44%	32%	-	岡山県浅口市 H18.3.21新設合併(3団体)	
北海道函館市職員 労働組合	11 H18.6~7	一般市民1,000人	51.0%		20%	-	62%	18%	-	北海道函館市 H16.12.1編入合併(5団体)
香川県	12 H19.7~8	20歳以上の県民3,000人	43.0%	うち合併市町 の住民(994 人)の回答	24%	37%	-	28%	-	香川県 合併時期: H14.4~H18.3 市町村数: (H11.3)43→(H18.3)17

(主なアンケート項目)

高知新聞	13 H18.12	高知県内の有権者3,000人	51.4%	今後の合併の必要性について	高知県 合併時期: H16.10~H20.1 市町村数: (H11.3)53→(H20.1)34
県立広島大学 小見志郎 教授	14 H18年度	広島県世羅町(せらちょう)の20 歳以上の住民918人	59.1%	町に活気が出てきたか、生活にプラスになったこと、マイナスになったこと	広島県世羅町 H16.10.1新設合併(3団体)

(2) 市町村向けアンケート等

実施主体	調査時期	調査対象	有効回答率等	合併についての評価					備考	
				良かった	変わらない	わからない	悪かった	どちらとも 言えない		
共同通信 (山陽新聞等)	1 H18.5	岡山県、広島県、香川県の3知 事、69市町村長	100.0%	岡山県	(評価する)			(評価しない)		岡山県 合併時期: H16.10~H19.1 市町村数: (H11.3)78→(H19.1)27
				広島県	72%			20%程度		広島県 合併時期: H15.2~H18.3 市町村数: (H11.3)86→(H18.3)23
				香川県	96%			4%		香川県 合併時期: H14.4~H18.3 市町村数: (H11.3)43→(H18.3)17
北海道函館市職員 労働組合	2 H18.6~7	市職労全組合員2,081人	66.2%		23%	-	59%	18%	-	北海道函館市 H16.12.1編入合併(5団体)
佐賀県地方自治問 題研究所	3 H19.5~6	佐賀県唐津市(からつし)の自治 会長、地域審議会委員、市議会 議員496人	55.6%		19%	-	54%	21%	-	佐賀県唐津市 H17.1.1新設合併(8団体) H18.1.1編入合併(2団体)

(主なアンケート項目)

読売新聞	4 H18.9	全市町村(1,817)	97.6%	今後の合併の必要性、合併のメリット・デメリット 等	
------	---------	-------------	-------	---------------------------	--

II. 市町村が実施した住民向けアンケート等

(1) 合併についての評価が掲げられているもの

実施主体	調査時期	調査対象	有効回答率等	合併についての評価					備考	
				良かった	変わらない	わからない	悪かった	どちらとも 言えない		
秋田県湯上市 (かたがみし)	1 H19.7	住民2,000人	41.0%	必要性	(必要だった) 51%	-	(わからない) 35%	(不要だった) 14%	-	秋田県湯上市 H17.3.22新設合併(3団体)
熊本県宇城市 (うきし)	2 H18.7	住民490人	72.2%		21%	18%	19%	34%	-	熊本県宇城市 H17.1.15新設合併(5団体)

(2) 上記(1)以外のもの

(主なアンケート項目)

北海道日高町 (ひだかちょう)	1 H18.10~11	5,922世帯	32.4%	合併前と比べて変わったと感じていること	北海道日高町 H18.3.1新設合併(2団体)
秋田県湯沢市 (ゆざわし)	2 H18.3	20歳以上の住民2,123人	52.6%	合併してどのようなことが良かったか、悪くなったと思うか	秋田県湯沢市 H17.3.22新設合併(4団体)
秋田県にかほ市	3 H18.5~6	20歳以上の住民1,002人	90.5%	合併後の生活や身のまわりについて、どのようなことが変わったと思うか 等	秋田県にかほ市 H17.10.1新設合併(3団体)

(2) 上記(1)以外のもの(つづき)

(主なアンケート項目)

栃木県佐野市 (さのし)	4	H17.10	20歳以上の住民2,000人	52.4%	合併後の総合窓口の設置について	栃木県佐野市 H17.2.28新設合併(3団体)
群馬県高崎市 (たかさきし)	5	H18.2~3	20歳以上の住民5,000人	50.1%	合併後の新市に期待すること	群馬県高崎市 H18.1.23編入合併(5団体) H18.10.1編入合併(2団体)
新潟県新潟市 (にいがたし)	6	H18.4~5	市民。庁舎等にアンケート用紙及び投票箱を設置		合併前と比べて、行政サービスについて、全体的にどのように感じるか 等	新潟県新潟市 H13.1.1編入合併(2団体) H17.3.21編入合併(13団体) H17.10.10編入合併(2団体)
新潟県阿賀野市 (あがのし)	7	H16.7~8	20歳以上の住民6,000人	42.3%	合併して良くなったと感じること、悪かったと感じること	新潟県阿賀野市 H16.4.1新設合併(4団体)
新潟県魚沼市 (うおぬまし)	8	H17.4	住民1,000人	47.2%	合併の効果があつたもの 等	新潟県魚沼市 H16.11.1新設合併(6団体)
新潟県南魚沼市 (みなみうおぬまし)	9	H18.10	市政モニター17人(男:10人、女:7人)		合併して良くなったこと、悪くなったこと 等	新潟県南魚沼市 H16.11.1新設合併(2団体) H17.10.1編入合併(2団体)
富山県南砺市 (なんとし)	10	H17.10	18歳以上の住民3,000人	98.7%	合併して特に良かったと感じたもの、悪かったと感じたこと 等	富山県南砺市 H16.11.1新設合併(8団体)
富山県射水市 (いみずし)	11	H18.7	18歳以上の住民5,000人	60.9%	合併前後で生活がどのように変化したと感じているか	富山県射水市 H17.11.1新設合併(5団体)
長野県大町市 (おおまちし)	12	H18.4~5	20歳以上の住民2,200人	38.2%	合併により生活に変化はあつたか	長野県大町市 H18.1.1編入合併(3団体)
長野県安曇野市 (あづみのし)	13	H18.8	18歳以上の住民3,000人	41.8%	合併後の各種取組の達成度 等	長野県安曇野市 H17.10.1新設合併(5団体)
長野県木曾町 (きそまち)	14	H18.9	18歳以上の住民2,000人	61.1%	合併により地域はどう変わったか、住民サービスはどう変わったか	長野県木曾町 H17.11.1新設合併(4団体)
岐阜県瑞穂市 (みずほし)	15	H16.9	18歳以上の住民3,000人	39.3%	各項目について合併の効果があつたと思うか 等	岐阜県瑞穂市 H15.5.1新設合併(2団体)
静岡県浜松市 (はままつし)	16	H17.9	20歳以上の住民3,000人	59.6%	合併による生活の変化 等	静岡県浜松市 H17.7.1編入合併(12団体)
	17	H18.6	20歳以上の住民3,000人	51.9%	合併による生活の変化 等	
愛知県一宮市 (いちのみやし)	18	H18.11	18歳以上の住民3,000人	58.5%	合併の効果が出ていると思うか	愛知県一宮市 H17.4.1編入合併(3団体)
三重県四日市市 (よっかいちし)	19	H18.11~12	旧桶町(くすちょう)地域の20歳以上の住民1,000人	45.3%	合併の効果についてどのように感じているか 等	三重県四日市市 H17.2.7編入合併(2団体)
滋賀県愛荘町 (あいしようちょう)	20	H18.11	16歳以上の住民2,000人	45.0%	合併によって良くなったと思えること、合併してから不満や不安に思うこと 等	滋賀県愛荘町 H18.2.13新設合併(2団体)
兵庫県豊岡市 (とよおかし)	21	H17.12	18歳以上の住民15,000人	39.9%	合併によって達成できたこと、合併してからの不満・不安 等	兵庫県豊岡市 H17.4.1新設合併(6団体)
兵庫県南あわじ市	22	H17.10	16歳以上の住民4,500人	50.8%	各項目について合併前と比較しどのような実感を持っているか 等	兵庫県南あわじ市 H17.1.1新設合併(4団体)
兵庫県朝来市 (あさこし)	23	H17.10	18歳以上の住民5,000人	49.0%	合併の効果	兵庫県朝来市 H17.4.1新設合併(4団体)
兵庫県神河町 (かみかわちよう)	24	H18.7	20歳以上の住民2,000人	94.4%	各項目について合併前と比較しどのような実感を持っているか、合併後旧町以外の公共的施設を利用するようになったか 等	兵庫県神河町 H17.11.7新設合併(2団体)

(2) 上記(1)以外のもの(つづき)

(主なアンケート項目)

奈良県五條市 (ごじようし)	25	H19.2	18歳以上の住民3,000人	30.8%	各項目に関する合併前との比較	奈良県五條市 H17.9.25編入合併(3団体)
和歌山県紀美野町 (きみのちよう)	26	H18.7	18歳以上の住民4,200人	45.3%	合併効果を高めていくための重要施策	和歌山県紀美野町 H18.1.1新設合併(2団体)
鳥取県鳥取市 (とっとりし)	27	H17.1	15歳以上80歳未満の住民4,000人	47.5%	合併して良くなったと感じること、悪くなったと感じること	鳥取県鳥取市 H16.11.1編入合併(9団体)
岡山県倉敷市 (くらしきし)	28	H18.9	旧船穂町(ふなおちよう)地域の20歳以上の住民1,000人、旧真備町(まびちよう)地域の20歳以上の住民2,000人、計3,000人	40.2%	各項目について、合併前と比べてどのように感じているか 等	岡山県倉敷市 H17.8.1編入合併(3団体)
広島県廿日市市 (はつかいちし)	29	H19.7~8	20歳以上の住民5,000人	39.9%	合併後、日常生活などに変化があつたか 等	広島県廿日市市 H15.3.1編入合併(3団体) H17.11.3編入合併(3団体)
香川県さぬき市	30	H15.10	18歳以上の住民2,500人	47.9%	各項目について、合併効果があつたと思うか 等	香川県さぬき市 H14.4.1新設合併(5団体)
高知県四万十町 (しまんとちよう)	31	H18.10	20歳以上の住民500人	98.4%	合併後の生活の変化があるか	高知県四万十町 H18.3.20新設合併(3団体)
高知県黒潮町 (くろしおちよう)	32	H19.6~7	18歳~75歳の住民1,000人、中学生116人(佐賀中学校3年生、大方中学校3年生)、高校生177人(大方高校全学年)	一般61.7% 中・高校生100%	合併後の生活に変化があるか(一般)、合併して学校生活の中で変わったと感じることはあるか(高校生)、合併して日常生活で変わったと思うことはあるか(中学生) 等	高知県黒潮町 H18.3.20新設合併(2団体)
福岡県福津市 (ふくつし)	33	H18.10~11	市役所によく来所したり、地域活動をしている住民300人	42.3%	合併前と比べて現在の市の雰囲気などをどのように感じるか 等	福岡県福津市 H17.1.24新設合併(2団体)
福岡県宮若市 (みやわかし)	34	H19.1	16歳以上の住民3,004人	43.3%	合併前後での行政サービス等の比較	福岡県宮若市 H18.2.11新設合併(2団体)
長崎県佐世保市 (させほし)	35	H18.6	旧吉井町(よしちよう)地域の2,153世帯	16.8%	合併前と比べて、行政の制度やサービスについてどのように感じるか 等	長崎県佐世保市 H17.4.1編入合併(3団体)
	36		旧世知原町(せたばらちよう)地域の1,380世帯	26.7%	合併前と比べて、行政の制度やサービスについてどのように感じるか 等	H18.3.31編入合併(3団体)
長崎県西海市 (さいかいし)	37	H17.9~10	19歳以上の住民12,214人	57.0%	地域の生活環境等についての合併前との比較	長崎県西海市 H17.4.1新設合併(5団体)
長崎県雲仙市 (うんぜんし)	38	H18.5	18歳以上の住民16,521人	75.2%	市に対する期待、不満・不安	長崎県雲仙市 H17.10.11新設合併(7団体)
長崎県南島原市 (みなみしまばらし)	39	H19.2~3	18歳以上の住民4,500人	33.4%	生活環境等に関する合併前との比較	長崎県南島原市 H18.3.31新設合併(8団体)
大分県日田市 (ひたし)	40	H19.5~6	旧町村部の20歳以上の住民1,000名、旧町村部の地域審議会委員73名	60.8%	合併後の行政サービスの合併前との比較 等	大分県日田市 H17.3.22編入合併(6団体)
宮崎県延岡市北方町(のべおかしきたかちよう)地域自治区	41	H19.2	旧北方町の1,516世帯	65.9%	合併して生活は変わったか、各種行政サービスは変わったか 等	宮崎県延岡市 H18.2.20編入合併(3団体) H19.3.31編入合併(2団体)
沖縄県八重瀬町 (やえせちよう)	42	H19.4	住民7,452人	37.5%	合併して良くなったと感じること、悪くなったと感じること	沖縄県八重瀬町 H18.1.1新設合併(2団体)

【資料 都道府県が実施したアンケート調査等一覧】

- 岩手県「合併市町村における合併効果と課題」に係るアンケート調査
＜合併旧法下で平成13年度以降に合併した12市町の統計データ＞

- 秋田県「市町村合併に関する住民アンケート結果」
＜合併形態が特徴的な3市の住民（原則20歳以上）6,900人を対象としたアンケート調査＞

- 埼玉県「実例から見た市町村合併」
＜合併した12市町に対してまちづくりの実例等を調査＞

- 島根県「島根県における合併市町の取り組み状況」
＜合併した15市町の合併担当課長及び事業担当課長へのアンケート結果＞

- 熊本県「合併効果の検証結果について」
＜合併16市町村に対するアンケート調査、住民モニター124名（合併関係市町村毎に2名）への個別面接の実施による調査＞

- 大分県「大分県市町村合併支援本部 第3回合併影響調査報告書」
＜平成17年1月1日から平成18年3月31日までに合併した12市の旧町村部の自治会や老人会などの各種団体等を訪問、または支所等において、直接聞き取り調査＞

- 鹿児島県「平成19年度 鹿児島県における市町村合併の実態調査」
＜旧法下に合併した18市町に対して書面照会及びヒアリング調査＞

市町村の合併に関する研究会名簿

(敬称略 50音順)

(構 成 員)

- 座 長 小 西 砂千夫 (関西学院大学教授)
- 座長代理 横 道 清 孝 (政策研究大学院大学 地域政策プログラムディレクター・教授)
- 今 吉 俊 郎 (薩摩川内市企画政策部行政改革推進課長)
- 大久保 康 雄 (宮古市会計管理者)
- 川 城 邦 彦 (北海道企画振興部地域主権局長)
- 辻 琢 也 (一橋大学大学院法学研究科教授)
- 土 山 希美枝 (龍谷大学法学部政治学科准教授)
- 寺 谷 敦 (みなべ町総務課主幹)
- 夏 野 修 (富山県土木部次長)
- 新 津 修 (山梨県商工労働部次長)
- 森 本 裕 之 (下関市総合政策部次長)

